

大東市文化財保存活用地域計画（素案）

令和7年 12 月

大東市

大東市文化財保存活用地域計画（素案）

目次

序章 計画の目的と位置づけ	1
1. 計画作成の背景・目的	1
2. 計画の対象	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画期間	6
5. 計画作成の経緯と体制	6
第1章 大東市の概要	7
1. 自然的・地理的環境	7
（1）大東市の位置・面積	7
（2）気候	7
（3）地形	8
（4）生態系	8
2. 自然災害	10
（1）過去の災害の状況	10
（2）今後発生する可能性のある災害	11
3. 社会的状況	12
（1）市の沿革	12
（2）人口	14
（3）産業	16
（4）土地利用・景観	17
（5）学校、文化・教育施設	18
（6）文化財施設	19
（7）交通	20
3. 歴史的背景	22
（1）旧石器・縄文・弥生時代	23
（2）古墳時代	24
（3）飛鳥・奈良・平安時代	24
（4）鎌倉・南北朝・室町時代	25
（5）安土桃山・江戸時代	27
（6）明治・大正・昭和時代（戦前）	28
（7）昭和時代（戦後）から現代	28

第2章 文化財の概要	29
1. 指定等の状況	29
2. 未指定文化財の状況	33
3. 大東市の文化財の概要	34
(1) 有形文化財	34
(2) 無形文化財	36
(3) 民俗文化財	37
(4) 記念物	37
(5) 文化的景観	38
(6) 伝統的建造物群	38
(7) 埋蔵文化財	38
(8) 保存技術	39
(9) 民間伝承	39
(10) 古地名	39
4. 小学校区別の分布状況	39
第3章 大東市の歴史文化の特徴	45
1. 水と共生しながら営まれた歴史文化	46
2. 交通・軍事の要衝として発展した歴史文化	47
3. 産業と技術を育んだ歴史文化	48
4. 参詣者が往来した歴史文化	49
5. 集落の信仰と祭礼が根付いた歴史文化	50
第4章 文化財の把握状況	51
1. 文化財の調査成果	51
2. 文化財の把握状況	53
第5章 文化財の保存・活用に関する将来像と方向性	55
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題	57
1. 【調査】の現状と課題	57
(1) 現状	57
(2) 課題	58
2. 【保存・管理】の現状と課題	58

(1) 現状	58
(2) 課題	59
3. 【活用】の現状と課題	60
(1) 現状	60
(2) 課題	61
4. 【担い手づくり】の現状と課題	62
(1) 現状	62
(2) 課題	63
5. 【防災】の現状と課題	63
(1) 現状	63
(2) 課題	64

第7章 文化財の保存・活用に関する方針と措置 65

1. 【調査】の方針と措置	66
(1) 方針	66
(2) 措置	66
2. 【保存・管理】の方針と措置	67
(1) 方針	67
(2) 措置	67
3. 【活用】の方針と措置	68
(1) 方針	68
(2) 措置	69
4. 【担い手づくり】の方針と措置	70
(1) 方針	70
(2) 措置	70
5. 【防災】の方針と措置	71
(1) 方針	71
(2) 措置	71

第8章 重点的な取組 73

1. 関連文化財群	73
(1) 関連文化財群の目的と設定の考え方	73
(2) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」の概要	73
(3) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」のストーリー	73
(4) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」の保存・活用の現状・課題・方針・措置	76
2. 文化財保存活用区域	78

（１）文化財保存活用区域の目的と設定の考え方	78
（２）「文化財保存活用区域」の設定	78
（３）「北条・野崎文化財保存活用区域」	79
（４）「御領文化財保存活用区域」の設定	85

第９章 計画の進め方	89
1. 計画の進捗管理と評価の方法	89
2. 計画の推進体制	90

参考資料 1	参 1
--------------	-----

1. 計画作成の体制	参 1
2. 計画作成の経緯	参 2

参考資料 2	参 3
--------------	-----

1. 大東市の文化財に関するアンケート調査まとめ	参 3
--------------------------------	-----

参考資料 3	参 13
--------------	------

1. 大東市の歴史文化の保存と活用を考えるワークショップ	参 13
2. 大東市の歴史文化の保存と活用を考えるワークショップ参加者アンケート結果	参 28

序章

1. 計画作成の背景・目的

大阪府の東部、河内地方のほぼ中央に位置する大東市は、古くから大阪・京都・奈良などの地域と水運や陸運でつながり、多くの人や物の往来を通じて、豊かな歴史文化が発展してきました。本市の歴史文化を構成する文化財は、飯盛城跡や平野屋新田会所跡など、既に文化財保護法や大東市文化財保護条例に基づき指定・登録されているもののほか、未指定ではあるものの井路（農業用水路）や旧街道沿いの歴史的町並み、路傍の道標、地域の歴史を伝える古文書や民具、地域の鎮守社、のぎきまいりや地車曳行などがあり、これらの文化財は市民の暮らしに現在も息づいています。

本市は、最高規範である自治基本条例（平成 17 年（2005）制定）で、「先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまち」をめざすことをうたっており、歴史文化を尊重したまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の社会経済情勢や生活様式の変化のなかで、本市においても、開発行為等によって失われた歴史的建造物や、人口の流出入や少子高齢化に伴う担い手の減少によって存続の危機に瀕している祭礼行事等もあります。

こうしたなか、平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法改正により、市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」が制度化されました。これにより、従来、価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりが可能となりました。

本市は、令和 8 年（2026）に市制施行 70 周年を迎えるにあたり、これまでのあゆみを振り返りながら、本市の将来計画を踏まえ、地域総がかりで文化財を保存・活用し、次世代に確実に継承していくため、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、「大東市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という）を作成しました。

本市は、本計画に基づき、市民が誇りに思う大東市の実現をめざし、市民の皆様や多様な関係者の方々とともに、文化財を活かした持続可能なまちづくりを一層推進していきます。

2. 計画の対象

文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」（令和7年（2025）3月21日変更、以下「指針」という）は、文化財保存活用地域計画の対象である「文化財」について以下のように記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

本計画は、文化財保護法が保護の対象とする第2条に規定される6類型と「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」を計画の対象とします。それに加えて、文化財保護法の対象以外に、本市の歴史文化を理解するうえで重要な歴史的・文化的資産である、「民間伝承」と「古地名」を本計画の対象とします。本計画は、これらを総称して「文化財」と呼びます。

そして、文化財とそれを取り巻く環境（文化財周辺の自然環境や景観、文化財を支える人々の活動・知恵・技術など）が総体的に示すものを「歴史文化」と定義します。

これらの「文化財」ならびに「歴史文化」は、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民の生活をより豊かなものとするものと定義づけます。

本計画で対象とする「文化財」

【文化財保護法が定義している文化財】

- 文化財保護法第2条に規定された文化財
有形文化財、無形文化財、民俗文化財、
記念物、文化的景観、伝統的建造物群
- 埋蔵文化財
- 文化財の保存技術

【本計画が独自に定義した文化財】

- 民間伝承
- 古地名

図序-1 計画の対象とする文化財

表序-1 大東市文化財保存活用地域計画で対象とする文化財

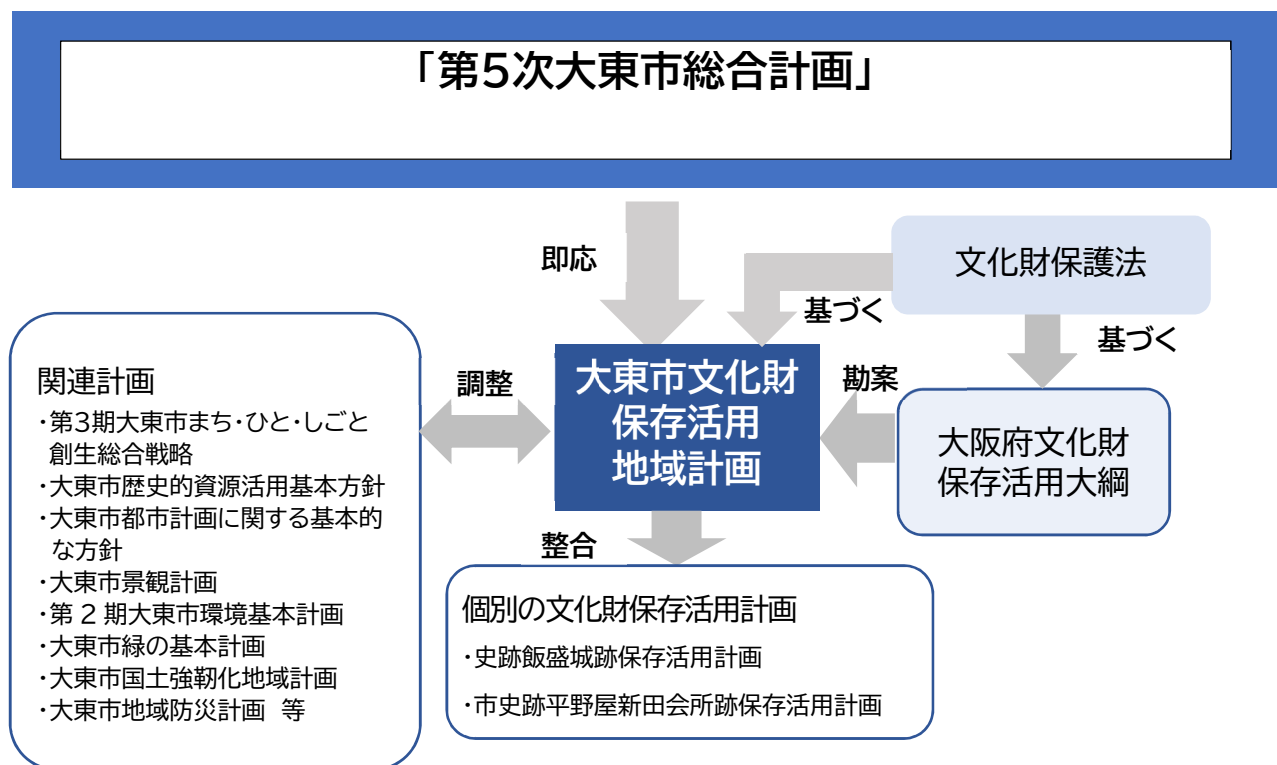
類型		概要
有形文化財	建造物	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。
	美術工芸品	
無形文化財		演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。
民俗文化財	有形の民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で生活の推移の理解のため欠くことのできないもののうち有形のもの。
	無形の民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で生活の推移の理解のために欠くことのできないもののうち無形のもの。
記念物	遺跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの。
	名勝地	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は鑑賞上価値が高いもの。
	動物・植物・地質鉱物	動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いもの。
文化的景観		地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活や生業の理解のために欠くことの出来ないもの。
伝統的建造物群		周囲の環境と一体となって歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。
埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財。
文化財の保存技術		文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等。
民間伝承		古くから口頭で語り継がれてきた伝説、昔話、風俗、習慣、信仰、芸能等。
古地名		過去に使用されていた小字、垣内、枝郷等の名称。

3. 計画の位置づけ

(1) 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき、大阪府が策定した「大阪府文化財保存活用大綱」を勘案したうえで、「第 5 次大東市総合計画（以下、「総合計画」という。）」の理念に則り、「第 3 期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」、「大東市歴史的資源活用基本方針」、「大東市都市計画に関する基本的な方針（大東市都市計画マスタープラン）」、「大東市景観計画」、「第 2 期大東市環境基本計画」、「大東市緑の基本計画」、「大東市国土強靱化地域計画」、「大東市地域防災計画」等の関連計画との調整を図ります。

また、個別の文化財保存活用計画である「史跡飯盛城跡保存活用計画」、「市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画」を本計画の下位計画に位置づけ、これらの個別計画を見直す際に、本計画との整合を図ることとします。



図序-2 本計画と諸計画との関係

（２）大阪府文化財保存活用大綱

■大阪府文化財保存活用大綱（令和２年（2020）３月策定）

大阪の文化財の保存・活用におけるめざすべき姿を、「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」とし、「文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承」と「文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展」を基本理念としています。そして、文化財の保存・活用における市町村の役割を、「域内の文化財にとって最も身近な行政組織としての施策実施」、「保存・活用にかかる施策実施のための体制整備」、「所有者等に対する支援」としています。また、所有者の役割を、「法や条例の趣旨に基づき文化財の維持管理、保存修理、公開等について、国・府・市町村の支援を得ながら自ら行うよう努める」としています。

（３）本市の上位計画と関連計画

■幸せデザイン大東（令和８年（2026）３月策定）

（第５次大東市総合計画・第３期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

総合計画で掲げている「一人ひとりの幸せの増大」をめざし、総合戦略において、地域資源の活用やその発信などにより、市外からの人の呼び込みや文化・歴史に対する市民の誇りの醸成を図るための施策等を実施するとしています。

■大東市歴史的資源活用基本方針（平成 27 年（2015）11 月策定）

本市の歴史的資源を、「知られざる最先端の繁栄の物語」（古代・中世）や「人の知恵と力で農村を発展させてきた物語」（近世）として利用することで、「来街者に向けたインバウンド&アウトバウンドの拡大、市民に向けたシビックプライドの形成に寄与させていく」と方針を示しています。

■大東市都市計画に関する基本的な方針（令和 4 年（2022）12 月改訂）

本市の将来像を、「地域がつながる魅力を伝える未来へ届ける幸せのまち大東」とし、「愛着と誇りの持てる魅力的なまちづくり」を推進するための基本方針に「自然や文化の保全・継承」、「地域の魅力の発信」、「地域の特性やコミュニティを踏まえたまちづくりの推進」等を設定しています。

■大東市景観計画（令和 2 年（2020）1 月策定）

本市の景観形成に関する基本目標を、「都市・自然・歴史が豊かに共存し、まちへの誇りを育む笑顔あふれる景観形成」とし、基本方針のひとつである「自然・歴史景観の維持」のため、「本市が有する自然や歴史資源の保全、魅力づくりを進めていく」としています。

■第 3 期大東市環境基本計画（令和 8 年（2026）3 月策定）

本市の環境政策の基本理念を、「快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう」とし、基本目標のひとつである「自然と共生する だいとうの環境」を実現するため、都市拠点や、公園・緑地などの緑の拠点、歴史・文化資源、山地部の豊かな自然などを結び、歩行者の回遊性の向上や、保護樹木等の緑の保全等を進めるとしています。

■大東市緑の基本計画（平成 29 年（2017）9 月改訂）

本市の将来像を、「みんなで育む緑のまちづくり～笑顔で住み続けられるまちをめざして～」とし、基本方針である「緑をまもる・つたえる」・「緑をつくる・むすぶ」・「緑をはぐくむ・いかす」を実現するため、野崎観音を中心とした山裾部の歴史的風土と一体となった緑や、御領地区の水郷の名残を見せる歴史的街並みを演出する緑等の保全・創出を進めるとしています。

■「大東市国土強靱化地域計画」（令和 6 年（2024）3 月改定）

本市における強靱な地域づくりの基本目標を、「いかなる自然災害が発生しようとも①人命の保護が最大限図られる、②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」とし、「起きてはならない最悪の事態」のひとつである「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」に備えるため、個別の文化財保存活用計画や文化財保存活用地域計画を作成し、文化財の防災措置を講じるとともに、文化財のデジタル・アーカイブ化や地域の有形・無形文化財の管理者及び管理団体の支援などの取組を進めるとしています。

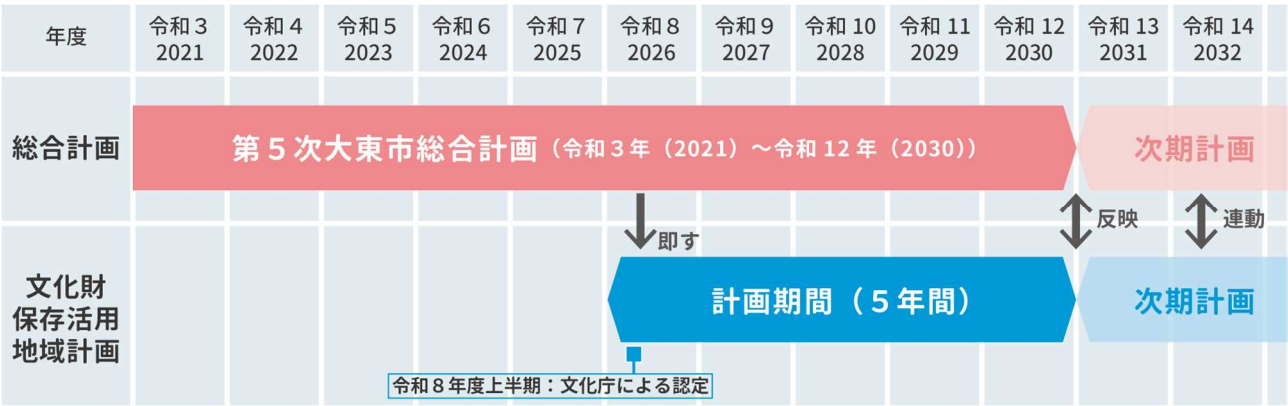
■「大東市地域防災計画」（令和4年（2022）3月改定）

「災害に強い安全なまちづくり」を進めるため、災害予防対策として、文化財の保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財の維持管理を推進することや、災害時の応急対策として、文化財保護条例等で指定されている文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力すること等を定めています。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画の計画終期に合わせて、令和8年（2026）度から令和12年（2030）度までの5年間とし、総合計画の改定時に、相互に計画内容を反映させます。なお、本計画の次期計画以降は、次期総合計画の計画期間と連動して計画期間を設定することとします（図序-3）。

なお、社会状況等の変化に伴い、地域計画の「計画期間の変更」、「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合は、文化財保護法第183条の4に基づき、文化庁長官の変更の認定を受けることとします。その他の軽微な変更を行う場合は、大阪府と文化庁に情報提供します。



図序-3 計画期間

5. 計画作成の経緯と体制

本計画の作成にあたって、大阪府、文化財所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体等で構成する「大東市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）」を組織しました。令和6年（2024）9月の第1回協議会を皮切りに、計5回開催し、意見を聴取するとともに、文化庁の指導・助言をうけながら計画作成を進めました。また、大東市文化財保護審議会において意見聴取を行い、計画に反映しました。

本計画の市民への意見聴取は、令和6年（2024）度に文化財所有者を対象としたアンケート調査、令和7年（2025）度に市民を対象としたワークショップとアンケート調査ならびにパブリックコメントを実施し、幅広い市民からの意見を反映しました。

第1章 大東市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 大東市の位置・面積

本市は、大阪府の東部、河内地方のほぼ中央に位置し、東西 7.5km、南北 4.1km で、総面積は 18.27 km²です。北は四條畷市、寝屋川市、門真市、西は大阪市（鶴見区）、南は東大阪市、東は奈良県生駒市と接しています。大阪・京都・神戸などの大都市に近く、交通の便に大変恵まれた土地です（図 1-1）。

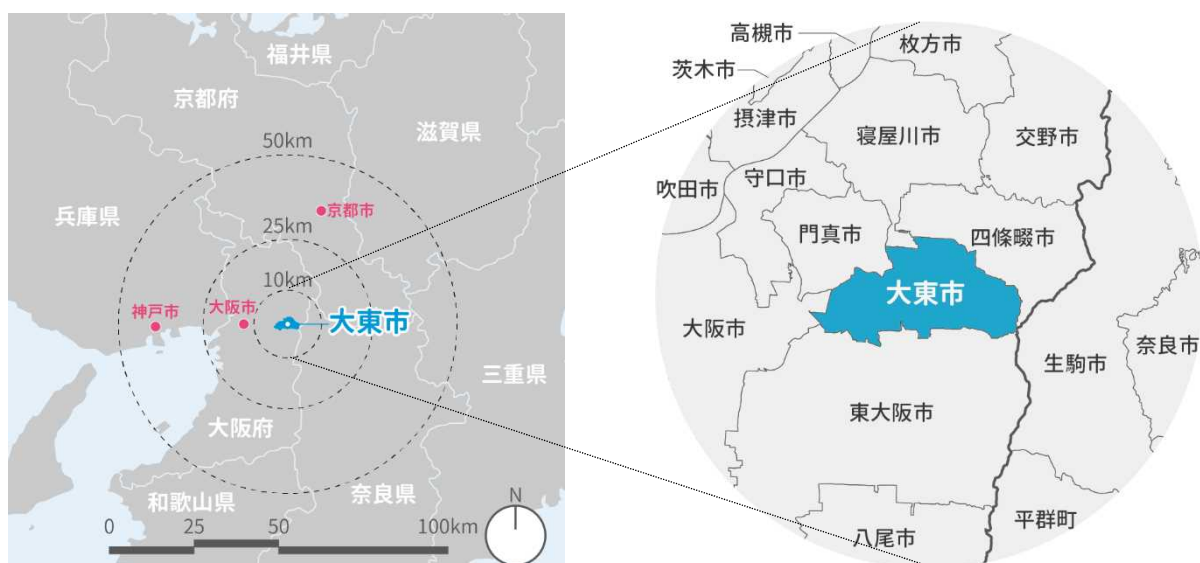


図 1-1 大東市の位置

(2) 気候

本市は、瀬戸内式気候に属し、比較的温暖で、年平均気温は 17 度前後です。降水量は、年平均 1,300mm 程度で、6 月下旬から 7 月初旬の梅雨時期や台風が多く襲来する 9 月の秋雨時期に降水量が増加する傾向があります。積雪はほとんど見られません（図 1-2）。

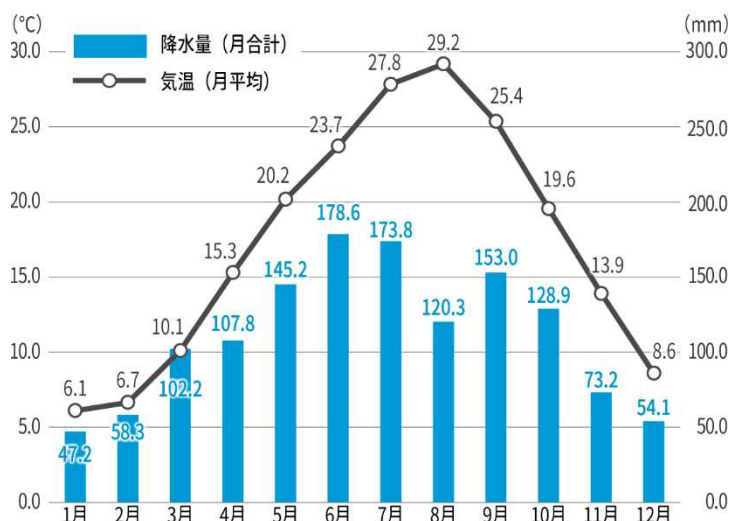


図 1-2 月別の気温・降水量

出典：過去の気象データ（大阪管区气象台、平成 6 年（1994）～令和 5 年（2023））（気象庁）

(3) 地形

本市は、東部3分の1が急峻な生駒山系の山地・丘陵地であり、北東部に標高314.3mの飯盛山があります。中部から西部は標高1～5mの氾濫平野、微高地（自然堤防）、後背湿地などが広がり、河内平野で最も低い場所です（図1-3）。

市内に、一級河川の寝屋川、恩智川、鍋田川、谷田川、権現川、準用河川の宮谷川、普通河川の北条川、市場川、野崎中川、立花川、廿田川、寺川中川、長農川、銭屋川、南川が流れています。そのほか、数多くの水路（井路）が張り巡らされています。

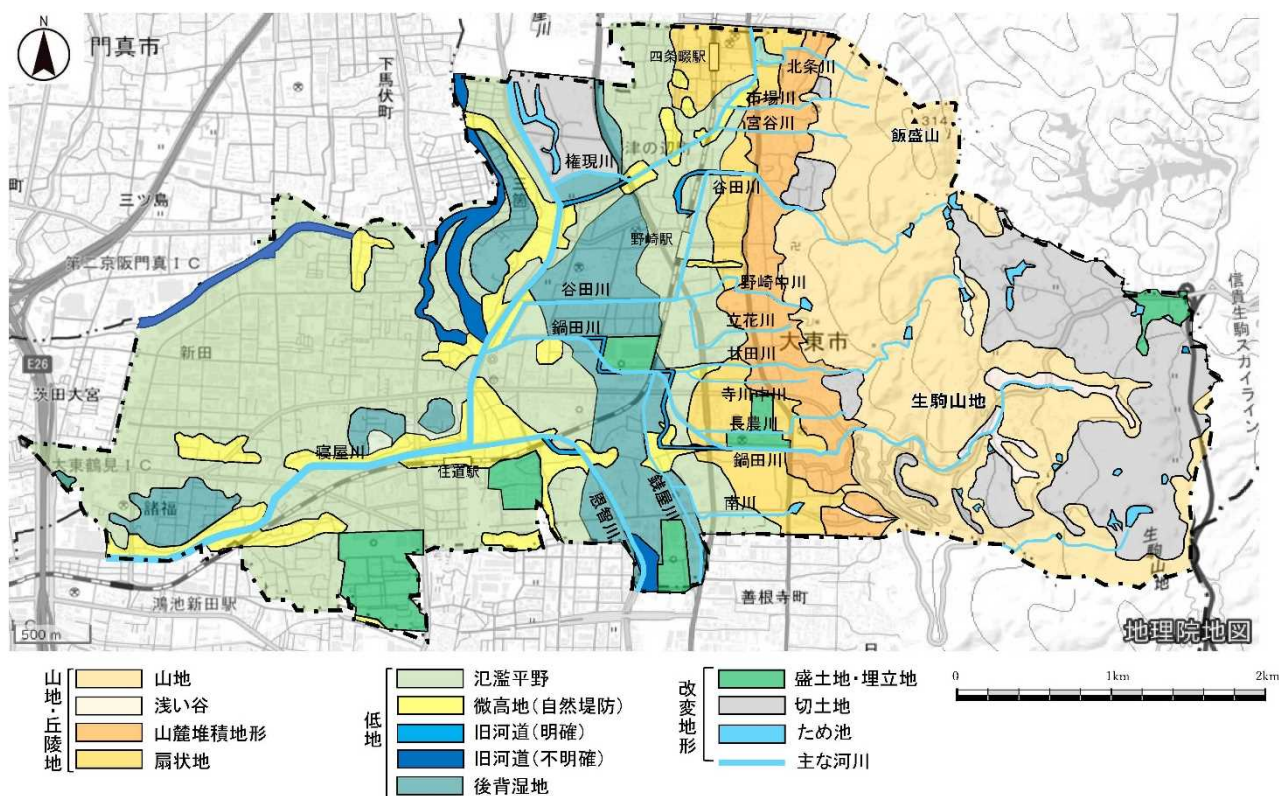


図1-3 大東市の地形図

出典：土地履歴調査 GIS データ（国土地理院）をもとに編集・加筆

(4) 生態系

■ 植生

本市東部は生駒山地の樹林地で、主に落葉広葉樹林であるアベマキーコナラ群集が広がり、山麓部や中腹部を中心に竹林の増殖も確認されています。一方、中部と西部は市街地や工場地帯が広がり、一部に水田雑草群落などがあります（図1-4）。

■ 緑地の保全

本市東部の生駒山地の樹林地は、自然公園法に基づく金剛生駒紀泉国定公園（321.0ha）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく金剛生駒近郊緑地保全区域（251.0ha）、森林法に基づく土砂流出防備保安林（39.2ha）及び地域森林計画対象有林（283.0ha）に指定されています。

本市は、「大東市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、「自然環境の保全のため、市民に

親しまれ、または由緒由来のある樹木又は樹林」を保護樹木または保護樹林に指定し保護しています。令和8年（2026）3月現在、保護樹木28本、保護樹林1ヵ所を指定しています（図1-5）。

また、市内に点在する耕作地の一部を生産緑地法に基づく生産緑地地区に指定し、その保全に取り組んでいますが、減少傾向にあります。

さらに、水路跡地を活用した緑道や水路散策路の整備、都市公園の開設によって身近な緑の確保を進めています。



三箇地区の耕作地

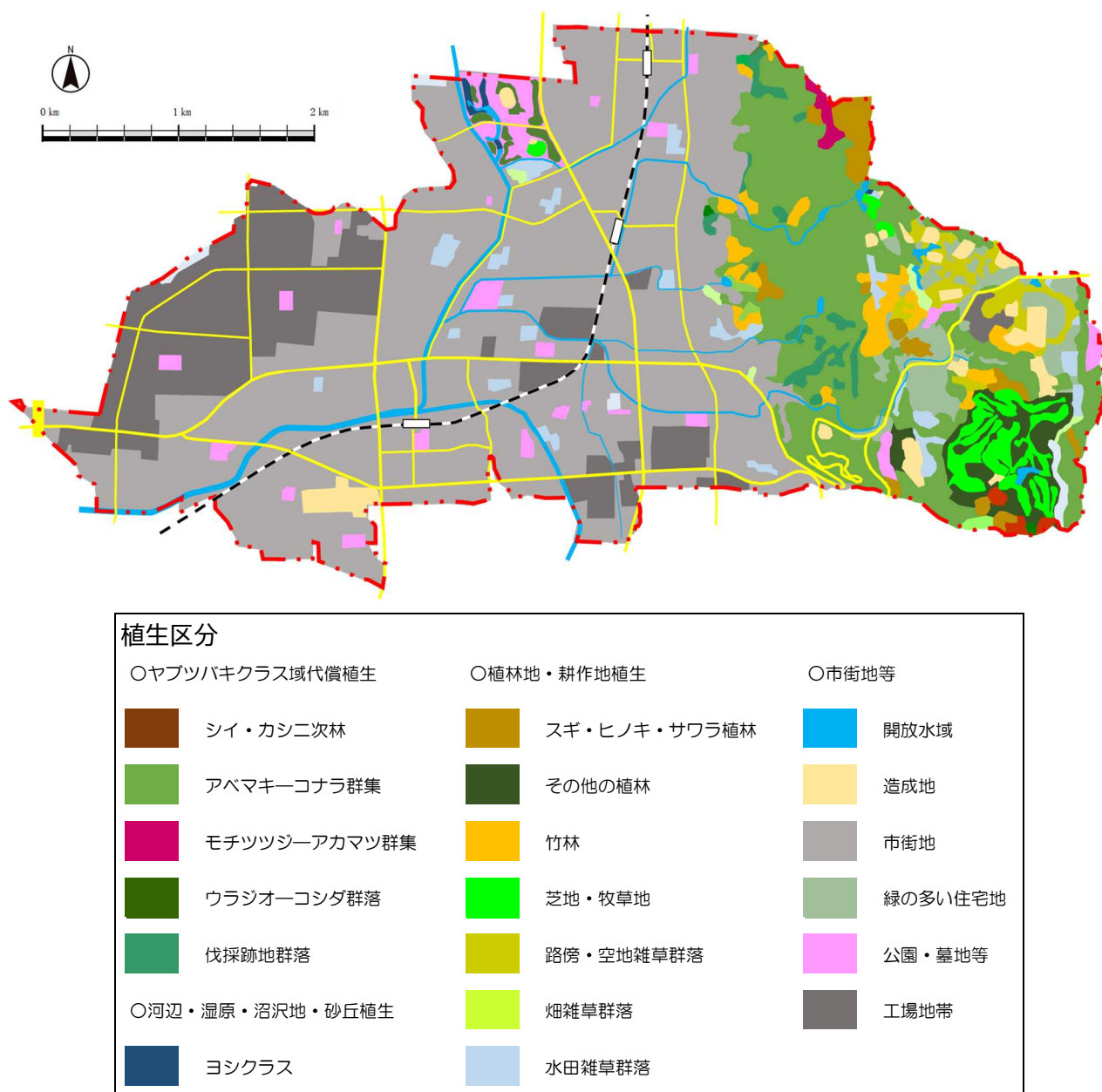


図1-4 植生図（第6回・第7回自然環境保全基礎調査結果）

出典：1/25,000 植生図 GIS データ（環境省生物多様性センター）をもとに編集・加筆

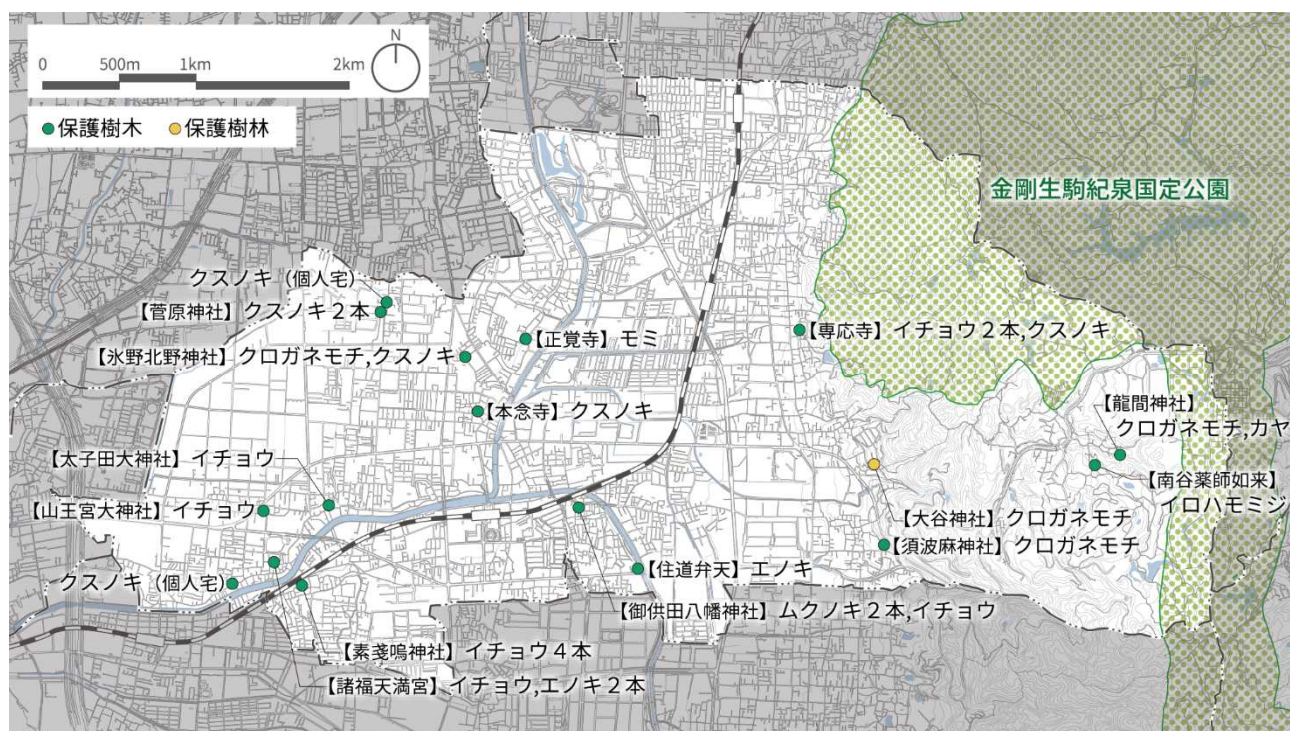


図 1-5 保護樹木・樹林及び国定公園の位置

2. 自然災害

(1) 過去の災害の状況

■風水害

本市中・西部は、河内平野のなかでもっとも低い場所で、中小の河川や水路が数多く流れていることから、古くから風水害の被害を受けやすい地域でした。明治 18 年（1885）の淀川洪水の際、市域を含む河内平野の北部一帯が浸水し、諸福もろふくの勝福寺しょうふくじ五百羅漢像ごひゃくらかんぞうの一部が流失しました。

また、昭和9年（1934）の室戸台風の際、強風により慈眼寺（野崎観音）の本堂が破損するなどの被害がありました。

近年の豪雨災害で大規模なものに、昭和 47 年（1972）7 月の豪雨が挙げられます。当時、台風の影響で 4 日間の集中豪雨が発生し、^{ねやがわ}寝屋川や^{おんちがわ}恩智川沿いの地区で水が堤防を乗り越え、広い範囲で住宅が水に浸かりました。さらに電車が止まったり、道路が水に浸かったりするなどの被害を受け、「大東水害」と呼ばれています。この豪雨水害の影響により、慈眼寺の書院が失われました。

このほか、昭和 50 年（1975）7 月、平成 24 年（2012）8 月に、大雨による床上・床下浸水等の被害が発生しています。また、昭和 57 年（1982）8 月に、北条^{ほうじょう}で集中豪雨による土砂崩れが発生し、建物が全壊する被害を受けています。

近年は、平成 30 年（2018）の西日本豪雨の影響により飯盛城跡で石垣の石材が落石し、同年の台風 21 号の影響により堂山古墳群で大規模な倒木が発生するなどの被害が発生しています。

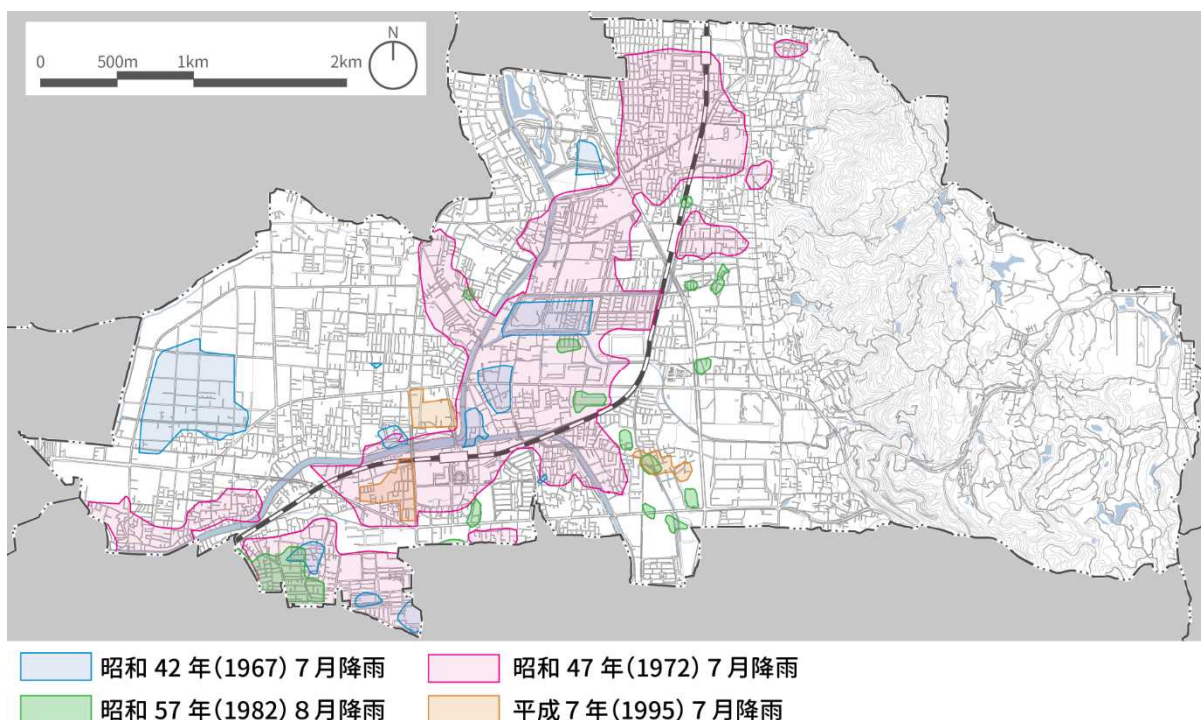


図 1-6 過去の降雨による浸水域

出典：土地履歴調査 GIS データ（国土地理院）をもとに編集・加筆

■地震災害

昭和時代以降、大阪府に影響を及ぼした地震は、東南海地震（昭和 19 年（1944）12 月 7 日発生、M7.9）、南海地震（昭和 21 年（1946）12 月 21 日発生、M8.0）、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災、平成 7 年（1995）1 月 17 日発生、M7.3）、大阪府北部を震源とする地震（平成 30 年（2018）6 月 18 日発生、M6.1）などがあります。

大阪府北部を震源とする地震発生時に、本市の最大震度は 5 弱であり、建物の一部破損 25 棟、負傷者 11 名の被害がありました。

（2）今後発生する可能性のある災害

■水害

市内を流れる河川のうち、寝屋川と恩智川は、流域面積が大きく、洪水により経済上重大または相当な損害を生じる恐れがあるため、大阪府が水防法に基づく洪水予報河川に指定しています。想定最大規模の降雨（1,000 年に一度以下の降雨）が発生した際に、寝屋川や恩智川、谷田川、鍋田川等が多点で破堤し、^{すみのどう}住道地区や^{ふこの}深野地区を中心に大規模な浸水が発生する可能性が想定されています。このほか、^{のぎきしんいけ}野崎新池で大雨による決壊被害、本市東部で土砂災害等が発生する可能性が想定されています。

■地震災害

大阪府による被害想定によると、市内に大きな被害を及ぼすと考えられる活断層による、地震の震度想定は表 1-1 のとおりです。特に、「上町断層帯地震 A」、「生駒断層帯地震」が発生した場合、建物被害、人的被害ともに大きくなると想定されています。また、大阪府による被害想定で、南海トラフ地震が発生した際の被害として、本市は最大震度 6 弱、死者数 21 名が想定されています。なお、津波による被害は受けないとされています。

表 1-1 本市における被害想定

断層名	地震の規模	建物被害		人的被害		
		全壊棟数	半壊棟数	死者数	負傷者数	避難所生活者数
上町断層帯地震 A	M7.5～7.8	3,573 棟	5,366 棟	23 人	1,832 人	8,972 人
生駒断層帯地震	M7.3～7.7	13,566 棟	8,512 棟	445 人	1,264 人	23,494 人
有馬高槻断層帯地震	M7.3～7.7	286 棟	714 棟	0 人	202 人	1,022 人
中央構造線断層帯地震	M7.7～8.1	38 棟	102 棟	0 人	28 人	144 人

出典：大阪府における地震による被害想定

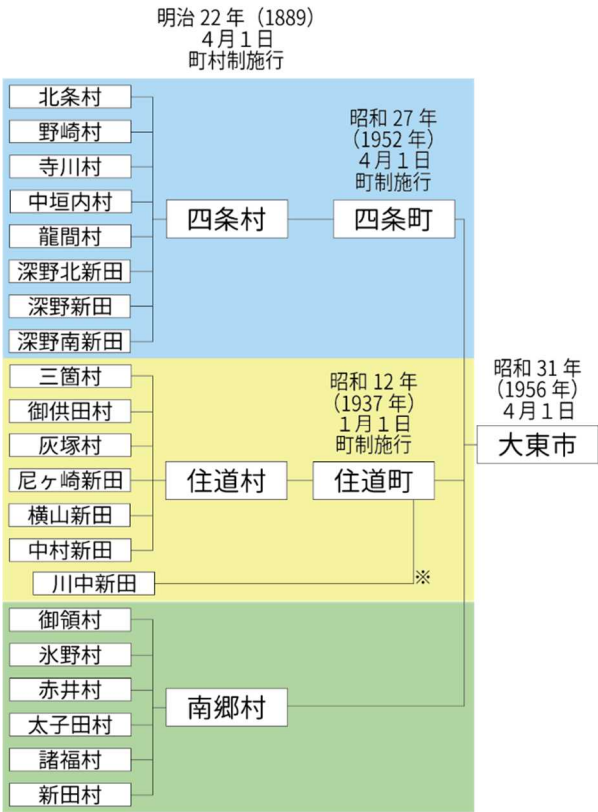
3. 社会的状況

(1) 市の沿革

明治 22 年（1889）4 月 1 日の町村制施行に伴い、
北条・野崎・寺川・中垣内・龍間の 5 カ村と深野北・
深野・深野南の 3 新田が合併し四条村に、三箇・
御供田・灰塚の 3 カ村と尼ヶ崎・横山・中村の 3 新
田が合併し住道村に、御領・氷野・赤井・太子田・
諸福・新田の 6 カ村が合併し南郷村になりました。
昭和 24 年（1949）4 月 1 日に、盾津町（現東大阪市）
から川中新田の一部を住道町に編入しました。昭和
31 年（1956）に四条町・住道町・南郷村が合併し、
大東市が成立しました（図 1-7）。

市名は、大阪市の東に隣接する衛星都市としての
飛躍的な発展を「光は東方より」のことわざに託し
ました。なお、市章は「大とう」の文字を図化した
もので、公募して定めたものです。

なお、本市の市立小学校は、町村制施行と同時期
に発足した四条尋常小学校・住道尋常小学校・南郷



※昭和 24 年（1949）、旧盾津町（現東大阪市）から編入

図 1-7 大東市の沿革

尋常小学校を源流としています。戦後の人口増加に伴い、新たな学校が次々に開校し、現在は 12 の市立小学校が所在し、地域の諸活動と小学校区が密接につながっています（図 1-9）。

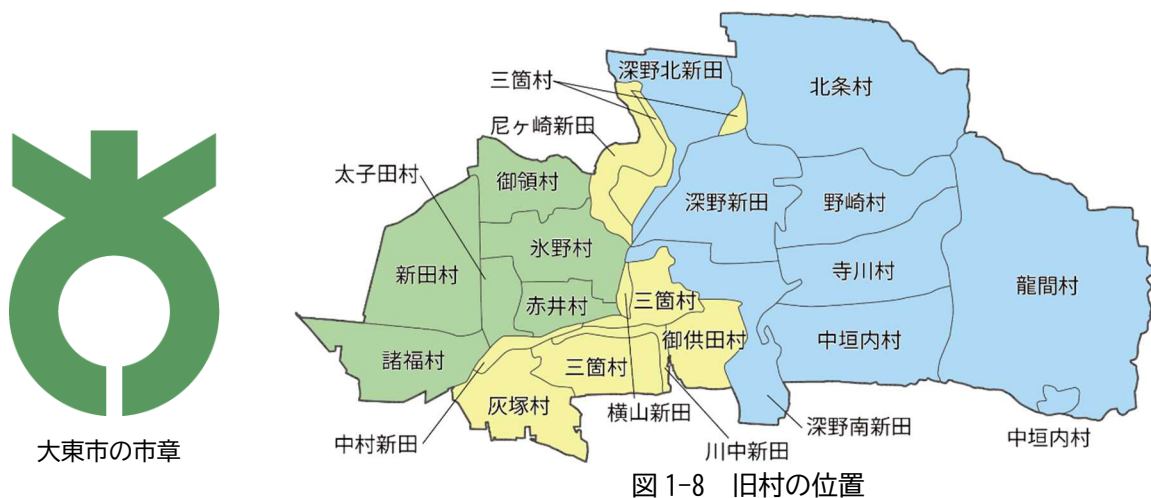


図 1-8 旧村の位置

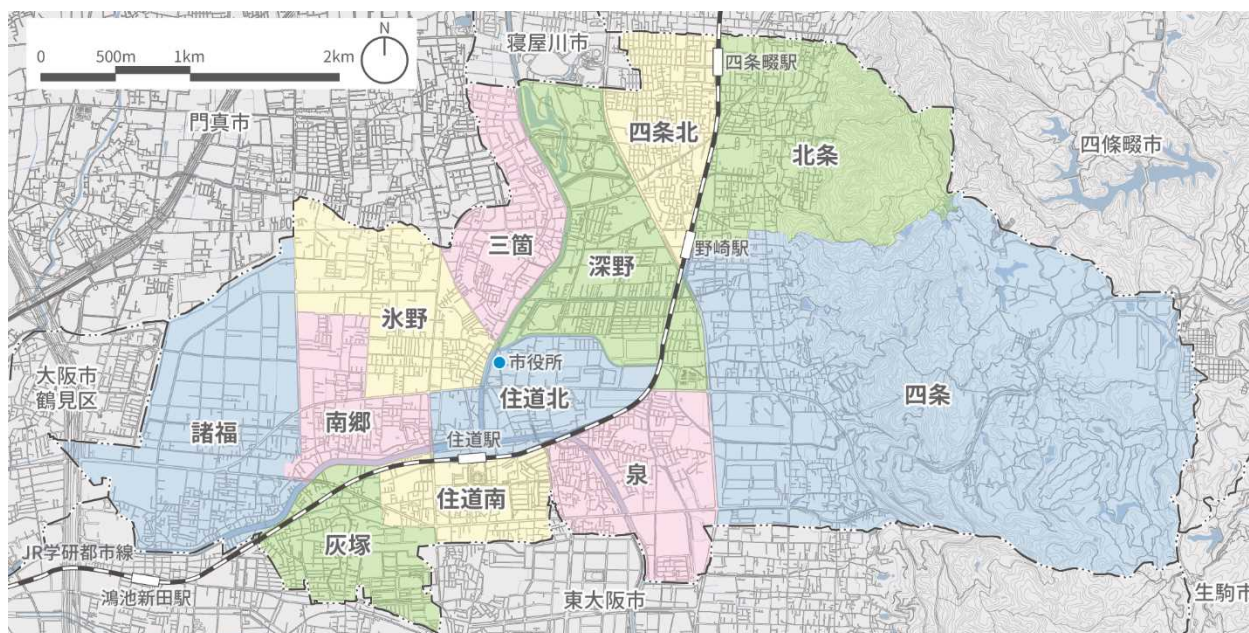


図 1-9 大東市の小学校区

表 1-2 町村制施行以前の旧村と現在の小学校区の対応

旧村	現在の小学校区	旧村	現在の小学校区
北条村	北条小学校・四条北小学校	尼ヶ崎新田	三箇小学校
野崎村	四条小学校	横山新田	住道北小学校
寺川村	四条小学校	中村新田	灰塚小学校
中垣内村	四条小学校・泉小学校	川中新田	住道南小学校
龍間村	四条小学校	御領村	氷野小学校
深野北新田	深野小学校・四条北小学校・三箇小学校	氷野村	氷野小学校・南郷小学校
深野新田	深野小学校・四条小学校・住道北小学校・三箇小学校	赤井村	南郷小学校
深野南新田	泉小学校・深野小学校・住道北小学校	太子田村	南郷小学校
三箇村	三箇小学校・住道北小学校・住道南小学校	諸福村	諸福小学校
御供田村	泉小学校	新田村	諸福小学校
灰塚村	灰塚小学校		

(2) 人口

国勢調査によると、3町村合併直前の昭和30年（1955）の人口は30,118人でしたが、平成12年（2000）に128,917人となりピークを迎えています。その後は減少を続け、令和2年（2020）の人口は119,367人です。なお、住民基本台帳によると、令和8年（2026）3月末時点の人口は、●●●人です。

一方、世帯数は増加の一途をたどり、令和2年（2020）は52,686世帯です。1世帯当たりの人員は昭和30年（1955）の5.0人から、令和2年（2020）に2.3人に半減しており、単身世帯や核家族世帯が増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年（2050）に87,420人程度まで減少すると推計されており、昭和45年（1970）頃の水準に近づきます（図1-10）。最新の推計が出れば差替

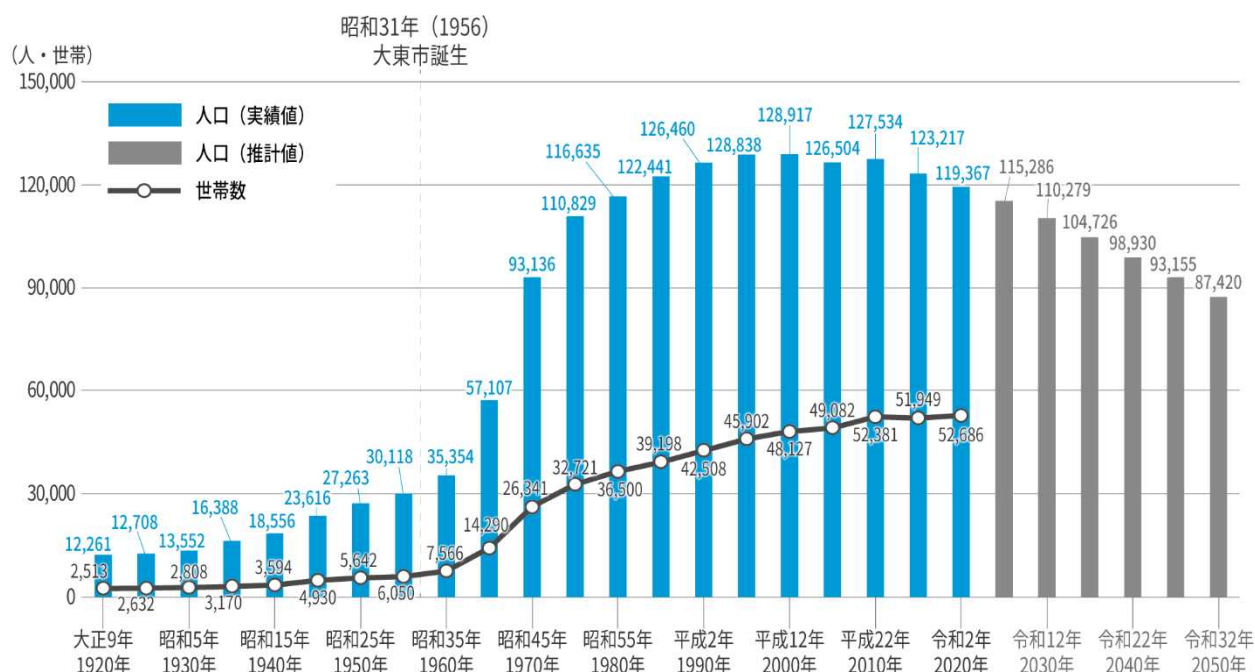


図1-10 人口と世帯数の推移

注：昭和30年（1955）までは、住道町、四条町、南郷村の合計。

出典：実績値は国勢調査（総務省、各年10月1日現在）、

推計値は『日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

年齢区分別の人口割合を平成12年（2000）と令和2年（2020）で比較すると、年少人口（14歳以下）は15.6%から11.9%に、生産年齢人口（15～64歳）は72.1%から61.0%に減少する一方で、老年人口（65歳以上）は12.3%から27.1%に倍増しています（図1-11）。

小学校区別に人口増減の状況を見ると、諸福で人口が微増していますが、その他の地区は人口が減少しています。特に、本市東部の北条・四条・四条北や西部の灰塚で人口が大きく減少しています（表1-3、図1-12）。また、高齢化率が本市の平均（27.1%）を上回る地区は、住道南・四条・四条北・深野・北条であり（表1-3 赤字）、本市東部で高齢化が進行しています（表1-3、図1-13）。

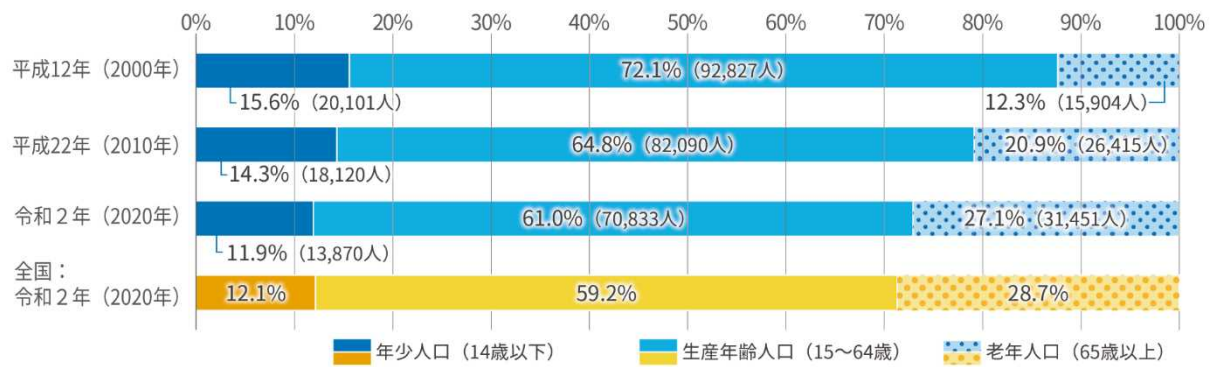


図 1-11 年齢区分別人口の推移 (年齢不詳を除く)

出典：国勢調査（総務省、各年10月1日現在）

表 1-3 小学校区別の人口増減・高齢化の状況

校区名	平成22年人口	令和2年人口	増減率	高齢化率	校区名	平成22年人口	令和2年人口	増減率	高齢化率
南郷	8,525	8,168	-4.2%	24.2%	氷野	9,806	9,246	-5.7%	23.9%
住道北	7,644	7,185	-6.0%	25.9%	泉	10,052	9,748	-3.0%	25.7%
住道南	10,442	10,337	-1.0%	29.3%	諸福	11,832	11,854	0.2%	22.1%
四条	14,401	12,972	-9.9%	29.2%	灰塚	11,582	10,294	-11.1%	26.5%
四条北	12,832	11,574	-9.8%	31.3%	三箇	8,037	7,902	-1.7%	24.0%
深野	10,842	10,254	-5.4%	27.5%					
北条	11,539	9,833	-14.8%	33.5%	大東市	127,534	119,367	-6.4%	27.1%

出典：国勢調査（総務省、各年10月1日現在）

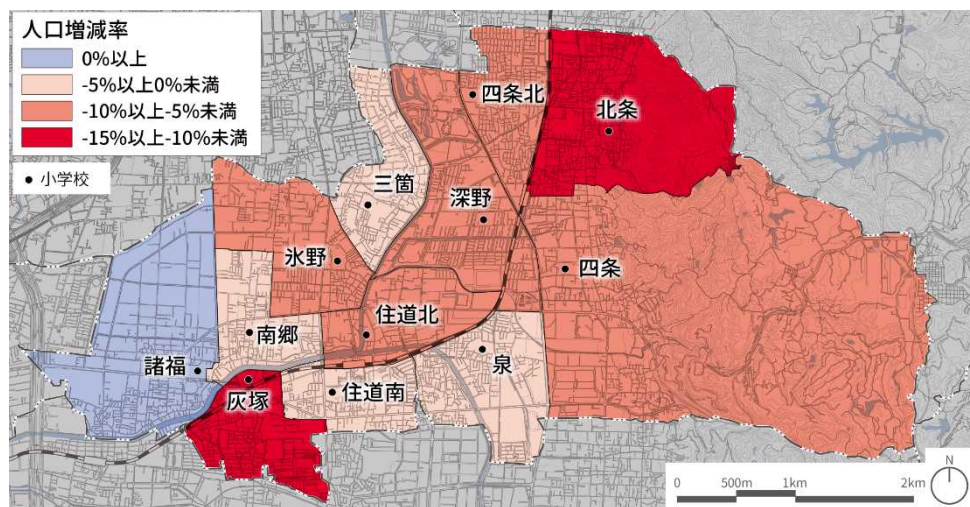


図 1-12 小学校区別の人口増減率

出典：国勢調査（総務省、各年10月1日現在）

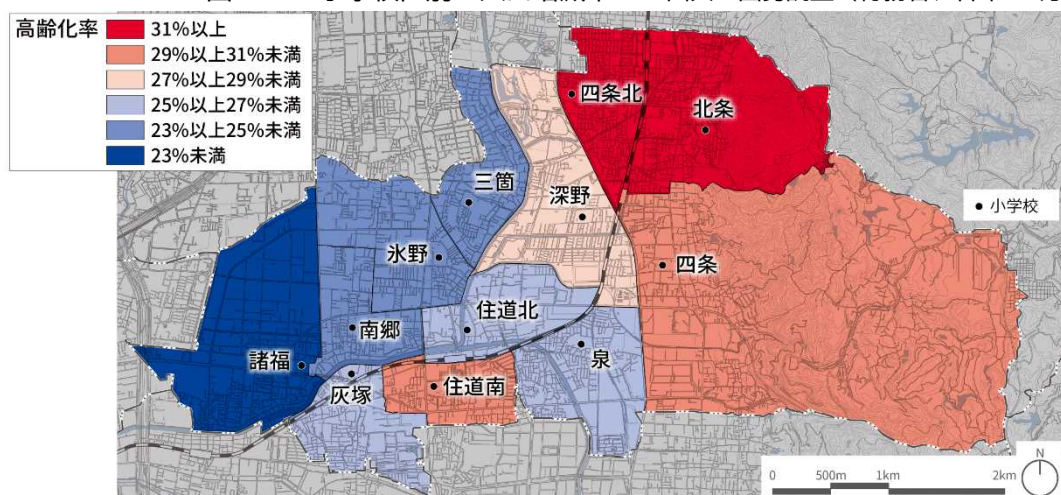


図 1-13 小学校区別の高齢化率

出典：国勢調査（総務省、各年10月1日現在）

(3) 産業

■産業大分類別の就業者数

本市の産業大分類別の就業者数は、第3次産業（68.6%）が最も多く、第2次産業（28.5%）が続
き、第1次産業はわずかです（図1-14）。

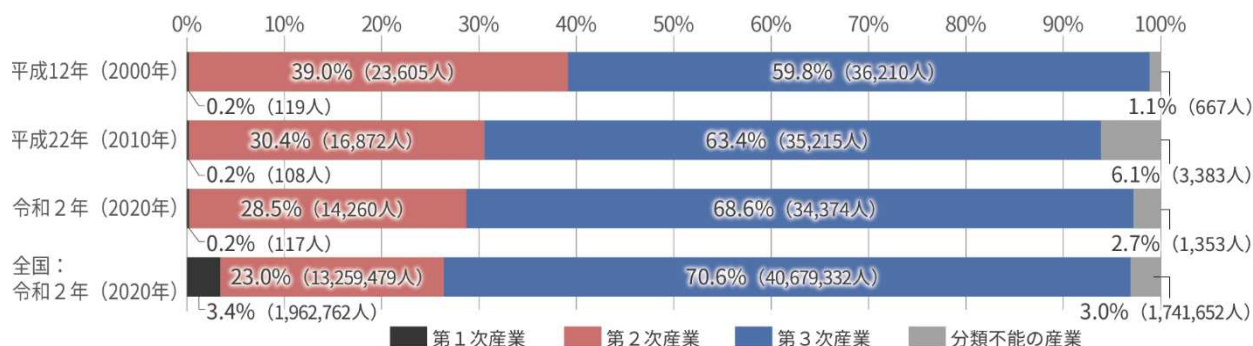


図1-14 産業大分類別の就業者数

出典：国勢調査（総務省、各年10月1日現在）

明治28年（1895）に摂河紡績（後の鐘紡住道工場）が開業して以来、市域でさまざまな業種の工場
が操業してきました。現在も本市西部を中心に工場地帯が広がることから、全国平均と比べると第2
次産業の割合が高く、府内有数の工業都市として知られています。

なお、第1次産業は、江戸時代到大規模な新田開発が行われ、米や木綿、菜種、レンコン等の特色あ
る農業が展開されてきましたが、工場進出や宅地化に伴い、耕作地は徐々に減少しています。

■観光

「大阪府観光統計調査」によると、令和5年（2023）の北河内地域（守口市、枚方市、寝屋川市、
大東市、門真市、四條畷市、交野市）の宿泊者数は46万1,519人で、大阪府全体（5,070万1,480人）
の1%です。なお、大東市市民意識調査によると、「歴史・観光資源や自然資源を活用した、市内外
から訪れたいくなるような魅力あるまちだ」に対する肯定的意見（とてもそう思う・ややそう思う）は
令和3年（2021）度の14.8%から令和6年（2024）度の19.4%に増加しています。

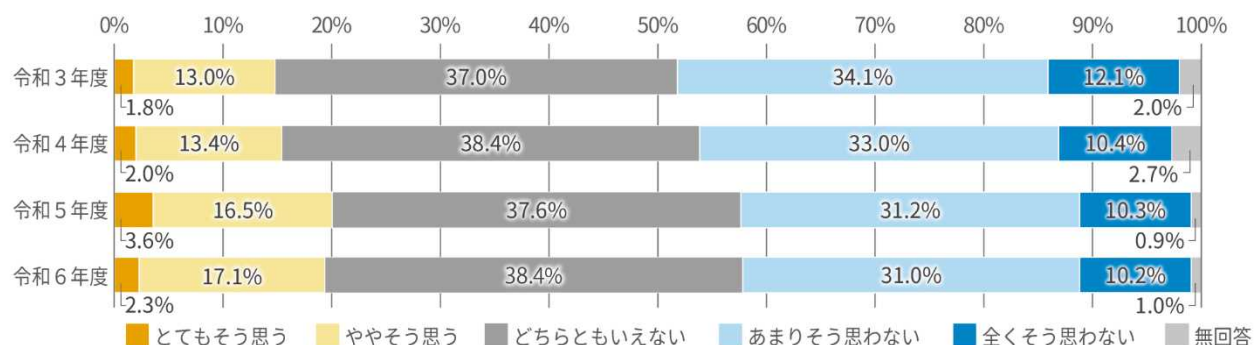


図1-15 「歴史・観光資源や自然資源を活用した、市内外から訪れたいくなるような魅力あるまちだ」に対する回答

(4) 土地利用・景観

本市の土地利用は、市街地が60.1%（一般市街地、工場地等）、普通緑地が8.7%（公園・緑地、学校等）、山林が18.7%です（図1-16）。

本市は中西部を市街化区域に、東部の生駒山地と大阪府が設置した治水緑地である深北緑地^{ふかきたりよぐち}を市街化調整区域に指定し、市街化を抑制しています。駅周辺は商業系地域、西北部や国道170号沿いなどを工業地域、その他の地域を住居系地域に指定しています。また、深野三丁目地区と龍間地区は、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行うため、地区計画を定めています（図1-17）。

本市は、令和2年（2020）に市全域を対象とした景観計画を定め、景観形成基準に従って大規模建築物を中心に形態・意匠の規制誘導を図り、魅力的な景観を守り、育て、市民が愛着や誇りを感じることでできる景観形成を推進しています。

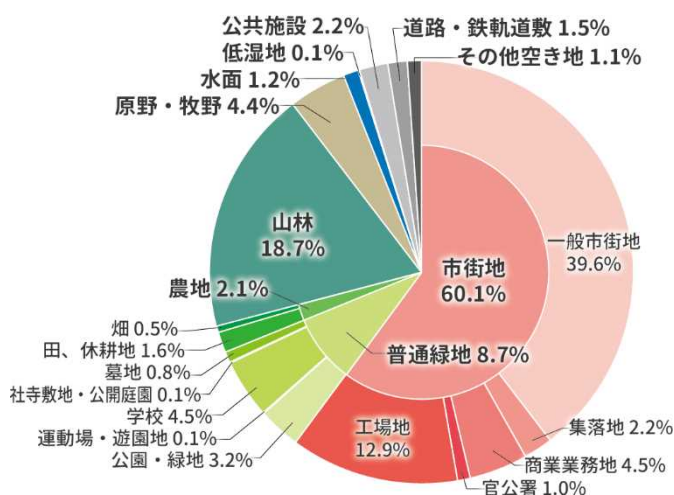


図1-16 土地利用の現況

出典：大東市統計書

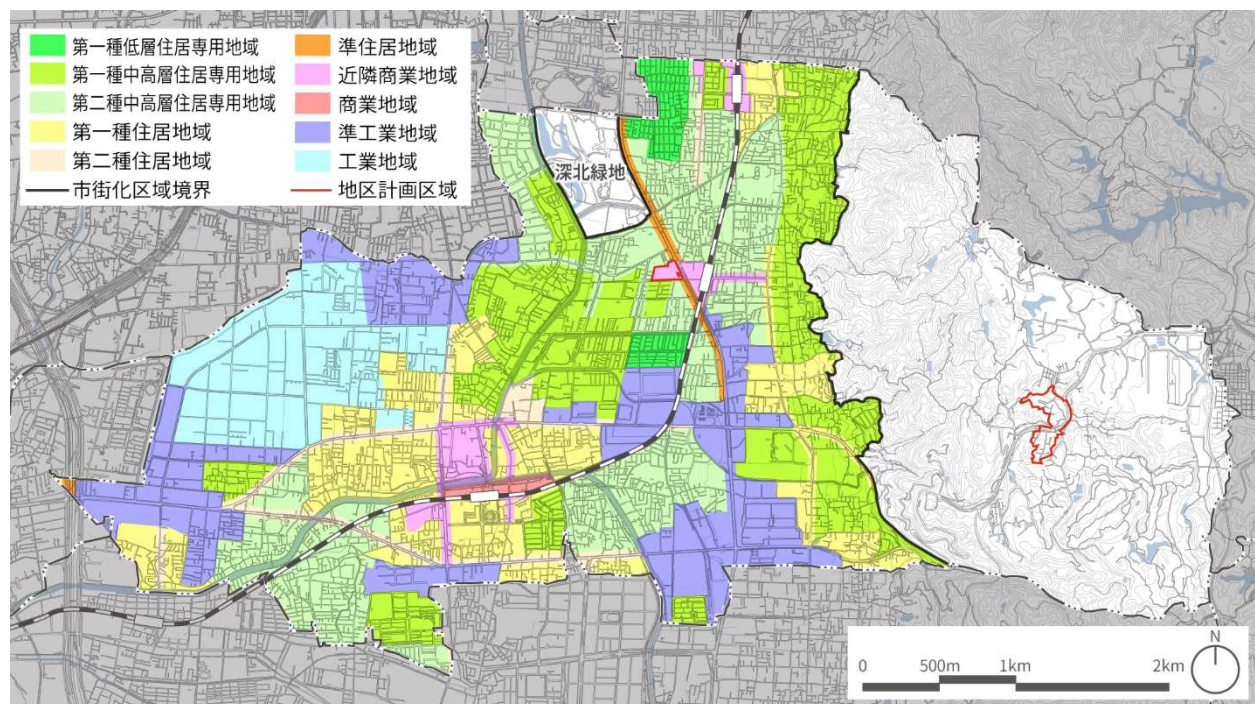


図1-17 用途地域と地区計画の指定状況（令和6年（2024）現在）

（５）学校、文化・社会教育施設

市内に、12 の市立小学校と私立小学校 1 校が所在しています。中学校は 10 校（市立 8 校、私立 2 校）、高等学校は 5 校（府立 2 校、私立 3 校）です。大学・短期大学は、四條畷学園大学、四條畷学園短期大学、大阪産業大学、大阪産業大学短期大学の 4 校が所在しています（図 1-18）。

文化施設は、市民会館、総合文化センター（文化ホール・公民館）、野崎まいり公園などがあり、市民文化活動や地域コミュニティ活動、催事等の拠点として利用されています。

社会教育施設は、中央図書館（総合文化センター内）、西部図書館・まなび南郷（来ぶらり南郷）、生涯学習センター（アクロス）、文化情報センター（DIC21）、歴史とスポーツふれあいセンター・東部図書館（来ぶらり四条）、まなび北新、野外活動センター（キャンピィだいとう）などがあり、市民の生涯学習やレクリエーション等の拠点として利用されています。

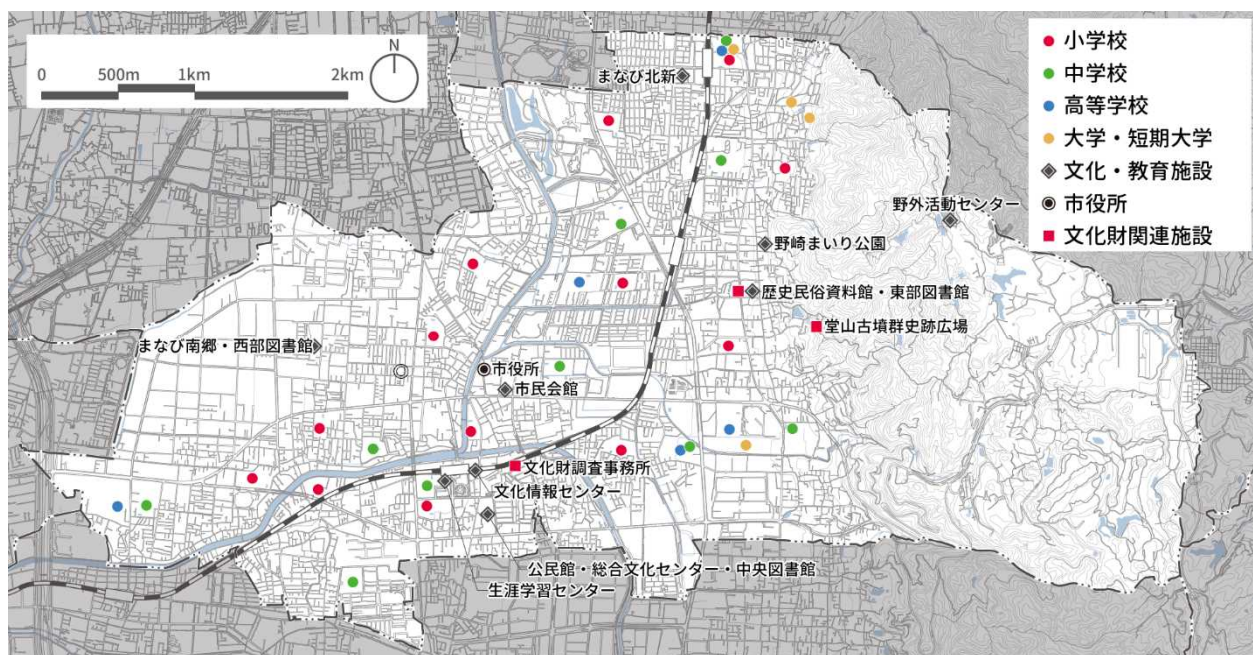


図1-18 学校、文化・社会教育施設、文化財関連施設の位置

(6) 文化財関連施設

文化財関連施設は、歴史民俗資料館、堂山古墳群史跡広場、大東市文化財調査事務所があります。各施設の概要は下記のとおりです。

■大東市立歴史民俗資料館（平成 24 年（2012）～）

【所在地】大東市野崎 3-6-1

【アクセス】JR 野崎駅から約 700m

【概要】旧四条小学校の敷地に設置した複合施設「歴史とスポーツふれあいセンター」内にある博物館類似施設です。常設展示は「大東市と水とのかかわり」をテーマに、考古資料、歴史資料、民俗資料を中心に本市の歴史を紹介し、廊下にハンズオンコーナーがあります。



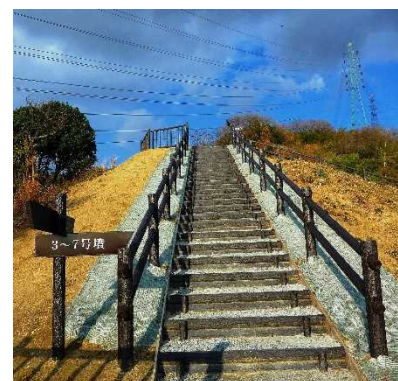
歴史民俗資料館

■大東市立堂山古墳群史跡広場（平成 24 年（2012）～）

【所在地】大東市寺川 4-675-1

【アクセス】JR 野崎駅から約 1.5 km

【概要】昭和 44 年（1969）に大阪府水道部大東浄水池の建設予定地において、地元住民が埴輪や鉄刀などを発見したことを契機に、大阪府教育委員会による発掘調査が行われ、堂山 1 号墳から出土した甲冑や刀剣などが大阪府指定文化財に指定されました。その後、地元住民の要望により、本市は、平成 24 年（2012）に 1 号墳から 7 号墳を史跡に指定し、大阪広域水道企業団の協力を得て、史跡広場を整備しました。



堂山古墳群史跡広場

■大東市文化財調査事務所（平成 6 年（1994）～）

【所在地】大東市住道 1-5-18

【アクセス】JR 住道駅から約 400m

【概要】発掘調査で出土した資料の整理と保存・管理を行い、土器洗浄などの体験事業も不定期で行っています。



大東市文化財調査事務所

(7) 交通

市内を運行する鉄道は、京橋駅と木津駅を結ぶ JR 学研都市線（片町線）が南西部から北部に向けて通り、南から住道駅、野崎駅、四条畷駅の3駅があります。本市の中心駅である住道駅から大阪市内中心部の京橋駅・北新地駅まで 10～15 分でアクセスでき、三ノ宮駅（神戸市）・京都駅・奈良駅へはいずれも 1 時間程度でアクセスできます。

市内を走行する路線バスは、民間事業者（近鉄バス、京阪バス）が運行するバスと、民営バスを補完する大東市コミュニティバス等があります。

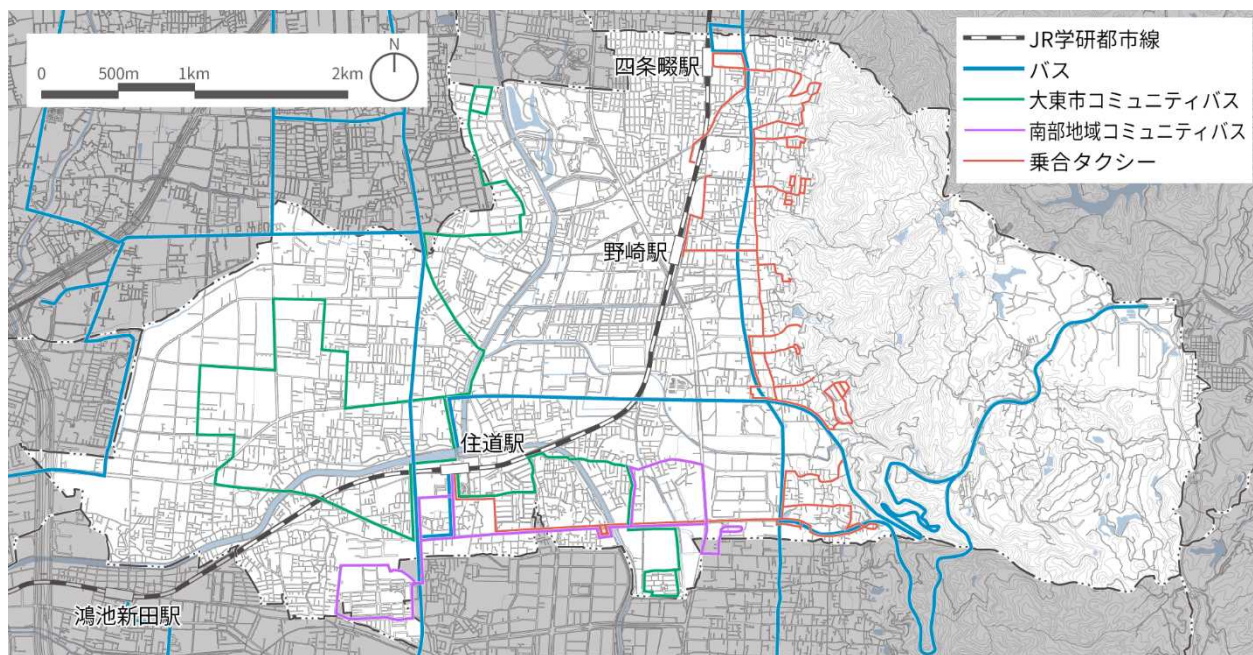


図 1-19 市内の鉄道路線とバス路線（令和 6 年（2024）2 月現在）

参考：大東市おでかけ公共交通マップ 令和 6 年 2 月発行第 3 版

民間事業者が運行するバスは、住道駅と四条畷駅を起点として、運行しています。

大東市コミュニティバスは、市民交通の利便性向上を図るため、生活道路を路線バス感覚で利用できるものとして運営し、JR 住道駅を起点として、南新田コース、三箇コース、西部コースの 3 コースで運行しています。また、JR 住道駅の主に南側において、買い物などの暮らしを支える交通手段として大東市南部地域コミュニティバスが^{ほうらい}朋来コースと中垣内コースの 2 コースで運行しています。

急な坂道が多い東部地域においては、乗合タクシーが北条コース、野崎・寺川コース、中垣内コースの 3 コースで運行しています（図 1-19）。



大東市コミュニティバス



大東市南部地域コミュニティバス



大東市東部地域乗合タクシー

さらに、本市は、民間事業者と協定を締結し、令和5年（2023）度からシェアサイクルの実証実験を行い、交通利便性の向上をめざしています。令和7年（2025）10月時点で、市内22カ所にサイクルポートを設置しています。



シェアサイクルのサイクルポート

市内を通る幹線道路は、南北方向に高槻市と泉佐野市を結ぶ国道170号（大阪外環状線）が、東西方向に大阪市と奈良県生駒市を結ぶ大阪府道大阪生駒線（阪奈道路）があります。また、西端に近畿自動車道が通り、国道1号（第二京阪道路）と門真JCTで連結しています（図1-20）。

このような道路網の整備により、大阪市、神戸市、京都市、奈良市等の周辺都市部に容易にアクセスすることができます。

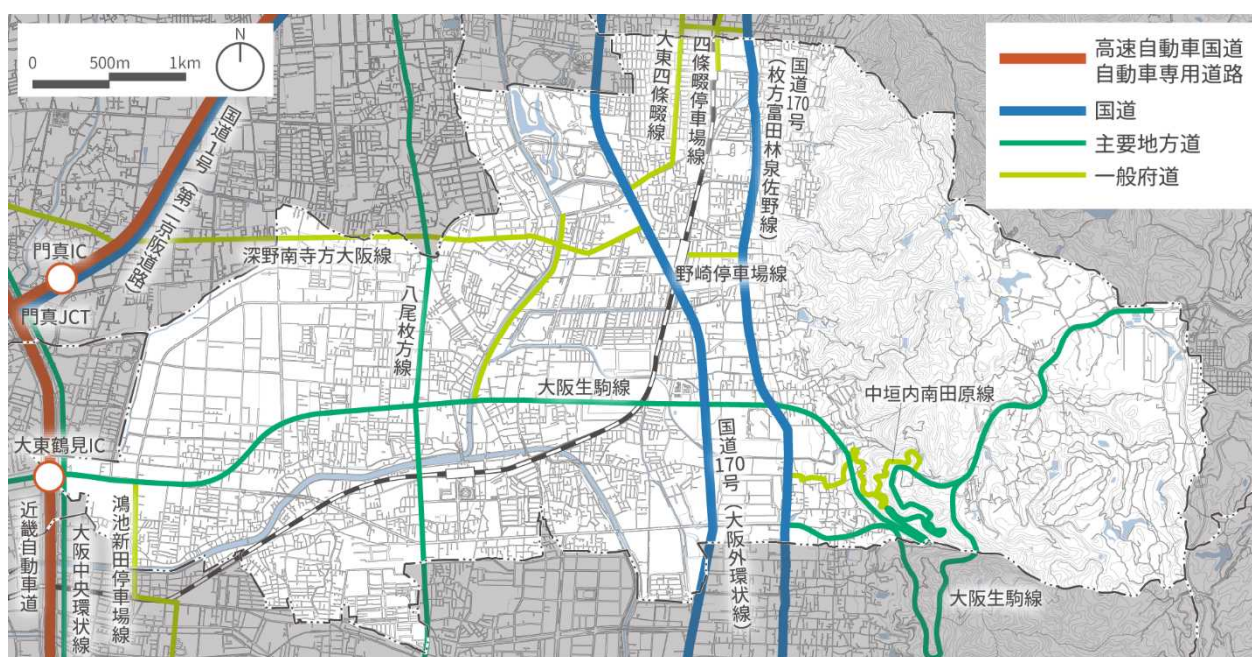


図1-20 市内の主な道路

4. 歴史的背景

大阪府の北東部に位置する本市は、原始・古代から現在に至るまでさまざまな地形の変化を経てきましたが、人々は環境の変化に対応しながら暮らしを営んできました。本市の歩みは次の年表に示すとおりです。

時代	大東市の動き	日本の動き
旧石器	BC18C ◇古大阪平野の時代 BC7C ◇古河内平野の時代	BC30C 岩宿遺跡(群馬県)
縄文	BC4C ◇河内湾の時代	BC4C 三内丸山遺跡
弥生	AD1C ◇河内湖の時代 ◇中垣内遺跡等が成立	57 倭の奴国が後漢に使者を送る
古墳	AD5～7C ◇堂山古墳群の造営	AD4～6C 百舌鳥古墳群(堺市)・古市古墳群(羽曳野市・藤井寺井)の造営 538 仏教が伝わる 643 飛鳥京遷都
飛鳥		
奈良	◇条里制が敷かれる	710 平城京遷都
平安	831 河内国の赤江御厨(赤井付近)の供御を停止 ◇東高野街道の整備 927 『延喜式』成立、須波麻神社が記載 ◇清少納言『枕草子』に勿入洩について記す	794 平安京遷都 894 遣唐使の廃止 ◇摂関政治の全盛 平家が滅亡 1185 源頼朝が鎌倉幕府を開く
鎌倉	◇西国から東大寺復興のための瓦などが運ばれる中継地となる	1192 源頼朝が鎌倉幕府を開く
室町	1348 四條畷の戦い ◇浄土真宗が河内に進出 1560 三好長慶が飯盛城を居城とする 1564 三好長慶がキリスト教の布教を許可	1274 蒙古襲来 1338 足利尊氏が室町幕府を開く 1467 応仁の乱 1549 ザビエル、キリスト教を伝える 1573 織田信長が將軍足利義昭を京都から追放
安土・桃山	1583 河内国が秀吉の蔵入地となる	1582 本能寺の変 1585 豊臣秀吉が関白に任官する
江戸	◇大坂城再築工事に伴い、生駒山中から石材を供出 1704 大和川の付替え 1705 深野池の新田開発がはじまる 1721 近松門左衛門『女殺油地獄』に野崎参りの情景が描かれる ◇平野屋新田会所の設置 1830 「おかげ参り」と「おかげ踊り」が流行	1603 徳川家康が江戸幕府を開く 1615 大坂夏の陣で豊臣家が滅亡 1716 享保の改革 1853 ペリー来航 1867 大政奉還
明治	1889 町村制施行 住道村・南郷村・四条村誕生 1895 浪速鉄道 片町～四條畷間開通	1868 明治維新 1894 日清戦争 1904 日露戦争
大正		1914 第一次世界大戦 1923 関東大震災
昭和	1937 住道村が住道町となる 1952 四条村が四条町となる 1956 大東市制施行 1958 阪奈道路が開通 1972・75 昭和47・50年豪雨災害 1987 歴史民俗資料館開館	1945 第二次世界大戦終結 1946 日本国憲法公布 1970 大阪万博開催
平成	2012 歴史とスポーツふれあいセンター開館(歴史民俗資料館移転)	1995 阪神・淡路大震災 2011 東日本大震災
令和	2021 飯盛城跡の国史跡指定	2020 新型コロナウイルスの感染拡大 2024 能登半島地震 2025 大阪・関西万博開催

(1) 旧石器・縄文・弥生時代

今から約 23,000 年前の旧石器時代は、年平均気温が今より約 7℃低く、海面が低かったため、日本列島は大陸とつながっており、大阪湾も陸地となっていました。当時、人々は石器や動物の骨や角から作られた骨角器を用い、狩猟採集を行っていました。市域で旧石器時代の遺跡は見つかっていませんが、中垣内遺跡で狩猟のために棒の先に取り付けて使われた約 20,000 年前のナイフ形石器が見つっています。

約 12,000 年前の縄文時代初期に、温暖化に伴い海水面が上昇しはじめました。約 5,500 年前の縄文時代後期に海水面がさらに上昇し、生駒山地のすそ野まで河内湾といわれる海が広がりました。当時、人々は土器を使いはじめ、狩猟採集を行いながら集落に定住して生活するようになりました。市域では、河内湾の東岸にあった北新町遺跡や鍋田川遺跡で集落の存在を示す縄文土器が見つっています。

約 2,000 年前の弥生時代後期に、川から運ばれた土砂の堆積により、河内湾は規模を縮小し、河内湖へと変化していきました。当時、水稲耕作が普及し、農耕文化が日本列島の各地で根付いていき、河内湖周辺の中垣内遺跡や北条西遺跡、鍋田川遺跡などで集落が営まれるようになりました。



ナイフ形石器（中垣内遺跡出土）



鍬（中垣内遺跡出土）



弥生時代集落跡（中垣内遺跡）



河内湾の時代（約 5,500 年前：縄文時代後期）



河内湖の時代（約 2,000 年前：弥生時代）

(2) 古墳時代

古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、現在の大阪府南部でヤマト王権の大王らの墓とされる^{もず}百舌鳥・^{ふるいち}古市古墳群などの大型の古墳が築かれ、生駒山麓一帯にも多くの古墳が築かれました。

本市の代表的な古墳は、8基の古墳からなる^{どうやま}堂山古墳群です。このうち堂山1号墳は5世紀前半に築かれた円墳で、ヤマト王権から与えられたと考えられる鉄製の刀剣や太刀、^{たち}勾玉、^{まがたま}短甲、^{たんこう}冑などの副葬品が出土していることから、被葬者は河内湖周辺地域をおさめた有力者であったと評価されています。

当時、河内湖の東岸に多数の集落が存在しました。

市域では、北新町遺跡で竪穴住居や大型倉庫の跡が検出されているほか、^{とらいけい}渡来系集団の影響を示す^{しよきすえき}初期須恵器や^{かんしきけい}韓式系土器なども出土しています。



堂山1号墳(5世紀前半)



古墳時代の倉庫跡(北新町遺跡)



古墳時代の大阪平野(約1500年前)

(3) 飛鳥・奈良・平安時代

飛鳥時代から奈良時代にかけて、仏教の伝来と受容にともない、河内国に66カ所の寺院があったことが『^{しよくにほんぎ}続日本紀』に記録されています。堂山古墳群の麓の小字「^{かわらどう}瓦堂」(現在の寺川4丁目付近)に、^{しちどうがらん}七堂伽藍を備えた^{しうざんれんこうじ}紫雲山蓮光寺が建立されたと伝わり、付近で多数の瓦が出土していることから、市域に仏教が根付きはじめていたことを示しています。

奈良時代に、平城京を中心とした中央集権的な政治体制が整い、市域は河内国の^{まむたぐん}茨田郡と^{さくらぐん}讃良郡に属しました。当時の河内平野の土地は、耕作地を碁盤の目状に区画する^{じょうりせい}条里制が敷かれ、国家により管理されました。



河内平野の条里(奈良時代)

条里制の名残として、「北条」、「四条」といった地名が現在も継承されています。

奈良時代後半から平安時代に、開墾地の私有化が進み、皇族・貴族や社寺などが支配する^{しょうえん}荘園が拡大していきました。8世紀後半に、中垣内付近に^{さいだいじりょうすはまのしょう}西大寺領渚濱荘が置かれました。また、『類聚国史』に、天長8年(831)に朝廷の^{くごりょう}供御領であった「堤外赤江」と「堤内赤江」を停止したとの記事が見えますが、この「赤江」は現在の^{ひのあかい}氷野・赤井付近と考えられています。

当時、河内湖は大きな池になっており、平安時代中期に清少納言が執筆した随筆『枕草子』に「勿入渚」(入ってはいけない渚)の名で登場します。平安時代後期に、勿入渚に沿って南北に走る^{ひがしこうや}東高野街道が整備され、市域東部は交通の要衝となりました。街道付近の中垣内に鎮座する^{すはま}須波麻神社は、延長5年(927)にまとめられた『延喜式』の巻九(神名帳)に登場します。

(4) 鎌倉・南北朝・室町時代

鎌倉時代に幕府による武家政権が成立しました。建長4年(1252)に記された河内の在地土豪水走氏の財産目録に、「^{ひのかわ}氷野河」や「^{ひろみ}広見池」などの市域の地名が記されています。広見池は勿入渚の別名で、池の周辺にあった^{ごりょう}北新町遺跡や御領遺跡で、椀や箸など当時の人々の生活用品が出土しています。また、北新町遺跡で、12世紀末の東大寺再建工事のために^{びぜんのかくにまんとみ}備前国万富(岡山市)で焼かれた瓦も出土しています。

南北朝時代に、朝廷が京都に拠点を置く北朝と吉野に拠点を置く南朝に分裂し、南北両朝の擁立を名目に武士や貴族が抗争を繰り返しました。正平3年(1348)に、東高野街道付近において北朝の^{こうのもろなお}高師直軍と南朝の^{くすのきまさつら}楠木正行軍が、四條畷の戦いを交えました。戦いの舞台となった北条付近に、「^{こせんた}古戦田」や「ハ



勿入渚跡



現在の東高野街道の町並み



式内社である須波麻神社(中垣内地区)



片口鉢・箸・しゃもじ
(北新町・御領遺跡出土)



中世の大東市域

ラキリ」などの古地名が残っています。

室町時代後期に、応仁の乱を契機とした管領家の畠山氏一族の内紛が勃発し、三箇や野崎が戦場となりました。この頃に浄土真宗が河内に広まり、永正年間（1504～21）に本願寺から三箇の道場と野崎の専応寺に阿弥陀如来絵像が下付されました。また、龍間や御領で、15世紀後半から17世紀前半にかけて、先祖供養や逆修（生前供養）のために多数の石仏が建立されました。

16世紀中期に、阿波（徳島県）出身の武将である三好長慶が畿内全土に支配領域を広げ、天文22年（1553）に將軍足利義輝を京都から追放して政治の実権を握りました。長慶は、永禄3年（1560）に飯盛城を居城とし、市域が三好政権の政治・軍事の拠点となりました。

長慶は、この時期に急速に広まったキリスト教を保護し、多くの家臣が洗礼を受けました。なかでも三箇城主であった三箇頼照は教会を建設するなど熱心な布教活動を行いました。



三好氏勢力図



楠木正行像（飯盛山頂）



一石十三仏板碑（龍間地区）



三好長慶像（大徳寺聚光院蔵）



三箇城址碑

(5) 安土桃山・江戸時代

安土桃山時代に、三好政権に代わって織田信長^{おだのぶなが}が勢力を拡大しました。信長の死後、天正11年(1583)に、河内国が羽柴秀吉^{はしばひでよし}の蔵入地(直轄領)となりました。

江戸時代に、市域に21の村落が成立し、野崎・寺川・中垣内^{やまとこおりやま}は大和郡山藩領となり、龍間・北条・灰塚^{はいか}は大和郡山藩領及び旗本領、その他の15カ村は幕府直轄領となりました。

江戸時代前期の元和年間(1615~24)に、徳川幕府による大坂城再築工事にともない、龍間・北条・野崎・寺川・中垣内の山中で多くの石材が切り出されました。

江戸時代中期まで、市域の中央部に勿入渚の名残として深野池^{ふくのいけ}が広がっていましたが、宝永元年(1704)に深野池に流入していた大和川が付け替えられ、池や川であった場所は新田に生まれ変わりました。深野池の新田開発は、東本願寺難波御堂や大坂の豪商によって進められ、享保年間(1716~36)に、深野南新田^{ふこのみなみしんでん}と河内屋南新田^{かわちやみなみしんでん}を管理するため平野屋新田会所^{ひらのやしんでんかいしよ}が置かれました。新田開発後は、米の他に、綿花や菜種などの商品作物も生産されるようになり、木綿や菜種油などの産品が出荷されました。

新田開発に伴い、新田と周辺の村々に多数の井路(水路)が整備され、「三枚板」と呼ばれる農業用の田舟^{たぶね}が主要な交通・運搬手段となりました。また、大坂まで水上交通が発達し、大坂と奈良を結ぶ古堤街道^{ふるづつみ}が整備されて陸上交通も発達しました。寝屋川と恩智川が合流し、古堤街道が通る角堂(住道)浜付近は多くの人や物資が交わる拠点として賑わいました。

交通の発達にともない、18世紀に大坂などから慈眼寺(野崎観音)に詣でる「野崎参り」が広まり、19世紀に伊勢神宮に集団で詣でる「おかげ参り」が流行しました。



大和川付け替え図



池跡・川跡にできた新田・会所



「三枚板」と呼ばれる田舟



解体前の平野屋新田会所

(6) 明治・大正・昭和時代（戦前）

明治 22 年（1889）に施行された町村制により、市域に住道村、南郷村、四条村の3カ村が成立しました。

明治 28 年（1895）、片町と四條畷間を走行する浪速鉄道（後の片町線）が開通し、四條畷神社（四條畷市）や宝山寺（奈良県生駒市）への参詣者が増加するとともに、鉄道を利用した工業製品の輸送も行われるようになりました。

19 世紀末から、住道駅付近で鐘紡住道工場などの近代的な工場が操業しました。明治・大正時代は、中垣内や車谷（龍間）で水車動力を活用した薬種や調味料の製造、龍間で天然氷製造や石材業、諸福で田舟や踏車の製作が行われるなど、在来産業もさかんでした。第2次世界大戦末期に、松下飛行機住道工場や松下無線四条工場などの軍需工場も稼働しました。



町村制施行前の市域



片町線(昭和 40 年代)



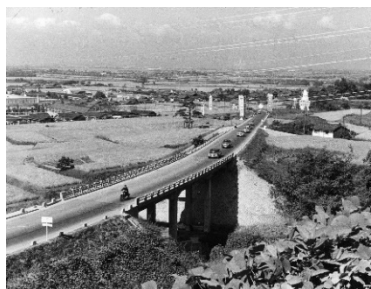
鐘紡住道工場

(7) 昭和時代（戦後）から現代

昭和 31 年（1956）に、住道町、四条町、南郷村が合併し、大東市が誕生しました。

昭和 33 年（1958）に大阪と奈良を結ぶ阪奈道路が開通し、陸上交通はさらに発展しました。高度経済成長期に、三洋電機住道工場など多数の工場が進出するとともに、住宅地の開発も進み、昭和 47 年（1972）に人口が 10 万人を超す都市に発展しました。

こうしたなか、もともと標高の低い寝屋川下流域で井戸水のくみ上げにより地盤沈下が進行し、昭和 47 年（1972）の豪雨で多くの住宅が床上浸水の被害を受け、河川管理者の責任を問う「大東水害訴訟」が提起されました。この水害を契機に、寝屋川や恩智川等の大規模な治水対策が大阪府によって実施されるとともに、住道駅前再開発工事も進められ、本市は成熟した都市へと発展しました。



阪奈道路（昭和 35 年（1960）頃）



昭和 47 年（1972）7 月豪雨（大東水害）



現在の住道駅

第2章 文化財の概要

1. 指定等の状況

令和8年(2026)3月現在の指定等文化財は42件です(表2-4)。類型別にみると、工芸品が15件、彫刻と考古資料が6件で、美術工芸品が多いことが特徴です。

小学校区別にみると、北条小学校区に8件、四条小学校区に15件、三箇小学校区に2件、諸福小学校区に1件、氷野小学校区に2件、泉小学校区に2件あります(表2-11)。また、四条小学校区の歴史民俗資料館に所蔵もしくは寄託されている文化財が12件あります(表2-4)。

このほか、文化財の保存技術で国の選定保存技術保持者が1名います。

表2-4 大東市の指定等文化財(令和8年3月現在)

区分			国			大阪府			大東市			合計
			指定 選定	選択	登録	指定 選定	登録	記録 選択	指定 選定	登録	記録 選択	
有形文化財	建造物		0		1	0	0		2	1		4
	美術工芸品	絵画	0		0	0	0		2	0		2
		彫刻	0		0	0	0		6	0		6
		工芸品	14		0	1	0		0	0		15
		書跡・典籍	0		0	0	0		1	0		1
		古文書	0		0	0	0		3	0		3
		考古資料	0		0	0	0		6	0		6
		歴史資料	0		0	0	0		0	0		0
無形文化財			0	0	0	0	0		0	0		0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0	0	0		1	1		2
	無形の民俗文化財		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
記念物	遺跡		1		0	0	0		2	0		3
	名勝地		0		0	0	0		0	0		0
	動物・植物・地質鉱物		0		0	0	0		0	0		0
文化的景観			0									0
伝統的建造物群			0									0
合計			15	0	1	1	0	0	23	2	0	42
保存技術			1			0			0			1

※ 網掛・斜線部は、制度が存在しないものを示す

表 2-5-1 国指定等文化財一覧（令和8年3月現在）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者(管理者)	小学校区
1	有形文化財(国宝)	美術工芸品 工芸品	昭和 28.3.31	薙刀 銘：備州吉岡住左近将監紀助光 ／元応二年<庚申>十一月日	1	個人	北条
2	有形文化財(国宝)	美術工芸品 工芸品	昭和 6.1.19	短刀 銘：高市口住金吾藤貞吉／口享 二二年甲子十月十八日(名物桑山 保昌)	1	個人	北条
3	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 25.8.29	太刀 銘：国光	1	個人	北条
4	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 27.3.29	刀 無銘：伝義弘（名物村雲江）	1	個人	北条
5	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 28.11.14	猿喉捕月図鐔 銘：山城国伏見住金家	1	個人	四条
6	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 33.2.8	睡布袋図二所物 小柄銘：宗珉（花押）	1	個人	北条
7	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 13.7.4 追加指定 昭和 27.03.29	太刀 銘：包永	1	個人	四条
8	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 17.6.26	剣 銘：国吉	1	個人	四条
9	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 28.11.14	太刀 銘：国安	1	個人	四条
10	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 30.2.2	太刀 銘：景安	1	個人	四条
11	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 30.2.2	脇差 銘：日州古屋住国広作 ／天正十四年八月日	1	個人	北条
12	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 30.2.2	太刀 銘：日州古屋之住国広山伏之時 造之 天正十二年二月彼岸、 太刀主日向国住飯田新七 良藤原祐安	1	個人	北条
13	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 36.6.30	太刀 銘：正恒(備中)	1	個人	四条
14	有形文化財(重文)	美術工芸品 工芸品	昭和 37.6.21	太刀 銘：助綱	1	個人	四条
15	記念物	遺跡	令和 3.10.11	飯盛城跡	1	大東市、個人、法人	北条

表 2-5-2 国選定保存技術一覧（令和8年3月現在）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者(管理者)	小学校区
1	保存技術	選定保存技術保持者	令和 6.10.9	鈴鹿五郎 (美術工芸品保存桐箱製作)	1	個人	氷野

表 2-6 大阪府指定文化財一覧（令和8年3月現在）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者(管理者)	小学校区
1	有形文化財	美術工芸品 工芸品	昭和 56.6.1	菅原神社 短刀 銘：綱広 附：寄進状(1通)	1	菅原神社	三箇

表 2-7 大東市指定文化財一覧（令和8年3月現在）(1/2)

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者 (管理者)	小学校区
1	有形文化財	建造物	昭和 58.7.19	諸福天満宮本殿	1	諸福天満宮	諸福
2	有形文化財	建造物	昭和 58.7.19	石造九重層塔	1	慈眼寺	四条
3	有形文化財	美術工芸品 絵画	平成 28.2.17	正覺寺 絹本着色阿弥陀如来絵像	1	正覺寺	三箇
4	有形文化財	美術工芸品 絵画	平成 28.2.17	専応寺 絹本着色阿弥陀如来絵像	1	専応寺	四条
5	有形文化財	美術工芸品 彫刻	令和 1.9.19	専応寺 聖徳太子立像	1	専応寺	四条
6	有形文化財	美術工芸品 彫刻	昭和 58.7.19	石造地藏菩薩立像 (延徳銘地藏)	1	龍光寺	四条
7	有形文化財	美術工芸品 彫刻	昭和 58.7.19	石造地藏菩薩立像 (永禄銘地藏)	1	御領自治会	氷野
8	有形文化財	美術工芸品 彫刻	昭和 58.7.19	一石二段六地藏板碑	1	龍間自治会	四条
9	有形文化財	美術工芸品 彫刻	昭和 58.7.19	一石十三仏板碑	1	称迎寺	四条
10	有形文化財	美術工芸品 彫刻	平成 30.1.23	慈眼寺 十一面観音立像	1	慈眼寺	四条
11	有形文化財	美術工芸品 古文書	平成 28.10.18	平野屋新田会所文書	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
12	有形文化財	美術工芸品 古文書	令和 2.4.16	深野新田周辺川堤絵図 (平野屋新田会所旧蔵)	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
13	有形文化財	美術工芸品 書籍・典籍	令和 4.3.31	飯盛千句 第十百韻 写本	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
14	有形文化財	美術工芸品 古文書	令和 4.9.8	三好長慶書状	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
15	有形文化財	美術工芸品 考古資料	昭和 58.7.19	弥生式大型短頸壺型土器	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
16	有形文化財	美術工芸品 考古資料	平成 3.4.1	北新町遺跡出土戸口装置	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
17	有形文化財	美術工芸品 考古資料	平成 22.3.26	北新町遺跡出土東大寺刻印 平瓦	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
18	有形文化財	美術工芸品 考古資料	平成 22.3.26	北新町遺跡出土翡翠製勾玉	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)

表 2-7 大東市指定文化財一覧（令和8年3月現在）（2/2）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者 (管理者)	小学校区
19	有形 文化財	美術工芸品 考古資料	平成 22. 3. 26	北新町遺跡出土花枝双鳥文鏡	1	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
20	有形 文化財	美術工芸品 考古資料	平成 26. 3. 26	北新町遺跡出土人面墨書土器	2	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
21	民俗 文化財	有形の民俗 文化財	平成 27. 3. 24	龍間の石工道具	一式	大東市	四条 (歴史民俗資料館)
22	記念物	遺跡	平成 24. 3. 14	堂山古墳群	1	大東市	四条
23	記念物	遺跡	平成 31. 3. 25 令和 5. 3. 9 (追加指定)	平野屋新田会所 千石蔵跡・ 道具蔵跡・船着場跡・周濠跡	1	大東市	泉

表 2-8 国登録文化財一覧（令和8年3月現在）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者(管理者)	小学校区
1	有形 文化財	建造物	平成 27. 8. 1	辻本家住宅主屋	1	個人	氷野

表 2-9 市登録文化財一覧（令和8年3月現在）

No.	種別		指定年月日	名称	員数	所有者(管理者)	小学校区
1	有形 文化財	建造物	令和 6. 4. 12	坐摩神社本殿	1	坐摩神社	泉
2	民俗 文化財	有形の民俗 文化財	令和 6. 4. 12	坐摩神社奉納資料	一括	坐摩神社	四条 (歴史民俗資料館に寄託)

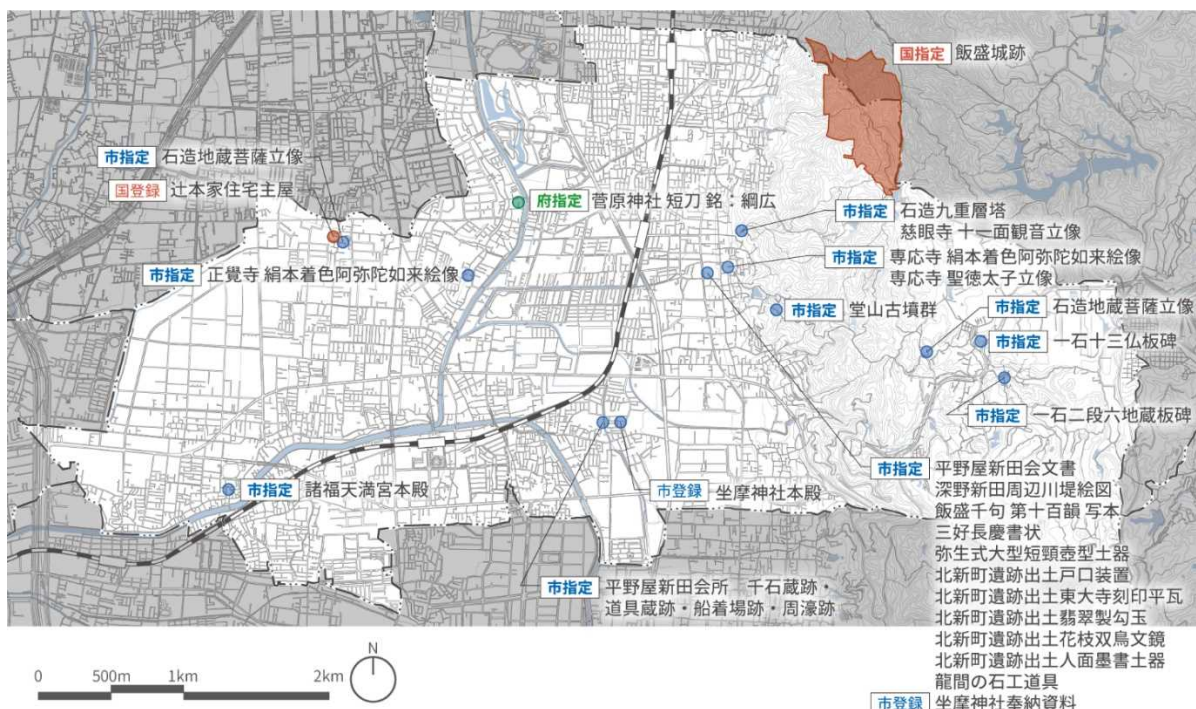


図 2-1 指定等文化財の位置図（個人所有の文化財を除く）

2. 未指定文化財の状況

これまでの把握調査等により、令和7年（2025）11月までに把握した未指定文化財の総数は1,372件です。（表2-10）

表2-10 これまでに把握した未指定文化財（令和7年11月現在）

類型			件数
有形文化財	建造物		173
	美術工芸品	絵画	63
		彫刻	65
		工芸品	34
		書跡・典籍	13
		古文書	15
		歴史資料	44
		考古資料	23
無形文化財			0
民俗文化財	有形の民俗文化財		78
	無形の民俗文化財		35
記念物	遺跡		10
	名勝地		6
	動物・植物・地質鉱物		29
文化的景観			3
伝統的建造物群			2
埋蔵文化財			56
民間伝承			63
古地名			660
合計			1,372

（現在件数を整理中）

3. 大東市の文化財の概要

(1) 有形文化財

①建造物

市指定は、2件あります。

^{せきぞうくじゅうそうとう}石造九重層塔は、基礎に「永仁二年（1294）四月八日」とあり、74文字が刻まれた北河内最古の層塔です。

^{もろふくてんまんぐうほんでん}諸福天満宮本殿は、^{ひわだぶき}檜皮葺の一間社流造で、寛永20年（1643）に建立された、市内に現存する最古の社寺建築です。

国登録は、^{つじもとけ}辻本家住宅主屋の1件です。江戸時代後期の天保5年（1834）に建てられたもので、庄屋屋敷にふさわしい格式を有した建物です。

市登録は、^{ざまじんじゃほんでん}坐摩神社本殿の1件です。江戸時代後期の建築と推定され、市内で近世まで遡ることができる現存唯一の^{ひらのやしんでん}平野屋新田会所^{かいしょ}関連建物です。

未指定は134件把握しています。江戸時代末期に平野屋新田会所周辺に整備された^{ひもん}樋門や、昭和4年（1929）に建築された^{がっこうほうじんしじょうなわてがくえんほんかん}学校法人四條畷学園本館、昭和14年（1939）に大阪生駒線に架橋された^{りゅうぼうばし}龍望橋と^{しじょうばし}四條橋、各地に分布する^{だんぐら}段蔵などがあります。



諸福天満宮本殿



辻本家住宅主屋



坐摩神社本殿

②美術工芸品

■絵画

市指定は、室町時代後期に^{ほんがんじ}本願寺から下付された^{しょうがくじけんほん}正覺寺絹本着色^{ちやくしよくあみだにょらいえぞう}阿弥陀如来絵像と^{せんとうじけんほんちやくしよくあみだにょらいえぞう}専応寺絹本着色^{でんぱ}阿弥陀如来絵像の2件です。いずれも市域における浄土真宗の伝播について知ることでできる資料です。

未指定は、63件把握しており、^{じげんじ}慈眼寺や^{せんとうじ}専応寺の歴代住職を描いた肖像画や、平野屋新田会所の^{すぎとえ}杉戸絵などがあります。

■彫刻

市指定は、6件あります。

^{じげんじじゅういちめんかんのりゅうぞう}慈眼寺十一面観音立像は、^{のぎかんのん}野崎観音（慈眼寺）の^{ひぶつほんぞん}秘仏本尊で、制作時期は平安時代中期と評価されています。



正覺寺絹本着色阿弥陀如来絵像

専応寺聖徳太子立像は、専応寺の太子堂に安置された聖徳太子の孝養像で、制作時期は室町時代と評価されています。

石造地藏菩薩立像（延徳銘地藏）、石造地藏菩薩立像（永禄銘地藏）、一石二段六地藏板碑、一石十三仏板碑は、室町時代後期から江戸時代初期に、先祖供養や逆修（生前供養）のために制作された石仏です。

未指定は、58 件把握しており、各地の寺院等に伝わる仏像や石仏などがあります。



慈眼寺十一面観音立像

■工芸品

国指定は、個人所蔵の刀剣類が 12 件あり、大阪府指定は、三箇菅原神社所蔵の短刀があります。

未指定は、32 件把握しており、各地の寺院の梵鐘などがあります。

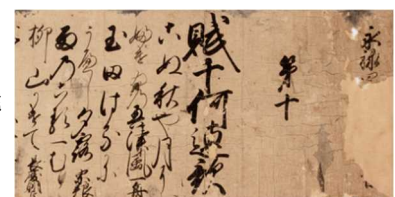


石造地藏菩薩立像（永禄銘地藏）

■書跡・典籍

市指定は、飯盛千句第十百韻写本の 1 件です。永禄 4 年（1561）に三好長慶が飯盛城で催した連歌会「飯盛千句」の第十百韻を能書家が書き写した最古の写本です。

未指定は、13 件把握しており、専応寺の六字名号や野崎観音（慈眼寺）の交割牒など、各地の寺院に伝わる書跡・典籍があります。



飯盛千句第十百韻写本（部分）

■古文書

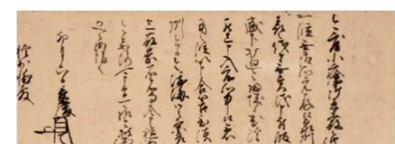
市指定は、3 件あります。

三好長慶書状は、永禄 3 年（1560）に三好長慶が公家の権少輔（中沢清種）という人物に差し出した書状で、長慶が飯盛城に入城した過程を知ることのできる史料です。

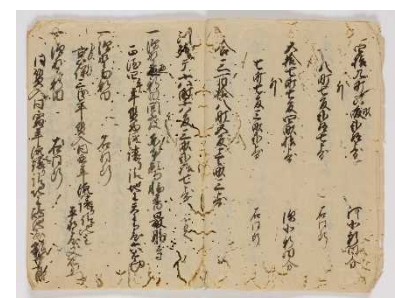
平野屋新田会所文書は、平野屋新田会所において継承されてきた古文書群で、深野池の新田開発の経緯や、平野屋新田会所の役割、新田に暮らした人々の営みなどを伝える史料です。

深野新田周辺川堤絵図は、平野屋新田会所において継承されてきた絵図で、深野池の新田開発直後の様子が克明に描かれています。

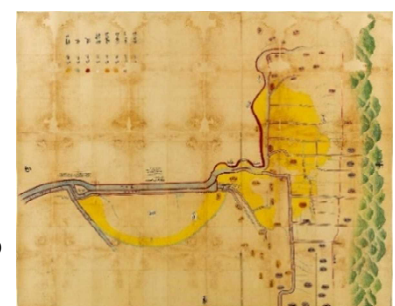
未指定は、14 件把握しており、各地の寺院や庄屋家などに伝わる古文書があります。



三好長慶書状



平野屋新田会所文書



深野池新田周辺川堤絵図

■考古資料

市指定は、6件あります。

弥生式大型短頸壺型土器^{やよいしきおおがたんけいつぽかたどき}は、昭和33年（1958）に野崎観音（慈眼寺）の裏山で造成工事中に発見された遺物で、弥生時代後期（3世紀）に製作されたものです。

また、翡翠製勾玉^{ひすいせいまがたま}・戸口装置^{とぐちそうち}・人面墨書土器^{じんめんぼくしよどき}・花枝双鳥文鏡^{かしそうちようもんきよう}・東大寺刻印平瓦^{とうだいじこくいんひらがわら}は昭和62年（1987）の大阪府営北新町住宅建替工事の際に出土したものです。

翡翠製勾玉は、弥生時代に製作された勾玉で、膨らみを持たせた頭部、背部、体部に線刻があり、緒締形勾玉^{おじめがた}とも呼ばれています。

戸口装置は、5世紀中期から後期の井筒^{いづつ}に転用されていたもので、古墳時代の戸口構造を復元できる国内最古の実物資料です。

人面墨書土器は奈良時代の河川跡から出土した遺物で、体部に顔や手足が描かれています。

花枝双鳥文鏡は平安時代後期の鏡で、鏡背^{きょうはい}に植物と鳥類が対称的に描かれており、なんらかの祭祀に使用されたと考えられています。

東大寺刻印平瓦は、鎌倉時代前期の東大寺再建の際に備前国万富^{びぜんのかにまん}（岡山市）で製作された瓦で凹面に「東大寺」の刻印があります。

未指定は、40件把握しており、各地の遺跡で出土した遺物のほか、各地に分布する大坂城築城残石^{おおさかじょうちくじょうざんせき}などがあります。

■歴史資料

市内に、指定、登録されている歴史資料はありません。

未指定は、40件把握しており、江戸時代末期に建立された角ノ堂^{すみのだう}銘碑^{めいひ}や明治時代中期に建立された農民感謝碑^{のうみんかんしゃひ}などの石碑や、市制施行以前の住道村^{すみのだう}、南郷村^{なんごう}、四条村^{しじょう}に関する近代文書、川村義肢株式会社^{かわむらぎし}が所蔵する義肢装具^{ぎしそうぐ}歴史資料などがあります。

（2）無形文化財

市内に、指定・登録されている無形文化財ならびに記録選択の無形文化財はありません。

未指定は、把握できていません。



弥生式大型短頸壺型土器



北新町遺跡出土翡翠製勾玉



北新町遺跡出土戸口装置



角ノ堂銘碑

(3) 民俗文化財

■有形の民俗文化財

市指定は、^{たつま いしくどうぐ}龍間の石工道具の1件です。大正時代から昭和20年代まで石工が使用していた採石道具や加工道具・運搬道具・鍛冶道具が含まれており、近代における龍間地域の歴史や生業の特徴を伝える資料です。

市登録は、^{ざ ま じんじゃほうのうしりょう}坐摩神社奉納資料の1件です。^{ふこのみなみしんでん}深野南新田の住民が寄進した^{たかまつ}灯籠や平野屋新田会所所有者の高松氏が奉納した^{やまがみいし}絵馬などが含まれており、江戸時代から明治時代における新田住民や会所所有者の信仰の有り様を知ることのできる資料です。

未指定は、77件把握しており、江戸時代後期に流行した伊勢神宮への集団参拝「おかげ参り」を記念して建立された^{おかげ}おかげ灯籠や、旧街道沿いに建てられた道標、^{ほうじょう}北條神社付近にある^{やまがみいし}山神石、各地の神社に伝わる^{じぐるま}絵馬などの奉納資料や地車（だんじり）などの祭礼用具があります。



龍間の石工道具（ふいご）



坐摩神社奉納資料（灯籠）

■無形の民俗文化財

市内に、指定・登録されているものならびに記録選択の無形の民俗文化財はありません。

未指定は、31件把握しており、毎年5月に行われる「のぎきまいり」や毎年10月に各地で行われる^{えいこう}地車曳行や、^{ごりょうすがわらじんじゃ}御領菅原神社と^{す は ま じんじゃ なかがいと}須波麻神社（中垣内）の^{にわかしばい}俄芝居、^{すきのおじんじゃ}素浅鳴神社（灰塚）と^{はいづか}諸福天満宮の^{みやいりちようちんぎようれつ}宮入提灯行列、^{たてちようちんほうのう}北條神社の立提灯奉納など、各地域の特徴的な祭礼行事があります。



御領菅原神社の俄芝居



素浅鳴神社の宮入提灯行列

(4) 記念物

■遺跡

国指定は、^{いいもりじょうあと}飯盛城跡の1件です。本市と四條畷市にまたがる飯盛山に築かれた室町時代後期の山城の跡で、京都と^{ごきない}五畿内を統治した^{みよしせいけん}三好政権の政治・軍事の拠点でした。城の全域で石垣が多用されており、^{くるわ}曲輪や^{どるい}土塁、^{ほりきり}堀切などの遺構が良好に残っています。

市指定は、2件あります。



飯盛城跡

堂山古墳群^{どうやまこふんぐん}は、生駒山地の丘陵部に築かれた古墳群で、5世紀前期に築造された1号墳と、6世紀末期から7世紀中期に築造された2号墳・3号墳・4号墳・5号墳・6号墳・7号墳の遺構が現地に保存されています。

平野屋新田会所千石蔵跡^{ひらのやしんでんかいしよせんごくぐらあと}・道具蔵跡^{どうぐくらあと}・船着場跡^{ふなつきばあと}・周濠跡^{しゅうごうあと}は、江戸時代中期に深野南新田^{ふこのみなみしんでん}と河内屋南新田^{かわちやみなみしんでん}の管理施設として設置された会所屋敷の跡地です。千石蔵（米蔵）と道具蔵の基礎、船着場の階段、北側の周濠の遺構が現地に保存されています。

未指定は、6件把握しており、東高野街道^{ひがしこうや}、古堤街道^{ふるづつみ}、河内街道^{かわち}などの旧街道や、四條畷^{よしか}の合戦にまつわる古戦田伝承地^{こせんだ}やハラキリ伝承地があります。

■名勝地

市内に指定・登録されている名勝地はありません。

未指定は、野崎観音^{すはま}、須波麻神社^{すはま}、飯盛山中腹にある観察の森^{かんさつもり}、大阪府が設置した治水緑地である深北緑地^{ふかきたりよくち}、恩智川御供田地区^{おんちがわごくでんちく}調整池^{ちようせいいけ}の5件を把握しています。

■動物、植物、地質鉱物

市内に指定・登録されている動物、植物、地質鉱物ははありません。

未指定は、29件把握しており、専応寺のイチョウなど28本が「大東市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく保護樹木に、大谷神社^{おおたに}のクロガネモチを主とした樹林1カ所が同条例に基づく保護樹林に選定されています。

（5）文化的景観

市内に選定された文化的景観はありません。未選定は、3件把握しており、銭屋川^{ぜにやかわ}、新堀川^{しんぼりがわ}、御領せせらぎ水路^{ごりょう}周辺の景観があります。

（6）伝統的建造物群

市内に選定された伝統的建造物群保存地区はありません。

未選定は、御領地区と灰塚地区の伝統的建造物群の2件を把握しています。



堂山古墳群史跡広場



平野屋新田会所跡



深北緑地



大谷神社の保護樹林



御領せせらぎ水路



灰塚地区の伝統的建造物群

(7) 埋蔵文化財

未指定の埋蔵文化財は56件把握しており、弥生時代の集落跡や古墳時代の古墳群、江戸時代前期の石切場跡^{いしきりばあと}など、各時代の遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地に登録しています。



北条石切場跡

(8) 文化財の保存技術

文化財の保存技術で国の選定保存技術保持者に、御領地区で美術工芸品保存桐箱を製作している鈴鹿五郎^{すずかごろう}が選定されています。



鈴鹿五郎

(9) 民間伝承

民間伝承は、63件把握しており、御領の「豆狸」^{まめだぬき}、御供田の「小豆洗い」^{あずき}、野崎の「とめやん狸」、龍間の「竜伝説」などの民話や、祭礼行事で披露される河内音頭^{こうしゅう}、江州音頭、伊勢音頭などの歌謡があります。



江州音頭の唄い手

(10) 古地名

古地名は、53件把握しており、かつて小字^{こあざ}や垣内^{かいと}、枝郷^{えだごう}などの名称として用いられていた大箇^{だいか}、江ノ口^{えのくち}、西之口^{にしのかち}（いずれも三箇）、下野^{しも の}（三住町^{みすみちやう}付近）、押廻^{おしまわし}（栄和町^{えいわちやう}）、経寺^{きやうじ}（龍間^{たつま}）などがあります。

4. 小学校区別の分布状況

本市が所蔵する文化財と所有者から寄託された文化財は、四条小学校区内の大東市立歴史民俗資料館で保管しています。その他の文化財の各小学校区における分布状況は以下のとおりです。

■北条小学校区

飯盛山に室町時代後期の山城跡である飯盛城跡^{いもりじやうあと}（国指定）があり、山麓に古墳時代の宮谷古墳群^{みやだにこふんぐん}、江戸時代前期の大坂城再築の際の北条石切場跡^{ほうじやういしきりばあと}などの遺跡があります。北条神社^{ほうじやう}、教照寺^{きやうしやうじ}、瑞玄寺^{ずいげんじ}、十念寺^{じゅうねんじ}などの社寺のほか、昭和時代前期に建築された学校法人四條畷学園本館^{きたの}があります。北之町^{ちやう}、東之町^{ひがしのちやう}、中之町^{なかのちやう}、四条之町^{しじやうのちやう}、辻之町^{つじのちやう}の地車が曳行されています。

■四条小学校区

弥生時代の集落跡である中垣内遺跡^{なかがいと}、5世紀から7世紀に築かれた堂山古墳群^{どうやまこふんぐん}（市指定）、江戸時代前期の大坂城再築の際の龍間石切場跡^{たつまいしきりばあと}などの遺跡があります。須波麻神社^{すはま}、野崎観音^{じげんじ}（慈眼寺^{せんのうじ}）、専応寺^{せんのおうじ}など創建年代の古い社寺があり、石仏や仏像などの指定等文化財が集中している地域です。野崎第一、野崎第二^{てらかわ}、寺川、中垣内、龍間の地車が曳行されています。

■四条北小学校区

大阪府営北新町住宅付近^{きたしんまち}で、弥生時代から鎌倉時代にかけての複合遺跡である北新町遺跡が見つかり、各時代の重要な考古資料が出土しています。室町時代の開基^{かいき}と伝わる本妙寺^{ほんみょうじ}があります。神社はなく、地車は曳行されていません。

■深野小学校区

江戸時代中期に深野池が新田開発された後に創建された深野北菅原神社^{ふこのけい}と深野の両皇大神社^{ふこのきたすがわら}があります。また、河内街道や野崎観音道の道標^{のさきかんのんみち}があり、深北緑地に徳川大坂城再築時に切り出されたといわれている残石^{ざんせき}があります。深野北の地車が曳行されています。

■泉小学校区

坐摩神社^{ごくでんはちまん}、御供田八幡神社^{あんらくじ}、安楽寺などの社寺があります。平野屋新田会所跡^{ひらのやしんでんかいしよあと}（市指定）や江戸時代後期につくられた樋門^{ひもん}など、深野池の新田開発に関連する文化財が多くあります。御供田の古堤街道付近に古民家が建ち並んでいます。平野屋^{みなみしんでん}、南新田、御供田の地車が曳行されています。

■三箇小学校区

室町時代後期に三箇城^{さんかじょう}やキリスト教の教会があったとの記録が残りますが、三箇遺跡でこれまでこの時期の遺構等は見つかっていません。三箇菅原神社^{さん がすがわら}、勝福寺^{しょうふくじ}、大長寺^{だいちょうじ}、善遠寺^{ぜんおんじ}、正覺寺^{しょうがくじ}などの社寺があり、正覺寺に室町時代後期に本願寺から下付された阿弥陀如来絵像^{あみだにょらいえぞう}（市指定）が伝わっています。旧三箇村^{えのくちきた えのくちみなみ にしのくち だいか}の江ノ口北、江ノ口南、西之口、大箇の地車が曳行されています。

■住道北小学校区

赤井北野神社^{あかいきたの}、泉勝寺^{せんしょうじ}、本伝寺^{ほんでんじ}などの社寺があります。JR住道駅付近は寝屋川舟運^{しゅううん}の拠点として発展した地域で、大坂と奈良を結ぶ古堤街道と枚方と八尾を結ぶ河内街道も通っていました。北部の谷川と深野南町^{ふこのみなみまち}は、かつて平野屋新田会所が管理していた深野南新田^{ふこのみなみしんでん}でした。赤井、谷川、旧三箇村^{しもの}の下野^{みすみちよう はままち}（三住町、浜町2丁目）の地車が曳行されています。

■住道南小学校区

三箇村の押廻^{おしまわし}という集落があった栄和町^{えいわちょう}に、善念寺^{ぜんねんじ}や江戸時代後期に建立されたおかげ灯籠があります。住道駅南側で、昭和50年（1975）まで鐘紡住道工場^{かねぼう}が操業しており、新町^{しんまち}に工場の門柱が残っています。押廻^{おおの}、大野の地車が曳行されています。

■ 灰塚小学校区

灰塚に、素戔鳴神社や常宗寺、江戸時代後期に建立されたおかげ灯籠などがあり、古民家が多く建ち並んでいます。三洋町付近は、戦時中に松下飛行機住道工場が置かれ、戦後は三洋電機住道工場が操業していた地域です。灰塚、朋来の地車と、北灰塚の神輿が曳行されています。

■ 氷野小学校区

氷野北野神社、御領菅原神社、竈神社、本念寺、西福寺などの社寺や室町時代後期に建立された石造地蔵菩薩立像(市指定)があります。御領せせらぎ水路周辺に段蔵や辻本家住宅主屋(国登録)などの古民家が建ち並ぶ文化的な景観が残っています。御領地区に本社がある川村義肢株式会社の歴史展示室に義肢装具の歴史を伝える資料が所蔵されています。氷野、御領の地車が曳行されています。

■ 南郷小学校区

太子田大神社、明福寺、聖徳太子堂などの社寺があります。太子田の地名は当地の聖徳太子信仰にまつわるといわれており、聖徳太子堂に聖徳太子立像が安置されています。明福寺付近には、江戸時代後期、寝屋川に通じる水路に建設された樋門の石材や記念碑があります。太子田の地車が曳行されています。

■ 諸福小学校区

諸福天満宮、新田山王宮、勝福寺、乗得寺、欣浄寺、本教寺などの社寺があり、諸福天満宮本殿(市指定)は市内に残る最古の社寺建築です。諸福の古堤街道沿いに道標や江戸時代後期に建立されたおかげ灯籠があります。東諸福、西諸福、新田の地車が曳行されています。

表 2-11 小学校区別の主な文化財（1/3）

小学校区	指定等	種別	文化財名称
北条	国指定	記念物（遺跡）	飯盛城跡
	未指定	有形文化財（建造物）	北條神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	学校法人四條畷学園本館
	未指定	有形文化財（建造物）	四條畷駅ホーム跡
	未指定	記念物（遺跡）	北条石切場跡
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	山神石
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	北條神社秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	北條神社の立提灯奉納
	未指定	記念物（遺跡）	古戦田伝承地
	未指定	記念物（遺跡）	ハラキリ伝承地
	未指定	記念物（名勝地）	観察の森
	未指定	埋蔵文化財	北条石切場跡
四条	市指定	有形文化財（建造物）	石造九重層塔
	市指定	有形文化財（美術工芸品（絵画））	専応寺絹本着色阿弥陀如来絵像
	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	慈眼寺十一面観音立像
	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	専応寺聖徳太子立像
	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	石造地藏菩薩立像（延徳銘地藏）
	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	一石二段六地藏板碑
	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	一石十三仏板碑
	市指定	記念物（遺跡）	堂山古墳群
	未指定	有形文化財（美術工芸品（工芸品））	慈眼寺梵鐘
	未指定	有形文化財（建造物）	専応寺太子堂
	未指定	有形文化財（建造物）	メノコ橋の欄干
	未指定	有形文化財（建造物）	須波麻神社本殿
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	四條村忠魂碑
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	のぎきまいり
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	中垣内の大とんど
	未指定	埋蔵文化財	中垣内遺跡
	未指定	埋蔵文化財	龍間石切場跡
	未指定	民間伝承	とめやん狸の民話
	未指定	民間伝承	龍伝説
四条北	未指定	有形文化財（建造物）	本妙寺鐘楼
	未指定	埋蔵文化財	北新町遺跡
深野	未指定	有形文化財（建造物）	深野北菅原神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	両皇大神社本殿
	未指定	有形文化財（美術工芸品（考古資料））	深北緑地の大坂城築城残石
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	河内街道道標
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	野崎観音道の道標
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	深野北菅原神社秋祭りと地車曳行

表 2-11 小学校区別の主な文化財 (2/3)

小学校区	指定等	種別	文化財名称
泉	市指定	記念物（遺跡）	平野屋新田会所千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡
	市登録	有形文化財（建造物）	坐摩神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	三反物の樋
	未指定	有形文化財（建造物）	どんぼの伏越樋
	未指定	有形文化財（建造物）	満島用水樋
	未指定	有形文化財（建造物）	御供田2丁目の段蔵
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	角ノ堂銘碑
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	農民感謝碑
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	高松家歌碑
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	坐摩神社秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	「又」の境界石
	未選定	文化的景観	銭屋川周辺の景観
	未指定	民間伝承	小豆洗いの民話
三箇	市指定	有形文化財（美術工芸品（絵画））	正覺寺絹本着色阿弥陀如来絵像
	未指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	毛受地藏
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	三箇城址碑
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	三箇菅原神社秋祭りと地車曳行
	未指定	埋蔵文化財	三箇遺跡
住道北	未指定	有形文化財（建造物）	かみなり樋門
	未指定	有形文化財（建造物）	谷川2丁目の樋門
	未指定	有形文化財（建造物）	龍望橋
	未指定	有形文化財（建造物）	四條橋
	未指定	有形文化財（建造物）	住道新橋
	未指定	有形文化財（美術工芸品（絵画））	泉勝寺絹本着色阿弥陀如来絵像
	未指定	有形文化財（美術工芸品（絵画））	深野池絵図壁画（住道駅）
	未指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	大阪の女像（大東市立市民会館）
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	おかげ灯籠（本伝寺）
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	古堤街道道標
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	赤井北野神社秋祭りと地車曳行
住道南	未指定	有形文化財（建造物）	善念寺本堂
	未指定	有形文化財（建造物）	鐘紡住道工場の門柱
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	栄和町公民館建設記念碑
	未指定	有形の民俗文化財	おかげ燈籠（善念寺前）
灰塚	未指定	有形文化財（建造物）	素戔鳴神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	常宗寺本堂
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	おかげ灯籠
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	素戔鳴神社秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	素戔鳴神社の宮入提灯行列
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	素戔鳴神社の餅まき

表 2-11 小学校区別の主な文化財 (3/3)

小学校区	指定等	種別	文化財名称
氷野	市指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	石造地藏菩薩立像（永禄銘地藏）
	国登録	有形文化財（建造物）	辻本家住宅主屋
	未指定	有形文化財（建造物）	氷野北野神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	御領菅原神社本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	御領せせらぎ水路沿いの段蔵
	未指定	美術工芸品（歴史資料）	排水路記念碑
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	義肢装具資料
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	おかげ灯籠（霏神社）
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	氷野北野神社秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	御領菅原神社秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	御領菅原神社の俄芝居
	未選定	文化的景観	御領せせらぎ水路周辺の景観
	未選定	伝統的建造物群	御領地区の伝統的建造物群
	未指定	埋蔵文化財	御領遺跡
	未指定	民間伝承	豆狸の民話
南郷	未指定	有形文化財（建造物）	聖徳太子堂
	未指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	聖徳太子立像
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	樋門建設記念碑
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	太子田大神社秋祭りと地車曳行
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	元南郷中学校地跡記念碑
諸福	市指定	有形文化財（建造物）	諸福天満宮本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	新田山王宮本殿
	未指定	有形文化財（建造物）	諸福3丁目の段蔵
	未指定	有形文化財（美術工芸品（彫刻））	勝福寺五百羅漢像
	未指定	有形文化財（美術工芸品（歴史資料））	勿入洲址碑
	未指定	民俗文化財（有形の民俗文化財）	おかげ灯籠（古堤街道沿い）
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	諸福天満宮秋祭りと地車曳行
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	諸福天満宮の宮入提灯行列
	未指定	民俗文化財（無形の民俗文化財）	新田山王宮秋祭りと地車曳行
	未指定	埋蔵文化財	西諸福遺跡

第3章 歴史文化の特徴

「歴史文化」とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み出され、育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念です。

第1章及び第2章でまとめた本市の概要や歴史的背景、文化財の概要を踏まえると、本市の歴史文化は、以下の5つのテーマに整理することができます。



図3-1 大東市の歴史文化

1. 水と共生しながら営まれた歴史文化

本市には、多数の河川や水路が流れており、古くから人々が水と共生しながら生活してきました。

市域における人々の生活は、弥生時代後期に河内湖岸で集落が営まれたことにはじまります。その後、清少納言が随筆『枕草紙』で「勿入渚」と紹介したように、平安時代に河内湖は縮小して池へと変化します。室町時代には、深野池の中にあった三箇で集落が営まれ、三箇城主の三箇頼照がイエズス会の宣教師を深野池で獲れた魚介類でもてなしたとの記録が残っています。江戸時代中期に大和川が付替えられ、深野池で新田開発が行われると、新田と周辺の村々に井路（水路）が整備され、「三枚板」と呼ばれる農業用の田舟が主要な交通・運搬手段となりました。また、井路の水量を調節するための樋門が設けられ、井路の周辺に貴重品を洪水から守るために段蔵が建てられました。市内の水郷風景は、高度経済成長期の都市開発や、昭和47・50年（1972・75）の豪雨水害を契機に行われた寝屋川・恩智川の護岸改修等によってほとんど見られなくなりましたが、一部の地域ではせせらぎ水路などの親水空間が整備されました。

現在も残る、平野屋新田会所船着場跡や、平野屋新田会所跡周辺の樋門、御領せせらぎ水路沿いの段蔵などは、水と共生しながら営まれた歴史文化を物語っています。



平野屋新田会所船着場跡



御領せせらぎ水路沿いの段蔵



かみなり樋門



住道新橋



勿入渚址碑



三箇城址碑

2. 交通・軍事の要衝として発展した歴史文化

大阪・京都・奈良に近接する市域は、古くから交通・軍事の要衝として発展してきました。

古墳時代に生駒山地の丘陵部に築かれた堂山^{どうやま}1号墳^{ごうふん}は、多くの船が行きかう河内湖^{かわちこ}周辺地域をおさめた有力者の墓と考えられています。平安時代に、河内平野を縦断する東高野街道^{ひがしこうやかいどう}が整備され、鎌倉時代前期には、広見池^{ひろみいけ}の東岸にあった北新町遺跡^{きたしんまち}が西国からの物資受入の地として機能しました。つづく南北朝時代に、東高野街道沿いの北条^{ほうじょう}・野崎^{のぎき}付近で南朝方の楠木正行^{くすのきまさつら}と北朝方の高師直^{こうのもろなお}による四條畷^{しじょうなわて}の戦い^いが行われ、室町時代後期には、飯盛城^{いもりじょう}が天下人三好長慶^{みよしながよし}の居城となり、三好政権の政治・軍事の拠点となりました。江戸時代中期には、大坂と河内の村々を結ぶ寝屋川^{ねやがわ}の舟運^{しゅううん}と大坂と奈良を結ぶ古堤街道^{ふるつつみかいどう}の陸運^{りくうん}が盛んとなり、角堂^{すみのどう}（住道）付近は多くの人や物資が交わる拠点として賑わいました。

今日の本市の繁栄は、交通・軍事の要衝として発展してきた歴史文化の上に成り立っています。



飯盛城跡



堂山1号墳



北新町遺跡出土東大寺刻印瓦



東高野街道道標



古堤街道の町並み



河内街道の町並み

3. 産業と技術を育んだ歴史文化

市域では、古くからさまざまな産業やものづくりの技術が発達し、大阪など他地域に良質な産品を送り出してきました。

江戸時代前期に、徳川幕府による大坂城再築普請のため、飯盛・生駒山中から切り出された良質な石材が深野池を経由して運ばれました。江戸時代中期には、市域の村々で米の他に綿花や菜種などの商品作物も生産され、木綿や菜種油などの産品が各地へ出荷されました。つづく江戸時代後期には、諸福の船大工が農業用の田舟や踏車^{たぶね ふみぐるま}を製作しはじめ、一大生産地となりました。明治・大正時代になると、生駒山麓で水車動力を活用した薬種や調味料、白粉などの製造が盛んとなり、龍間で石材の採石・加工や天然氷の製造なども行われました。また、明治時代後期以降、鐘紡住道工場をはじめとする近代的な工場が操業し、第2次世界大戦時に、松下飛行機住道工場や松下無線四条工場などの軍需工場も稼働しました。戦後は、三洋電機住道工場がテレビなどを製造する主力工場となりました。

今日、本市は、家電製品を製造する会社や、ネジやバネなどの機械部品を加工する会社など、多くの工場が所在する「ものづくりのまち」として知られており、古くから様々な産業や技術を育んできた歴史文化が息づいています。



諸福で製作された踏車



鐘紡住道工場の門柱



龍間石切場跡



龍間の石工道具（テッポウノミ）



天然氷記念灯籠（龍間神社）

4. 参詣者が往来した歴史文化

市域では、古くから社寺に参詣する人々が多く往来しました。

江戸時代中期に、野崎観音（慈眼寺）の秘仏本尊十一面観音立像の特別開帳を契機に、大坂などから野崎観音へ参詣する野崎参りが盛んとなり、野崎参りの様子は、近松門左衛門「女殺油地獄」や近松半二「新版歌祭文」などの浄瑠璃作品でも紹介されました。つづく江戸時代後期には、市域の村々から伊勢神宮へ集団で参詣するおかげ参りや、参詣の際に派手な衣装などを身に付けて乱舞するおかげ踊りが流行しました。明治時代に浪速鉄道（後の片町線）が開通すると、四條畷駅で下車して四條畷神社へ参詣する人や、住道駅で下車して宝山寺（生駒聖天）へ参詣する人が増加しました。

現在も、毎年5月1日から8日まで行われる「のぎきまいり」に多くの人々が参詣に訪れ、野崎観音の参道に多くの露店が並ぶ風景は本市を代表する春の風物詩です。また、野崎観音や宝山寺などへの道筋を示した道標や、おかげ参りを記念して建てられたおかげ灯籠などは、参詣者が往来した歴史文化を今に伝えています。



のぎきまいり



中垣内越えの道標



観音浜の碑



おかげ灯籠（灰塚）

5. 集落の信仰と祭礼が根付いた歴史文化

本市では、古くからの集落のまとまりが今日まで受け継がれており、歴史的な社寺や祭礼行事が継承されています。

市内最古の神社である中垣内の須麻波神社は、『延喜式』巻九（神名帳）に記載されており、朝廷に官社として認められていたことがわかります。室町時代後期には、浄土真宗が河内に広まり、永正年間（1504～21）に本願寺から野崎の専応寺と三箇の道場に阿弥陀如来絵像が下付されました。江戸時代になると、市域に21の村落が成立し、各村で浄土真宗の道場や浄土宗、曹洞宗、臨済宗、日蓮宗などの寺院が建立され、村の鎮守社も鎮座しました。また、宝永元年（1704）に、東本願寺難波御堂（難波別院）が深野池の開発権を取得し、多くの真宗門徒が新田に移住してきました。江戸時代後期には、五穀豊穡の感謝とよろこびをあらわすため、村中で地車（だんじり）が曳行され、鎮守社に奉納する祭礼も各地で行われるようになりました。

現在も、毎年10月に市内18カ所の神社で行われる秋祭りに32基の地車が奉納され、各地区で継承されたお囃子が披露されます。また、御領菅原神社と須麻波神社（中垣内）の俄芝居や素戔鳴神社（灰塚）と諸福天満宮の宮入提灯行列、北條神社の立提灯奉納など、各地域の特徴的な祭礼行事が継承されています。

本市には、古くから継承されてきた集落の信仰と祭礼が根付いています。



須波麻神社



専応寺本堂



諸福天満宮本殿



坐摩神社本殿



地車曳行（北条）

第4章 文化財の把握状況

1. 文化財の調査成果

本市は、昭和40年代の『大東市史』編纂時に調査を実施して以降、文化財の総合的な調査を実施できていません。個別の文化財に関する調査は、本市および市立歴史民俗資料館が調査を実施し、成果を報告書や図録等で公表しています。また、大阪府教育委員会が有形文化財（建造物）や記念物（遺跡）、無形の民俗文化財、民間伝承などの調査を実施しています。これまでの文化財調査の一覧は表4-1に示すとおりです。

表4-1 過去の文化財調査成果の一覧（1/3）

類型	文献名	発刊年	発刊者
総合	大東市史（古代～近世） 大東市史（近現代編）	昭和48年（1973） 昭和55年（1980）	大東市教育委員会 大東市教育委員会
有形文化財 （建造物）	大阪府の近世社寺建築 大阪府の近代和風建築 旧平野屋新田会所屋敷と建物 大阪府の近代化遺産	昭和62年（1987） 平成12年（2000） 平成14年（2002） 平成19年（2007）	大阪府教育委員会 大阪府教育委員会 大東市教育委員会 大阪府教育委員会
有形文化財 （美術工芸品）	大阪府鐘銘聚5 北河内郡第1・2部 大阪金石誌：石造美術 大東市史（史料編Ⅰ） 大東市史（史料編Ⅱ） 中世大東の歴史と信仰（昭和63年度特別展図録） 近世大東の新田開発（平成元年度特別展図録） 河合家文書（市史編纂史料目録1） 平野屋会所文書（市史編纂史料目録2） 新田村庄屋文書（市史編纂史料目録3） 東家文書（市史編纂史料目録4） 野崎まいりとお染・久松（平成22年度特別展図録） 河合家文書Ⅰ、Ⅱ（市史編纂史料集1～2） 平野屋会所文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（市史編纂史料集3～5） 野崎専応寺（平成26年度特別展図録） 新田村庄屋文書（市史編纂史料集6） 平野屋会所文書Ⅳ（市史編纂史料集7） 諸福村東家文書（市史編纂史料集8） 野崎専応寺文書（市史編纂史料集9） 御領村辻本家文書（市史編纂史料集10） 野崎観音慈恵寺文書上、中、下（市史編纂史料集11～13） 野崎観音信仰の広がりとお塩平八郎門下の豪農（令和6年度企画展図録） 中垣内村山田家文書上（市史編纂史料集14） 中垣内村山田家文書下（市史編纂史料集15）	昭和47年（1972） 昭和48年（1973） 昭和59年（1984） 平成元年（1989） 平成元年（1989） 平成2年（1990） 平成9年（1997） 平成17年（2005） 平成21年（2009） 平成22年（2010） 平成22年（2010） 平成24～25年（2012～2013） 平成26～28年（2014～2016） 平成26年（2014） 平成29年（2017） 平成29年（2017） 平成30年（2018） 平成31年（2019） 令和3年（2021） 令和4～6年（2022～2024） 令和6年（2024） 令和7年（2025） 令和8年（2026）	天岸正男 天岸正男、奥村隆彦 大東市教育委員会 大東市教育委員会 歴史民俗資料館 歴史民俗資料館 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 歴史民俗資料館 大東市教育委員会 大東市教育委員会 歴史民俗資料館 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市 歴史民俗資料館 大東市 大東市 大東市
無形文化財			
有形の民俗 文化財	石の文化財（文化財ガイドブックⅠ） 大東の絵馬（文化財ガイドブックⅢ） 大東の民具 神社探訪・絵馬案内（平成22年度特別展図録） 大東のだんじり（平成25年度企画展図録）	昭和56年（1981） 昭和58年（1983） 平成11年（1999） 平成22年（2010） 平成25年（2013）	大東市教育委員会 大東市教育委員会 大東市教育委員会 歴史民俗資料館 歴史民俗資料館

表 4-1 過去の文化財調査成果の一覧 (2/3)

類型	文献名	発刊年	発刊者
有形の民俗 文化財	「だんじりを活かした地域共働事業」報告書 1, 2, 3	平成 27～29 年 (2015～2017)	だんじりを活かした地域共働事業実行委員会 歴史民俗資料館
	カガクでひもとく民具の世界 (平成 26 年度特別展図録)	平成 26 年 (2014)	
	龍間の石工用具と石材業	平成 29 年 (2017)	残念石研究会
無形の民俗 文化財	大阪府の民俗芸能 地域のくらしとまつり	平成 21 年 (2009) 平成 30 年 (2018)	大阪府教育委員会 進化系アーカイブ と旅するミュージ アム実行委員会
記念物 (遺跡)	堂山古墳群発掘調査概要 (大阪府文化財調査概要)	昭和 48 年 (1973)	大阪府教育委員会
	高野街道 (歴史の道調査報告書 2)	昭和 63 年 (1988)	大阪府教育委員会
	奈良街道 (歴史の道調査報告書 4)	平成元年 (1989)	大阪府教育委員会
	京街道 (歴史の道調査報告書 5)	平成元年 (1989)	大阪府教育委員会
	平野屋新田会所跡確認調査概要報告書 (埋蔵文化財調査報告 30)	平成 22 年 (2010)	大東市教育委員会
	平野屋新田会所跡発掘調査概要 (埋蔵文化財調査報告 33)	平成 24 年 (2012)	大東市教育委員会
	堂山古墳群のひみつ (平成 24 年度特別展図録)	平成 24 年 (2012)	歴史民俗資料館
	平野屋新田会所跡 (埋蔵文化財調査報告 34)	平成 25 年 (2013)	大東市教育委員会
	飯盛山城遺跡測量調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 35)	平成 25 年 (2013)	大東市教育委員会
	飯盛山城遺跡発掘調査概報告 (埋蔵文化財調査報告 40)	平成 28 年 (2016)	大東市教育委員会
	よみがえる平野屋新田会所 (平成 28 年度特別展図録)	平成 28 年 (2016)	歴史民俗資料館
	北・中河内における中世城館の調査	平成 29 年 (2017)	大阪府教育委員会
	飯盛城跡総合調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 42)	令和 2 年 (2020)	大東市教育委員会
	堂山 1 号墳 (令和 2 年度企画展図録)	令和 2 年 (2020)	近つ飛鳥博物館
	三好長慶と大東市の中世 (令和 4 年度特別展図録)	令和 4 年 (2022)	歴史民俗資料館
	平野屋新田会所跡総合調査報告書	令和 5 年 (2023)	大東市
埋蔵文化財	北新町遺跡第 1 次発掘調査報告書	昭和 61 年 (1986)	北新町遺跡調査会
	寺川・北条遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 1)	昭和 62 年 (1987)	大東市教育委員会
	宮谷古墳群調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 2)	昭和 63 年 (1988)	大東市教育委員会
	大東市埋蔵文化財発掘調査概報 (1987～1989 年度) (埋蔵文化財調査報告 3～5)	平成元～2 年 (1989～1990)	大東市教育委員会
	城ヶ谷遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 6)	平成 2 年 (1990)	大東市教育委員会
	中垣内遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 7)	平成 2 年 (1990)	大東市教育委員会
	寺川・鍋田川遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 8)	平成 3 年 (1991)	大東市教育委員会
	北新町遺跡第 2 次発掘調査概要報告書	平成 3 年 (1991)	北新町遺跡調査会
	大東市埋蔵文化財発掘調査概報 (1992 年度) (埋蔵文化財調査報告 9)	平成 5 年 (1993)	大東市教育委員会
	北新町遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 10)	平成 6 年 (1994)	大東市教育委員会
	堂山古墳群 (大阪府文化財調査報告 45)	平成 9 年 (1997)	大阪府教育委員会
	中垣内遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 11)	平成 9 年 (1997)	大東市教育委員会
	北新町遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 12)	平成 9 年 (1997)	大東市教育委員会
	寺川遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 13)	平成 9 年 (1997)	大東市教育委員会
	北新町遺跡第 3 次発掘調査概要報告書	平成 10 年 (1998)	北新町遺跡調査会
	メノコ遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 14)	平成 10 年 (1998)	大東市教育委員会
	北新町遺跡第 3 次発掘調査概要報告書	平成 11 年 (1999)	大東市教育委員会
	御領遺跡 (埋蔵文化財調査報告 15)	平成 12 年 (2000)	大東市教育委員会
	寺川遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 16)	平成 12 年 (2000)	大東市教育委員会
	西諸福遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 17)	平成 15 年 (2003)	大東市教育委員会
	寺川遺跡発掘調査報告書 (埋蔵文化財調査報告 18)	平成 16 年 (2004)	大東市教育委員会
	元粉遺跡 (埋蔵文化財調査報告 19)	平成 16 年 (2004)	大東市教育委員会
	中垣内遺跡 (埋蔵文化財調査報告 20)	平成 16 年 (2004)	大東市教育委員会
	中垣内遺跡 (埋蔵文化財調査報告 21)	平成 16 年 (2004)	大東市教育委員会
	中垣内遺跡 (埋蔵文化財調査報告 22)	平成 17 年 (2005)	大東市教育委員会

表 4-1 過去の文化財調査成果の一覧 (3/3)

類型	文献名	発刊年	発刊者
埋蔵文化財	中垣内遺跡（埋蔵文化財調査報告 23）	平成 17 年（2005）	大東市教育委員会
	中垣内遺跡（埋蔵文化財調査報告 24）	平成 17 年（2005）	大東市教育委員会
	中垣内遺跡（埋蔵文化財調査報告 25）	平成 18 年（2006）	大東市教育委員会
	鍋田川遺跡Ⅱ（埋蔵文化財調査報告 26）	平成 18 年（2006）	大東市教育委員会
	元粉遺跡Ⅱ（埋蔵文化財調査報告 27）	平成 20 年（2008）	大東市教育委員会
	鍋田川遺跡Ⅲ（埋蔵文化財調査報告 28）	平成 20 年（2008）	大東市教育委員会
	中垣内遺跡（埋蔵文化財調査報告 29）	平成 20 年（2008）	大東市教育委員会
	寺川浜遺跡Ⅰ（埋蔵文化財調査報告 31）	平成 24 年（2012）	大東市教育委員会
	石切場跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 32）	平成 24 年（2012）	大東市教育委員会
	野崎条里遺跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 36）	平成 25 年（2013）	大東市教育委員会
	寺川遺跡（埋蔵文化財調査報告 37）	平成 26 年（2014）	大東市教育委員会
	北条西遺跡（埋蔵文化財調査報告 38）	平成 26 年（2014）	大東市教育委員会
	寺川遺跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 39）	平成 26 年（2014）	大東市教育委員会
	北新町遺跡（埋蔵文化財調査報告 41）	平成 30 年（2018）	大東市教育委員会
	野崎条里遺跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 43）	令和 3 年（2021）	大東市教育委員会
	生駒山地西斜面石切丁場群の研究	令和 3 年（2021）	残念石研究会
	北条西遺跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 44）	令和 4 年（2022）	大東市
	中垣内遺跡・元粉遺跡発掘調査報告書（埋蔵文化財調査報告 45）	令和 6 年（2024）	大東市
民間伝承	大東の伝承文化（文化財ガイドブックⅡ）	昭和 57 年（1982）	大東市教育委員会
	大阪府の盆踊り	平成 17 年（2005）	大阪府教育委員会
	大阪伝承地誌集成	平成 20 年（2008）	三善善司
古地名	住道町誌	昭和 31 年（1956）	住道町

2. 文化財の把握状況

本市の歴史文化の特徴を踏まえた文化財の把握状況を表 4-2 に示します。類型別にみると、美術工芸品の考古資料、記念物の遺跡、埋蔵文化財はおおよそ把握できていますが、建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、書跡・典籍、民俗文化財、民間伝承、古地名は一部しか把握できていません。また、無形文化財、記念物のうちの名勝地および動物・植物・地質鉱物ならびに文化的景観、伝統的建造群は未調査のため、ほとんど把握できていません。

表 4-2 類型別の文化財の把握状況

類型		把握状況	評価
有形文化財	建造物	・社寺建築は、本市が実施した調査によっておおそ把握しています。古民家は、本市が実施した調査によって一部把握していますが、市内全域の把握はできていません。近代和風建築、近代化遺産は、大阪府教育委員会が調査を実施していますが、年数が経過しているため現況調査の必要があります。	▲
	美術工芸品（絵画）	・仏画は、『大東市史』編纂時に調査を実施していますが、年数が経過しているため現況調査の必要があります。	▲
	美術工芸品（彫刻）	・仏像は、『大東市史』編纂時に調査を実施していますが、年数が経過しているため改めて把握調査の必要があります。	▲
	美術工芸品（工芸品）	・寺院の梵鐘・半鐘は、天岸正男氏の調査によっておおそ把握していますが、その他の工芸品はほとんど把握できていません。	▲
	美術工芸品（古文書）	・古文書は、大東市史編纂史料集の作成によって把握が進んでいますが、市内全域の把握はできていません。	▲
	美術工芸品（書跡・典籍）	・書跡・典籍は一部しか把握できていません。	▲
	美術工芸品（歴史資料）	・歴史資料は一部しか把握できていません。	▲
	美術工芸品（考古資料）	・これまでの発掘調査で出土したものは把握しています。	○
無形文化財		・調査が未実施のため、把握できていません。	×
民俗文化財	有形の民俗文化財	・本市及び歴史民俗資料館が実施した調査によって、各地域の地車、道標、灯籠はおおよそ把握していますが、地車以外の祭礼用具や生活・生業に関する資料等は一部しか把握できていません。	▲
	無形の民俗文化財	・本市及び歴史民俗資料館が実施した調査によって、各地域の神社祭礼はおおよそ把握していますが、それ以外の無形民俗文化財は一部しか把握できていません。	▲
記念物	遺跡	・これまでの調査により、おおそ把握しています。	○
	名勝地	・調査が未実施のため、ほとんど把握できていません。	×
	動物・植物・地質鉱物	・保護樹木・保護樹林以外は調査が未実施のため、ほとんど把握できていません。	×
文化的景観		・調査が未実施のため、ほとんど把握できていません。	×
伝統的建造物群		・調査が未実施のため、ほとんど把握できていません。	×
埋蔵文化財		・周知の埋蔵文化財包蔵地に登録し、おおそ把握しています。	○
民間伝承		・『大東の伝承文化』編纂時に調査を実施していますが、年数が経過しているため現況調査の必要があります。	▲
古地名		・旧住道町域はおおよそ把握していますが、市内全域の把握はできていません。	▲

凡例：【○】 これまでの調査によりおおそ把握している

【▲】 これまでの調査により一部把握しているが、全体的な把握には至っていない

【×】 調査が未実施のため、ほとんど把握できていない

第5章

文化財の保存・活用に関する将来像と方向性

これまで述べてきたように、市内には飯盛城跡や平野屋新田会所跡などの指定等文化財だけでなく、未指定の多種多様な文化財が所在しており、本市に固有の風土の下、先人によって生み出され、育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた5つの歴史文化が息づいています。

第5次大東市総合計画で掲げている「一人ひとりの幸せの増大」をめざし、第3期大東市総合戦略は、地域資源の活用やその発信などにより、市外からの人の呼び込みや文化・歴史に対する市民の誇りの醸成を図るための施策等を実施するとしています。

また、本市は、「市民や民間を主役に据える」という政策の視点から、民間のノウハウをまちづくりにいかす公民連携や住民自治の取組をいち早く進めてきました。これらの取組を継承しながら、行政、所有者、地域住民、市民団体、学校、企業、専門家など多様な主体が協力し、地域総がかりで文化財や歴史文化の保存・活用に取り組んでいく必要があります。

本計画は、文化財の保存・活用に関する取組を推進することにより、歴史文化と多様な「ひと」が輝き、将来にわたって市民が誇りに思う大東市を実現することをめざし、「ひとと歴史文化がともに輝き愛着と誇りを育む大東のまちづくり」を将来像とします。

この将来像の実現に向けて、1：知る【調査】の視点、2：守る【保存・管理】の視点、3：活かす【活用】の視点、4：広げる【担い手づくり】の視点、5：防ぐ【防災】の視点の5つの方向性を設定します。



図 5-1 将来像と5つの方向性

方向性1 知る【調査】の視点

文化財の滅失・散逸を防止するため、市内にどのような文化財が存在しているかを把握するとともに、文化財の価値を明らかにすることにより、保存・活用につなげます。

そのため、文化財の把握調査や詳細調査を推進するとともに、調査成果を広く公表します。

方向性2 守る【保存・管理】の視点

文化財とその周辺環境の着実な保存に取り組み、将来へ受け継ぐことを目指します。

そのため、文化財の指定・登録や文化財所有者等の支援、祭礼行事の保存・継承等の取組を推進します。

方向性3 活かす【活用】の視点

文化財の価値や魅力を広めることにより、シビックプライドの醸成や地域活性化につなげるとともに、来訪者が本市をさらに好きになることを目指します。

そのため、文化財の情報発信や見学環境の整備、観光振興等の取組を推進します。

方向性4 広げる【担い手づくり】の視点

子どもからシニア世代まで、多くの市民が文化財や歴史文化について学ぶ機会を創出し、地域への愛着を育むことを通じて、文化財の保存・活用の担い手を増やし、次の世代へ文化財や歴史文化を確実に継承することを目指します。

そのため、学校教育や生涯学習において文化財や歴史文化に関する学びの充実を図るとともに、市民ボランティアの育成や伝統文化の担い手の育成にも取り組みます。

方向性5 防ぐ【防災】の視点

過去の災害の経験を教訓に、多様な主体が連携し、地域の心のよりどころである文化財を災害や火災から守ることのできる体制を構築します。

そのため、過去の災害に関する調査や学習を行うとともに、文化財の防災のための取組を推進します。また、関係機関と文化財に関する情報を共有し、適切な予防対策を図るとともに、文化財レスキュー機関との連携体制を構築し、災害に備えます。

第6章

文化財の保存・活用に関する現状と課題

前章で設定した文化財の保存・活用の将来像と方向性を実現していくため、本章は5つの方向性に対応した【調査】、【保存・管理】、【活用】、【担い手づくり】、【防災】の現状と課題を整理します。

1. 【調査】の現状と課題

(1) 現状

1. 文化財の把握調査

第4章で既述のとおり、本市は、昭和40年代の『大東市史』編纂時に調査を実施して以降、文化財の総合的な調査を実施できていません。既往の調査によって、美術工芸品の考古資料、記念物の遺跡、埋蔵文化財はおおよそ把握できていますが、その他の文化財は一部しか把握できていません。

2. 文化財の現況調査

過去の調査で把握した文化財のうち、滅失してしまったものや、所有者の転出等にともない、市外に流出した文化財を確認しています。

3. 文化財の詳細調査

本市は、個別の文化財の価値を明らかにするため、文化財保護審議会委員や市史編纂委員の指導のもと、建造物や美術工芸品の絵画、彫刻、古文書、有形の民俗文化財等の詳細調査を実施しています。

4. 文化財の収集

本市は、所有者等からの依頼により、市域の歴史を知るうえで重要な史資料の寄贈や寄託を受け入れています。また、市域の歴史を知るうえで特に重要な古文書等を古書店で購入した事例があります。

5. 埋蔵文化財の調査

本市は、周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等が実施される際、文化財保護法に基づき、必要な場合に事前確認調査や記録保存のための発掘調査を実施しています。また、埋蔵文化財の範囲や性格を明らかにするための分布調査も実施しています。

6. 文化財調査成果の公表

本市は、古文書の調査成果をまとめた「市史編纂史料集」や、埋蔵文化財の調査成果をまとめた「埋蔵文化財調査報告書」を継続して刊行しています。

7. 市史の作成

本市は、昭和40年代に『大東市史』を作成しましたが、その後の調査成果や新たな知見をもとに、内容の見直しが必要となっています。

(2) 課題

- 課1：未指定文化財の把握調査を推進する必要があります。
- 課2：把握済の文化財の現況を確認する必要があります。
- 課3：未指定文化財の価値を明らかにする必要があります。
- 課4：市域の歴史を知るうえで重要な古文書や民具等を収集する必要があります。
- 課5：埋蔵文化財の範囲や性格を明らかにする必要があります。
- 課6：埋蔵文化財の記録を作成する必要があります。
- 課7：文化財の調査成果を広く公表する必要があります。
- 課8：最新の調査成果や知見に基づく市史を作成する必要があります。

2.【保存・管理】の現状と課題

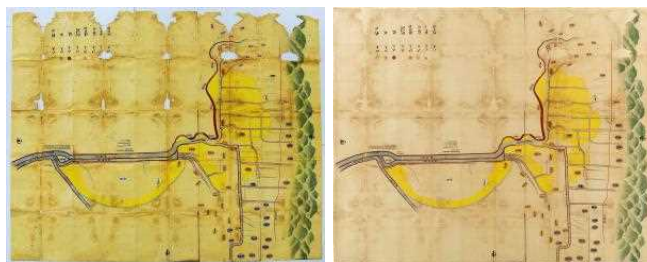
(1) 現状

1. 文化財の指定・登録

本市は、国指定・登録、府指定の文化財に加えて、「大東市文化財保護条例」に基づき、詳細調査によって価値が明らかになった文化財のうち、重要なものを市指定文化財に指定し、保存及び活用のための措置が特に必要なものを市登録文化財に登録しています。

2. 指定等文化財の修復

指定等文化財には劣化が進行し、保存・活用に支障をきたしているものがあります。本市は、令和2年（2020）度ふるさと納税を活用して深野新田周辺川堤絵図の修復を実施しました。



ふるさと納税を活用して修復した深野新田周辺川堤絵図
（左：修復前、右：修復後）

3. 文化財所有者等の支援

本市は、「大東市指定文化財等保存事業補助金交付要綱」で、指定等文化財の所有者が行う保存修理や防災、説明板等の設置の取組について補助金の規定を設けており、これまでに諸福天満宮本殿、石造九重層塔、専応寺絹本着色阿弥陀如来絵像の修復を補助しました。未指定文化財の所有者等には、説明板の設置等の相談に応じています。

4. 文化財の保存施設

本市が所有・管理する文化財は歴史民俗資料館で保管し、一部の考古資料は文化財調査事務所で保管しています。両施設とも建設から30年以上が経過しているため、建物や設備の老朽化が進行しています。



歴史民俗資料館の民俗収蔵庫

5. 史跡の保存・管理

国史跡飯盛城跡と市史跡の堂山古墳群・平野屋新田会所跡では、本市と市民ボランティア等が協力し、定期的に草刈りや清掃、点検等を行っています。史跡指定地内で、遺構の損傷や倒木等があった場合、本市が復旧措置を行っています。



堂山古墳群史跡広場の草刈り

6. 保護樹木・保護樹林の保存・管理

本市は、「大東市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、保護樹木・保護樹林の維持・管理を支援するため、所有者等に報償金を支給するとともに、説明板を設置しています。

7. 祭礼行事の保存・継承

本市は国の補助金等を活用し、^{じぐるま}地車等の祭礼用具の整備や祭礼行事の記録作成を支援しています。

8. 文化財周辺の環境保全

本市は、市内に5ヵ所のせせらぎ水路を整備し、市民に里親になってもらうアドプト制度等を活用し、市民による維持・保全を誘導しています。また、市内各地に残る歴史的町並みや飯盛・生駒山地の自然環境などは、所有者や地域住民、市民ボランティアが美化活動や樹木の剪定・間伐等を行って保全しています。



12号水路の清掃活動（南新田）

9. 文化財の保存技術の保存・継承

本市は、国の補助金を活用し、選定保存技術保持者の技術錬磨にともなう原材料の確保等を支援しています。

(2) 課題

課9：文化財の指定・登録を推進する必要があります。

課10：劣化が進行した指定等文化財を修復する必要があります。

課11：指定等文化財の保存・継承を支援する必要があります。

課12：未指定文化財の保存・継承を支援する必要があります。

課13：文化財保存施設の環境を改善する必要があります。

課14：史跡を良好に保存・管理する必要があります。

課15：保護樹木等の保存・管理を支援する必要があります。

課16：祭礼行事の保存・継承を支援する必要があります。

課17：文化財周辺の環境を保全する必要があります。

課18：文化財の保存技術の保存・継承を支援する必要があります。

3. 【活用】の現状と課題

(1) 現状

1. 文化財の情報発信

本市は、広報「だいとう」やホームページ、Facebook や LINE 等の SNS を活用して文化財に関するイベント情報を発信していますが、文化財の調査成果や見どころ等の発信が不足しています

2. 歴史民俗資料館の常設展示

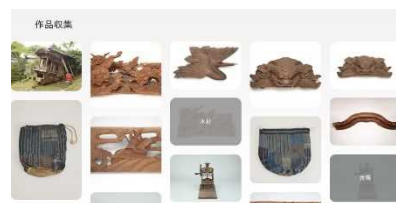
歴史民俗資料館は、常設展示と映像で本市の歴史や文化財に関する情報を発信していますが、平成 24 年（2012）の開館以後、内容の更新が一部しかできていないため、最新の調査成果や知見を反映できていません。



歴史民俗資料館の常設展

3. 文化財のデジタル・アーカイブ化

歴史民俗資料館は、Google が提供するプラットフォーム Google Arts & Culture を活用し、保管する有形の民俗文化財（^{じぐるま}地車の部材、生活用具等）の画像公開を進めていますが、建造物、美術工芸品、記念物などの画像や古写真は公開できていません。



歴史民俗資料館の Google Arts & Culture ページ

4. 文化財の普及啓発

本市は、文化財の調査成果等を紹介する講座や企画展を歴史民俗資料館等で開催しているほか、所有者や市民ボランティア等と協力し、文化財の見学会や公開行事を開催しています。これらの事業の参加者は、歴史や文化財に関心のある人や高齢者が比較的多く、入門者や若い世代の参加は低調です。

文化財の啓発冊子は、『大東市文化財ガイドブック』（昭和 56 年（1981）～昭和 58 年（1983）発行）や『大東市文化財マップ』（平成 21 年（2009）発行）がありますが、作成から年数が経過しているため、最新の調査成果等を反映できていません。



大東市文化財マップ

5. 文化財の見学環境

本市は、市民が地域の文化財に親しむ機会を提供するとともに、来訪者に文化財の価値や魅力をわかりやすく伝えるため、文化財説明板等の整備を進めていますが、デザインの統一化が図られていません。また、設置から年数が経過しているため、老朽化している説明板もあります。



河内街道の説明板（三住町）

6. 文化財の周遊環境

本市は、来訪者の利便性を高めるため、駅周辺に案内マップ等を設置しています。また、令和7年（2025）度から、市内の周遊観光を促進するため、デジタル観光マップの作成を進め、内容の充実を図っていく予定です。

駅から離れた場所にある文化財への交通手段は、市内を運行する民間の路線バスや大東市コミュニティバス等のほか、シェアサイクルなどがあります。



住道駅前の案内板

7. 文化財を活かした観光振興

本市は、文化財を活かした観光振興を図るため、観光ボランティアガイドやまびこによるガイドツアーを実施しているほか、市内の文化財や商店等を周遊するスタンプラリーや謎解きイベント等を実施しています。また、市外で開催されるさまざまなイベントにブースを出展し、文化財の魅力を紹介しています。



やまびこのガイドツアー

8. 地車曳行の活性化

本市を代表する伝統行事である地車^{じぐるま}曳行は各地域の地車保存会等によって運営されています。本市は、地域活性化や観光振興を推進するため、毎年10月に行われる地車集結イベントの運営費の補助を行ったり、広報「だいとう」やSNS等を活用した魅力発信を行ったりしています。



住道だんじりまつり（泉公園）

9. 文化財を活かした広域連携

本市は、近隣の四條畷市・交野市・枚方市・寝屋川市・門真市と共同で、令和5年（2023）に北河内文化財活用広域連携会議（歴史ネットきたかわち）を発足し、参画自治体が持ち回りで文化財に関する講座や見学会等を開催しています。また、飯盛城跡や平野屋新田会所跡の活用事業においても、市域を越えた関係団体の連携・交流が行われています。

（2）課題

課19：文化財の情報発信を強化する必要があります。

課20：歴史民俗資料館の常設展示を更新する必要があります。

課21：文化財のデジタル・アーカイブ化を推進する必要があります。

課22：文化財の普及啓発を推進する必要があります。

課23：文化財の見学環境を整備する必要があります。

課 24：文化財の周遊環境を整備する必要があります。

課 25：文化財の周遊観光を促進する必要があります。

課 26：文化財を活かした観光振興を推進する必要があります。

課 27：地車曳行の活性化を推進する必要があります。

課 28：文化財を活かした広域連携を推進する必要があります。

4.【担い手づくり】の現状と課題

(1) 現状

1. 文化財の教育

本市の公立小学校は、学習指導要領に基づき、3・4年生の社会科の授業で副読本『わたしたちの大東市』を用い、本市の暮らしの移り変わりや歴史、伝統文化等について学習する時間を設けており、3年生を対象にした「ふるさとジュニア検定」も実施しています。また、2年生で校区の探検、3年生で歴史民俗資料館の見学を行っています。



大東市史マンガ戦国時代編

また、本市は、児童・生徒に本市の歴史や文化財をわかりやすく伝えるため、『大東市史マンガ』（古代編・戦国時代編・近世編）を作成し、市内の小中学校に配布しています。

さらに、歴史民俗資料館は小学校に講師を派遣し、昔の道具を用いた出前授業を、野外活動センターは昔の道具を使った「民具×米作り体験」を実施しています。



民具×米作り体験

2. 生涯学習事業

生涯学習センターアクロスは、河内の歴史・文化にふれ、最新の研究成果について学べる「アクロス歴史アカデミー」を、公民館は、「身近にある歴史への気づき」を目的に、市内に残る道標や灯籠などの文化財について学習を深める「公民館地域塾」を開催しています。



公民館地域塾（力士墓の調査）

3. 出前講座

本市は、市民の学習機会の充実を図るとともに、市民協働のまちづくりに役立てるため、市内在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体などを対象に「まちづくり出前講座」を実施しており、講座メニューに「だいとうの歴史と文化財」があります。

また、自治会や市民団体の要望に応じて、地域の歴史や文化財を学ぶ講座なども実施しています。

4. 市民ボランティアの活動

文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアは、歴史民俗資料館と共同で文化財の調査や展示を行う市民学芸員、飯盛城跡や三好長慶のPRを行う大東・三好長慶会、平野屋新田会所跡や関連遺産のPRを行う平野屋新田会所市民サポーター会議、市内の観光ガイドを行う大東市観光ボランティアガイドやまびこ、歴史的景観の保全・活用を行ううだいとう森づくりクラブ、大東環境みどり会などがあります。



市民学芸員の活動（古文書隊）

これらのボランティアを育成するため、本市と大阪産業大学が「大東シニア総合大学」を、歴史民俗資料館が「市民学芸員養成講座」を、大東・三好長慶会が「三好長慶公&飯盛城市民サポーター養成講座」を開講しています。

5. 伝統文化の後継者育成

本市は、各地に伝わる^{じぐるま}地車曳行やお囃子^{はやし}、盆踊りなどの伝統文化の担い手を育成するため、国の補助金等を活用し、保存会や自治会等が行う後継者育成事業を支援しています。

（2）課題

課 29：文化財や歴史文化の教育普及を推進する必要があります。

課 30：文化財や歴史文化の学習機会を充実させる必要があります。

課 31：文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアを育成する必要があります。

課 32：文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアを支援する必要があります。

課 33：伝統文化の後継者育成を支援する必要があります。

5. 【防災】の現状と課題

（1）現状

1. 災害史の調査

本市と歴史民俗資料館は、市内の古文書や歴史資料をもとに、過去の災害状況の調査を進めており、令和4年（2022）に調査成果をもとにした企画展「大東市の水害と治水」を開催しました。

2. 災害史の学習

本市の公立小学校は、副読本『わたしたちの大東市』を用い、昭和47年7月豪雨（大東水害）や平成30年の大阪北部地震について学習する時間を設けています。また、本市は、各地の自治会等に講師派遣を行い、過去の災害状況や防災対策に関する啓発を行っています。

3. 文化財防災の啓発

本市は、市民の防災意識向上と災害対応能力強化のため、さまざまな防災訓練を実施しており、令和3年（2021）に飯盛城跡で山林火災訓練を、令和6年（2024）に野崎観音（慈眼寺）で指定文化財防護訓練を実施しました。また、各地の消防団が自主的に、社寺等の防災訓練を実施しています。



指定文化財防護訓練（野崎観音）

4. 文化財の防災設備

本市は、市が所有・管理していない文化財の防災設備について把握できていません。「大東市指定文化財等保存事業補助金交付要綱」には、指定等文化財の所有者が行う防災の取組について補助金の規定がありますが、これまで交付実績はありません。

5. 文化財レスキューの啓発

歴史民俗資料館は、令和3年（2021）に文化財レスキューの人材育成等を目的とした水損資料レスキュー講習会を実施しました。



水損資料レスキュー講習会
（画像提供：結 creation）

（2）課題

課 34：過去の災害状況を把握する必要があります。

課 35：災害史の学習を推進する必要があります。

課 36：文化財の防災意識を高める必要があります。

課 37：文化財防災の指針を作成する必要があります。

課 38：文化財の防災設備を整備する必要があります。

課 39：市内の文化財リストを関係機関と共有する必要があります。

課 40：文化財レスキューの担い手を育成する必要があります。

課 41：文化財レスキュー機関との連携を強化する必要があります。

第7章

文化財の保存・活用に関する方針と措置

この章では、第5章で設定した将来像「ひとと歴史文化がともに輝き 愛着と誇りを育む大東のまちづくり」の実現に向けて、5つの方向性に基づき今後の取組の方針と措置を定めました。

各措置は市費・府費（大阪府補助金）・国費（文化庁補助金・国交省補助金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等）・その他民間資金（民間財団補助金・大学等研究費・民間団体の活動費・企業等の協賛金等）等を活用しながら進めます。

表7-1～表7-5の各表の記載内容は次の通りです。

- ①番号 …事業の連番
- ②方針 …方針の番号
- ③措置（事業内容）…事業の概要
- ④関係主体 …◎：主体的に取り組む ○：共同で取り組む △：支援・協力する
 - 大東市 …各措置に関係する大東市の部署
 - 所有者等 …文化財所有者、土地所有者
 - 市民 …自治会、在住者、在学者、在勤者
 - 団体 …文化財保存団体、市民ボランティア団体、商工関係団体、企業等
 - 学校 …小学校、中学校、高等学校、大学
 - 専門家 …文化財保護審議会委員、市史編纂委員、大学等の教員、博物館の学芸員等
- ⑤事業期間 …事業に取り組む期間を矢印で記載
 - 赤線 …新規事業
 - 黒線 …継続事業

【措置に関わる表の凡例等】

①番号	②方針	③措置（事業内容）	④関係主体							⑤事業期間				
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	

1. 【調査】の方針と措置

(1) 方針

文化財を把握し、価値を明らかにする

方1：未指定文化財の把握調査を推進します。

方2：把握済の文化財の現況調査を実施します。

方3：未指定文化財の詳細調査を推進します。

方4：市域の歴史を知るうえで重要な古文書や民具等の文化財を収集します。

方5：埋蔵文化財の分布調査を実施します。

方6：埋蔵文化財の発掘調査を実施します。

方7：文化財の調査成果を広く公表します。

方8：最新の調査成果や知見に基づく市史の作成を検討します。

(2) 措置

表 7-1 【調査】に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
1	方1	未指定文化財の把握調査（継続） 未指定文化財の把握調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						
2	方2	把握済の文化財の現況調査（継続） 過去の調査で把握した文化財の現況調査を実施する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						
3	方3	建造物の詳細調査（継続） 古民家、社寺建築、近代建築等の詳細調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	○						
4		美術工芸品の詳細調査（継続） 絵画、彫刻、古文書、歴史資料、考古資料等の詳細調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	○						
5		有形の民俗文化財の詳細調査（継続） 民具、祭礼用具等の詳細調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						
6		無形の民俗文化財の詳細調査（継続） 祭礼行事等の詳細調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						
7	方4	文化財の収集（継続） 市域の歴史を知るうえで重要な古文書や民具等を歴史民俗資料館と共同で収集する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	△						
8	方5	埋蔵文化財の分布調査（継続） 古墳や石切場跡等の埋蔵文化財の範囲や性格を明らかにするための分布調査を実施する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						

表 7-1 【調査】に関する措置 (2/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
9	方6	埋蔵文化財の発掘調査（継続） 土木工事等にもなう埋蔵文化財の発掘調査を実施する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	△						
10	方7	「市史編纂史料集」の作成（継続） 古文書の調査成果をまとめた「市史編纂史料集」を作成する	◎生涯学習課	△	△	△	△	○						
11		「埋蔵文化財調査報告書」の作成（継続） 埋蔵文化財の調査成果をまとめた「埋蔵文化財調査報告書」を作成する	◎生涯学習課	△	△	△	△	△						
12	方8	新「大東市史」の検討（新規） 最新の調査成果や知見にもとづく新「大東市史」の作成を検討する	◎生涯学習課	△	△	△	△	○						

2. 【保存・管理】の方針と措置

（1）方針

文化財の保存・管理のための環境をととのえる

方 9：文化財の指定・登録を推進します。

方 10：劣化が進行した指定等文化財の修復を実施します。

方 11：指定等文化財の保存・継承を支援します。

方 12：未指定文化財の保存・継承を支援します。

方 13：文化財保存施設の環境改善を実施します。

方 14：史跡を良好に保存・管理します。

方 15：保護樹木等の保存・管理を支援します。

方 16：文化財周辺の環境を保全します。

方 17：祭礼行事の保存・継承を支援します。

方 18：文化財の保存技術の保存・継承を支援します。

（2）措置

表 7-2 【保存・管理】に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	大学	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
13	方9	文化財の指定・登録（継続） 条例に基づく文化財の指定・登録を推進するとともに、国登録文化財や大阪府指定・登録文化財の候補の提案も検討する。	◎生涯学習課	△				○						

表 7-2 【保存・管理】に関する措置 (2/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）				
			大東市	所有者	市民	団体	大学	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
14	方 10	指定等文化財の修復（継続） 劣化が進行した指定等文化財の修復を実施する。	◎生涯学習課	○			△	△	→				
15	方 11	指定等文化財所有者の支援（継続） 指定等文化財の所有者が行う保存修理等の取組を支援する。	◎生涯学習課	○	△	△	△	△	→				
16	方 12	未指定文化財の相談窓口の設置（継続） 未指定文化財の保存・継承に関する相談窓口を設け、適切な支援を講じる。	◎生涯学習課	○	△	△	△	△	→				
17	方 13	文化財保存施設の環境改善（継続） 歴史民俗資料館や文化財調査事務所の修繕や設備の更新等を実施する。	◎生涯学習課						→				
18	方 14	史跡の保存・管理（継続） 史跡の定期的な草刈りや清掃、点検等を行い、遺構の損傷や倒木等があった場合は適切な保存・復旧措置を行う。	◎生涯学習課	◎	◎	◎	△	△	→				
19	方 15	保護樹木等の保存・管理（継続） 保護樹木・保護樹林の所有者等に報償金を支給し、適正な維持・管理を働きかける。	◎みどり課	◎	◎	◎			→				
20	方 16	祭礼行事の保存・継承（継続） 国の補助金等を活用し、地車等の祭礼用具の整備や祭礼行事の記録作成等を支援する。	◎生涯学習課			◎		△	→				
21	方 17	文化財周辺の環境保全（継続） 所有者や市民ボランティア等が行う水路の美化活動や樹木の剪定・間伐等を支援するとともに、親水空間の整備や緑化の推進を検討する。	○市民政策課 ○水政課 ○みどり課	◎	◎	◎	△		→				
22	方 18	文化財保存技術の保存・継承（継続） 国の補助金等を活用し、選定保存技術保持者が行う原材料・用具の確保等を支援する。	◎生涯学習課	◎	△	△			→				

3. 【活用】の方針と措置

（1）方針

文化財を活用し、価値や魅力を広める

方 19：文化財の情報発信を強化します。

方 20：歴史民俗資料館の常設展示を更新します。

方 21：文化財のデジタル・アーカイブ化を推進します。

方 22：文化財の普及啓発を推進します。

方 23：文化財の見学環境を整備します。

方 24：文化財の周遊環境を整備します。

方 25：文化財の周遊観光を促進します。

方 26：文化財を活かした観光振興を促進します。

方 27：地車曳行の活性化を推進します。

方 28：文化財を活かした広域連携を推進します。

(2) 措置

表 7-3 【活用】に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
23	方 19	文化財の情報発信（継続） 文化財の調査成果や見どころ等を広報「だいとう」やホームページ、SNS 等で積極的に発信する。	◎生涯学習課 ○秘書広報課 ○観光振興課	○	○	○	○	△						
24	方 20	歴史民俗資料館の常設展示リニューアル（新規） 最新の調査成果や知見に基づき、歴史民俗資料館の常設展示や映像等を更新する。	◎生涯学習課	△	△	△		△						
25	方 21	文化財のデジタル・アーカイブ化（継続） 文化財や古写真のデジタル・アーカイブ化を歴史民俗資料館、図書館等と共同で推進するとともに、利用者が容易にアクセスできるような閲覧環境の整備を検討する。	◎生涯学習課	△	○	○	○	△						
26	方 22	文化財の普及啓発事業（継続） 文化財の価値や魅力をわかりやすく伝える企画展や講座、見学会等を歴史民俗資料館、図書館等と共同で実施する。	◎生涯学習課	△	△	○	△	△						
27		文化財ガイドブック等の作成（新規） 文化財の価値や魅力をわかりやすく伝えるガイドブックやガイドマップ等を作成する。	◎生涯学習課 ○観光振興課	△	△	○	○	△						
28	方 23	文化財説明板等の整備（継続） 文化財説明板やサイン等を整備・更新するとともに、デザインの統一化を検討する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	△						
29	方 24	観光マップ等の整備（継続） 観光案内板やデジタル観光マップ等の整備・更新を行う。	◎観光振興課 ○生涯学習課	△	△	△								
30	方 25	文化財周遊観光の促進（継続） コミュニティバスやシェアサイクル等を活用した文化財周遊観光を促進する。	○生涯学習課 ○観光振興課 ○交通政策課 ○公民連携推進室	△	△	△								
31	方 26	文化財を活かした観光イベント（継続） 文化財のガイドツアーや周遊スタンプラリー等のイベントを行う。	◎観光振興課 ○生涯学習課	△	△	◎	△	△						
32		市外での文化財の PR（継続） 市外で行われるイベント等で文化財の魅力を積極的に PR する。	◎観光振興課 ○生涯学習課	△	○	◎	△	△						
33	方 27	地車集結イベント（継続） 各地区の地車の集結イベントを実施し、市内外に PR する。	○観光振興課 ○市民政策課 ○秘書広報課		◎	◎								

表 7-3 【活用】に関する措置 (2/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）				
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
34	方 28	文化財を活かした広域連携（継続） 歴史ネットきたかわちの参画自治体と共同で文化財の見学会や講座等を実施するなど、文化財を活かした他地域との連携・交流を推進する。	◎生涯学習課 ○観光振興課	△	○	◎	△	△					

4. 【担い手づくり】の方針と措置

（1）方針

文化財の保存・活用の担い手を増やし、次の世代へ確実に継承する

方 29：文化財や歴史文化の教育普及を推進します。

方 30：文化財や歴史文化の学習機会を充実させます。

方 31：文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアを育成します。

方 32：文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアを支援します。

方 33：伝統文化の後継者育成を支援します。

（2）措置

表 7-4 【担い手づくり】に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
35	方 29	学校教育での歴史文化の学習（継続） 学校教育において、本市の歴史文化の学習を推進する。	◎教育研究所 ○生涯学習課	△	△	△	◎							
36		歴史文化を紹介する副教材の作成（継続） 児童・生徒向けに、本市の歴史文化を紹介する副教材を作成する。	◎生涯学習課 ○教育研究所		△	△	○	△						
37		昔の道具を活用した体験学習（継続） 児童・生徒向けに、昔の道具を活用した体験学習を、歴史民俗資料館、野外活動センターが主体となって実施する。	◎生涯学習課		△	△	○							
38	方 30	生涯学習事業（継続） 本市の文化財や歴史文化を学ぶ講座やフィールドワーク等を、歴史民俗資料館、生涯学習センター、公民館、図書館等と共同で実施する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	△						
39		出前講座（継続） 地域のニーズに応じた出前講座を実施する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	△						

表 7-4 【担い手づくり】に関する措置 (2/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）				
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
40	方 31	市民ボランティアの育成（継続） 文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアの養成講座等を行う。	◎生涯学習課 ○観光振興課 ○市民政策課	△	○	◎	○	△					
41	方 32	市民ボランティアの支援（継続） 文化財の保存・活用に関わる市民ボランティアの活動に資料提供や講師派遣等を行う。	◎生涯学習課 ○観光振興課	△	△	◎	○	△					
42	方 33	伝統文化の後継者育成（継続） 国の補助金等を活用し、伝統文化の後継者育成事業を支援する。	◎生涯学習課		○	◎							

5. 【防災】の方針と措置

（1）方針

文化財を自然災害や火災から守る

方 34：災害史の調査を推進します。

方 35：災害史の学習を推進します。

方 36：文化財防災の啓発を推進します。

方 37：文化財防災対策マニュアルを作成します。

方 38：文化財防災設備の整備を促進します。

方 39：市内の文化財リストを関係機関と共有します。

方 40：文化財レスキューの担い手を育成します。

方 41：文化財レスキュー機関との連携を強化します。

（2）措置

表 7-5 【防災】に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
43	方 34	災害史の調査（継続） 過去の災害に関する史資料の調査や聞き取り調査を歴史民俗資料館、図書館等と共同で推進する。	◎生涯学習課	△	○	○	○	○						
44	方 35	災害史の学習（継続） 学校教育や生涯学習で、過去の災害に関する学習を推進する。	◎教育研究所 ◎生涯学習課 ○危機管理室	△	○	○	◎	△						

表 7-5 【防災】に関する措置（2/2）

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
45	方 36	文化財防災訓練等の実施（継続） 文化財の防災訓練等を実施する。	○危機管理室 ○生涯学習課	◎	◎	◎	△							
46	方 37	文化財防災対策マニュアルの作成（新規） 国のガイドライン等を参考に、文化財の防災対策マニュアルを作成する。	◎生涯学習課 ○危機管理室					△						
47	方 38	文化財防災設備の整備（継続） 指定等文化財を中心に、防災設備の整備を促進する。	◎生涯学習課	◎	△	◎								
48	方 39	文化財リストの共有（継続） 市内の文化財リストを作成し、関係機関と共有する。	◎生涯学習課	△	△	△		△						
49	方 40	文化財レスキューの講習会（継続） 文化財所有者や市民、ボランティア団体等を対象に、歴史民俗資料館、図書館等と共同で文化財レスキューの講習会を実施する。	◎生涯学習課 （資料館 図書館）	○	○	○	○	○						
50	方 41	文化財レスキュー機関との連携（継続） 文化財レスキュー機関との連携体制を強化し、大規模災害等の発生時に、文化財防災センター等の外部支援を大阪府に要請する。	◎生涯学習課 （資料館） ○危機管理室	△	△	△								

<参考>

文化財の防災対策は、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考に進めます。

また、次図に示すように独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへの外部支援を大阪府に要請するとともに、文化財所有者や管理者など各主体の連携により進めるものとします。

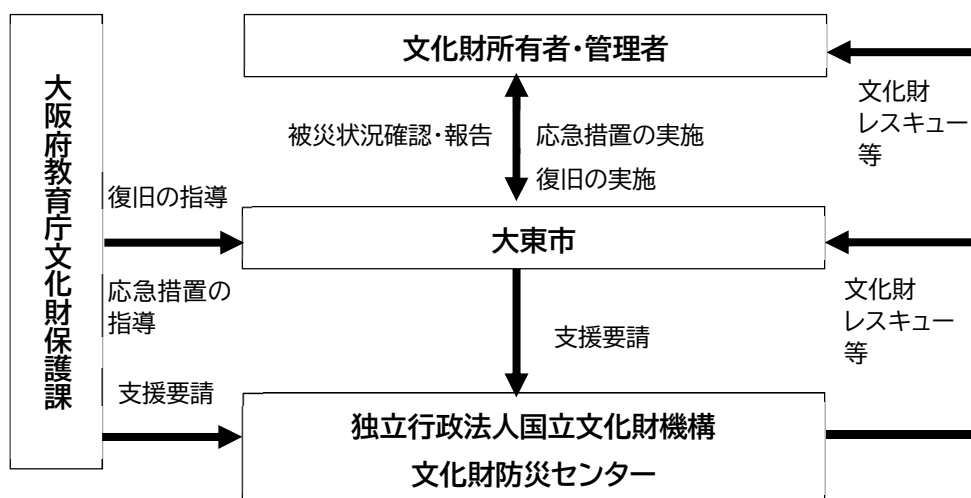


図 7-1 【防災】に関する体制

第8章 重点的な取組

1. 関連文化財群

(1) 関連文化財群の目的と設定の考え方

関連文化財群とは、「指針」によると、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性に基づいて一定のまとまりとして捉えたもの」のことです。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができます。

本計画は、第3章で整理した歴史文化の特徴のうち、「水と共生しながら営まれた歴史文化」につながるものとして、近世大阪平野の発展の契機となった^{ふこのいけ}深野池の新田開発をテーマとする関連文化財群「^{ふこのいけしんでんかいはいしん}深野池新田開発遺産」を設定し、地域活性化や観光振興、学校教育、生涯学習等の多様な分野で一体的に保存・活用することをめざします。

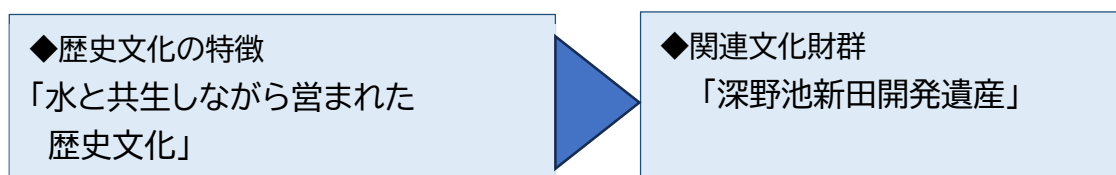


図 8-1 大東市の歴史文化と関連文化財群の関係

(2) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」の概要

江戸時代に深野池の新田開発が行われ、多数の井路^{いじ}や古堤街道が整備されたことにより、大坂や河内の村々との人的・物的交流がさかんになりました。市内には、^{ひらの やしんでんかいしよあと ひもん}平野屋新田会所跡や樋門など、新田開発の歴史を物語る文化財が多く残っています。

(3) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」のストーリー

市域中央部には、江戸時代中期まで深野池が広がっていました。宝永元年（1704）に大和川の付け替えが行われた後、水位が低下した深野池の跡地で、甲子園球場約 84 個分に相当する総面積 325 町 1 反 5 畝（約 322.4ha）の土地が開発されました。

新田開発の後、市域周辺では米や綿・菜種などの商品作物の生産量が増大しました。また、多数の井路や古堤街道が整備されたことにより、大坂市中や河内の村々との人的・物的交流がさかんとなり、大阪平野における経済・交通・文化などの発展につながりました。

享保 6 年（1721）、大坂久太郎町の両替商^{ひらの やまた えもん}平野屋又右衛門が深野南新田（大東市平野屋・谷川・南新田付近^{かわち やみなみしんでん}）と河内屋南新田（東大阪市元町付近）の所有権を取得し、新田を管理・運営するために

平野屋新田会所が設置されました。会所は、年貢の集積や住民の管理、武家の接待等に使われ、災害時には避難所としても機能しました。平野屋新田会所屋敷の建物は、住宅開発業者による宅地開発のため、平成20年（2008）に解体されましたが、本市が屋敷跡の一部を公有化し、千石蔵（米蔵）・道具蔵・船着場・周濠の遺構を保存することができました。

平野屋新田会所跡の周辺は、平野屋又右衛門が摂津国総社の坐摩神社から勧請したといわれる坐摩神社や、新田の井路として機能した銭屋川や新堀川、井路の水量を調整するために建設された樋門などが残っています。

また、大東市立歴史民俗資料館で保管している平野屋新田会所文書や銭屋高松家文書、平野屋新田会所に由来する民具などは、大坂商人による新田経営や新田住民の暮らしを知るうえで貴重な史料です。

深野池新田開発遺産の構成要素は表8-1に示すとおりで、その分布は図8-2のとおりです。

表8-1 「深野池新田開発遺産」の構成要素

類型	指定等	名称	小学校区（所在）
有形文化財（美術工芸品：古文書）	市指定	平野屋新田会所文書	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（美術工芸品：古文書）	市指定	深野新田周辺川堤絵図（平野屋新田会所旧蔵）	四条（歴史民俗資料館）
記念物（遺跡）	市指定	平野屋新田会所 千石蔵跡・道具蔵跡・船着場跡・周濠跡	泉（平野屋）
有形文化財（建造物）	市登録	坐摩神社本殿	泉（平野屋）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	市登録	坐摩神社奉納資料	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（建造物）	未指定	谷川2丁目樋門	住道北（谷川）
有形文化財（建造物）	未指定	谷川公民館前樋門笠石	住道北（谷川）
有形文化財（建造物）	未指定	かみなり樋門	住道北（深野南町）
有形文化財（建造物）	未指定	どんばの伏越樋	泉（平野屋）
有形文化財（建造物）	未指定	三反物の樋	泉（平野屋）
有形文化財（建造物）	未指定	待樋	泉（平野屋）
有形文化財（建造物）	未指定	満島用水樋	泉（南新田）
有形文化財（建造物）	未指定	落合橋下伏越樋笠石	泉（南新田）
有形文化財（美術工芸品：絵画）	未指定	平野屋新田会所の杉戸絵	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（美術工芸品：古文書）	未指定	銭屋高松家文書	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（美術工芸品：古文書）	未指定	五ヶ所文書	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（美術工芸品：考古資料）	未指定	平野屋新田会所跡出土遺物	四条（歴史民俗資料館）
有形文化財（美術工芸品：考古資料）	未指定	平野屋新田会所建物の礎石	泉（平野屋）
有形文化財（美術工芸品：歴史資料）	未指定	農民感謝碑	泉（平野屋）
有形文化財（美術工芸品：歴史資料）	未指定	高松家歌碑	泉（平野屋）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	「又」の境界石	泉（平野屋）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	平野屋新田会所に由来する民具（龍吐水・踏車等）	四条（歴史民俗資料館）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	坐摩神社祭礼と地車曳行	泉・住道北（谷川・平野屋・南新田）
文化的景観	未指定	新堀川周辺の景観	住道北（谷川）
文化的景観	未指定	銭屋川周辺の景観	泉（平野屋・南新田）



図 8-2 「深野池新田開発遺産」の位置



平野屋新田会所千石蔵跡



三反物の樋



どんばの伏越樋



銭屋川



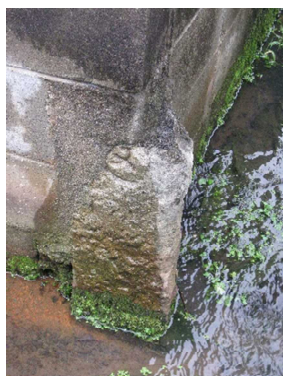
銭屋高松家文書



平野屋新田会所に由来する民具
(龍吐水)



農民感謝碑



「又」の境界石



平野屋新田会所の杉戸絵

(4) 関連文化財群「深野池新田開発遺産」の保存・活用の現状・課題・方針・措置

■「深野池新田開発遺産」の保存・活用に関する現状

- ・本市は、令和5年(2023)度に策定した「市史跡平野屋新田会所跡保存活用計画」に基づき、令和8年(2026)度から平野屋新田会所跡の史跡整備事業を進めていきます。
- ・本市は、専門家や平野屋新田会所市民サポーター会議、近畿大学民俗学研究所等と共同で、平野屋新田会所に関連する古文書や民具の調査を進めています。
- ・平野屋新田会所に関連する古文書や民具は歴史民俗資料館で保管していますが、劣化が進行しているため、修復が必要なものがあります。本市は、令和7年(2025)度から、京都芸術大学と共同で、平野屋新田会所に由来する民具の修復作業に取り組んでいます。
- ・平野屋新田会所跡周辺の5ヵ所に、江戸時代末期に製作された樋門が残っていますが、劣化により破損したものや、都市計画道路の整備のため保存が危ぶまれているものがあります。
- ・本市は、大阪産業大学や平野屋新田会所市民サポーター会議と共同で、「深野池新田開発遺産」の魅力を紹介するパンフレットや説明板等の作成を進めており、講座や展示、見学会等の普及啓発事業において活用しています。
- ・本市の公立小学校は、3・4年生の社会科の授業で副読本『わたしたちの大東市』を用い、大和川の付替えと深野池の新田開発の歴史を学習する時間を設けています。



平野屋新田会所跡整備イメージ図



唐箕の修復作業



笠石が破損した樋門（深野南町）



平野屋新田会所跡パンフレット

■「深野池新田開発遺産」の保存・活用に関する課題

- 課 42：平野屋新田会所跡の見学環境を整備する必要があります。
- 課 43：平野屋新田会所関連史資料の調査を推進する必要があります。
- 課 44：劣化が進行した平野屋新田会所関連史資料を修復する必要があります。
- 課 45：平野屋新田会所跡周辺の樋門を保存・修復する必要があります。
- 課 46：平野屋新田会所跡周辺の水路の景観を保全する必要があります。
- 課 47：深野池新田開発遺産の情報発信を強化する必要があります。
- 課 48：深野池新田開発遺産の普及啓発を推進する必要があります。
- 課 49：深野池新田開発遺産の教育普及を推進する必要があります。

■「深野池新田開発遺産」の保存・活用に関する方針

方 42：平野屋新田会所跡の見学環境を整備します。

方 43：平野屋新田会所関連史資料の調査を推進します。

方 44：劣化が進行した平野屋新田会所関連史資料の修復を実施します。

方 45：平野屋新田会所跡周辺の樋門の保存・修復を図ります。

方 46：平野屋新田会所跡周辺の水路の景観を保全します。

方 47：深野池新田開発遺産の情報発信を強化します。

方 48：深野池新田開発遺産の普及啓発を推進します。

方 49：深野池新田開発遺産の教育普及を推進します。

■「深野池新田開発遺産」の保存・活用に関する措置

表 8-2 「深野池新田開発遺産」の保存・活用に関する措置（1/2）

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）						
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12		
51		平野屋新田会所跡の史跡整備（新規） 市史跡指定地の史跡整備を進める。	◎生涯学習課		△	△	△	△							
52	方 42	先端技術を活用したコンテンツの作成（新規） AR や VR 等を活用し、平野屋新田会所跡の見学を楽しめるコンテンツを作成する。	◎生涯学習課 ○観光振興課		△	△	○	△							
53	方 43	平野屋新田会所関連史資料の調査（継続） 平野屋新田会所に関連する古文書や民具、考古資料等の調査を推進する。	◎生涯学習課（資料館）				○	○	○						
54	方 44	平野屋新田会所関連史資料の修復（継続） 劣化が進行した古文書や民具の修復を実施する。	◎生涯学習課					○	△						
55	方 45	樋門の保存・修復（新規） 平野屋新田会所跡周辺に残る樋門の保存・修復方法を検討する。	◎生涯学習課 ○水政課 ○道路課		△	△		△							
56	方 46	水路の景観保全（継続） 銭屋川や新堀川で定期的な清掃や草刈り等を実施するとともに、老朽化した銭屋川護岸の改修を検討する。	◎水政課 ○生涯学習課		△	◎	△								
57	方 47	深野池新田開発遺産の情報発信（継続） 深野池新田開発遺産の価値や魅力を広報「だいとう」やホームページ、SNS 等で積極的に発信する。	◎生涯学習課 ○秘書広報課 ○観光振興課		○	◎	○	△							
58	方 48	深野池新田開発遺産の普及啓発事業（継続） 深野池新田開発遺産の価値や魅力を紹介する講座や展示、見学会等を歴史民俗資料館、図書館等と共同で実施する。	◎生涯学習課		△	◎	○	△							
59		深野池新田開発遺産の啓発冊子の作成（継続） 深野池新田開発遺産の価値や魅力を紹介するパンフレット等を作成する。	◎生涯学習課		△	○	○	△							

表 8-2 「深野池新田開遺産」の保存・活用に関する措置（1/2）

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）				
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
60	方49	深野池新田開発遺産の教育普及（継続） 副読本や啓発冊子等を活用し、深野池新田 開発遺産について児童・生徒にわかりやす く紹介する。	◎教育研究所 ○生涯学習課		△	△	◎						

◎：主体的に取り組む ○：共同で取り組む △：支援・協力する 赤線：新規事業、黒線：継続事業

2. 文化財保存活用区域

（1）文化財保存活用区域の目的と設定の考え方

文化財保存活用区域とは、「指針」によると、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域」です。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目的としています。

本計画は、以下の考え方にに基づき、2ヵ所の文化財保存活用区域を設定します。

- ①多様な文化財が分布している。
- ②重点的に保存・活用の取組を進めていく文化財がある。
- ③まちづくりや観光振興等において文化財の保存・活用に関する積極的な取組が行われている。
- ④文化財の保存・活用に関わる多様な市民団体等が活動している。

（2）「文化財保存活用区域」の設定

本市北東部に「^{ほうじょう}北条・^{のざき}野崎文化財保存活用区域」を、本市北西部に「^{ごりょう}御領文化財保存活用区域」を設定します（図 8-3）。

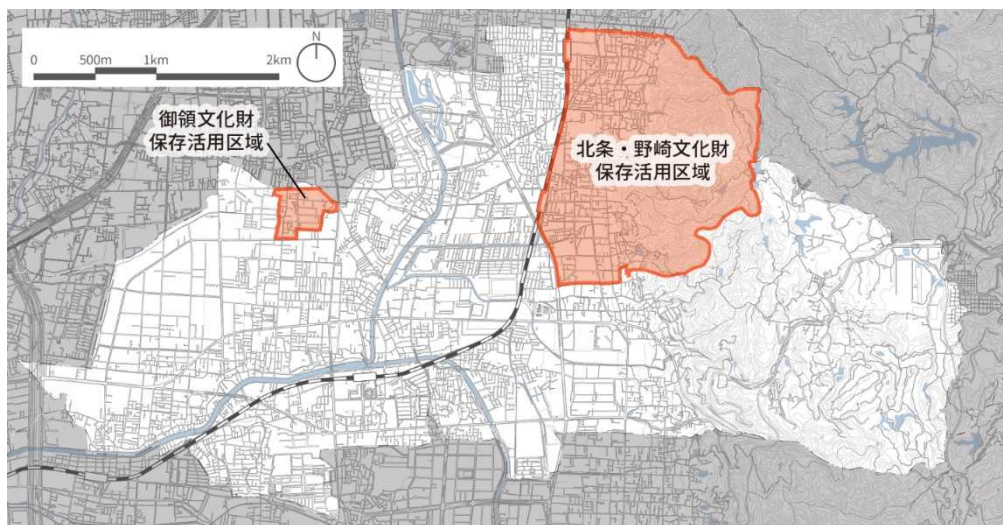


図 8-3 「文化財保存活用区域」の範囲

(3)「北条・野崎文化財保存活用区域」

■「北条・野崎文化財保存活用区域」の概要

北条・野崎文化財保存活用区域には、本市を代表する文化財である飯盛城跡や野崎観音のほか、^{ひがしこうや}東高野街道周辺に多数の文化財が分布しており、のぎまいりや^{じぐるま}地車曳行等の伝統行事もさかんに行われています。

■「北条・野崎文化財保存活用区域」の説明

北条・野崎文化財保存活用区域に所在する飯盛山は、JR 野崎駅や JR 四条駅からハイキングコースを利用して1時間ほどでアクセスが可能であり、多くのハイカーが訪れています。ハイキングコース付近には、名勝地である^{かんさつ}観察の森があります。

飯盛山頂付近に、西日本有数の戦国時代の山城跡である国史跡飯盛城跡^{いいもりじょうあと}があり、石垣や^{くるわ}曲輪、土塁等の城郭遺構が良好に残っています。また、飯盛城跡の周辺には、同時期の城跡である龍間城跡や野崎城跡、江戸時代初期に大坂城再築のため石材を供出した北条石切場跡等の遺跡が分布しています。

飯盛山麓には東高野街道が南北に縦断しており、周辺に^{のぎ}野崎観音（慈眼寺）や^{じげんじ}専応寺、^{せん}北条神社、^{ほうじょう}南条神社等の社寺や古民家、^{がっこう}学校法人四條駅学園本館等の歴史的建造物が多く残っています。

5月に行われるのぎまいりと10月に行われる地車曳行は、いずれも江戸時代からつづく伝統行事であり、多くの地域住民が関わり、市外からも多数の人が訪れています。

北条・野崎文化財保存活用区域には、本市の玄関口である JR 野崎駅と JR 四条駅のほか、歴史民俗資料館や東部図書館、野崎まいり公園などの公共施設、本市と民間事業者が連携して開発した複合施設 morineki など、歴史文化の発信拠点となる施設も所在しています。

北条・野崎文化財保存活用区域内の主な文化財は表 8-3 に示すとおりで、その分布は図 8-4 のとおりです。このほか、歴史民俗資料館で多数の文化財を保管しています。

表 8-3 北条・野崎文化財保存活用区域内の主な文化財（1/2）

類型	指定等	名称	小学校区（所在）
記念物（遺跡）	国指定	飯盛城跡	北条（大字北條）
有形文化財（建造物）	市指定	石造九重層塔	四条（野崎）
有形文化財（美術工芸品：絵画）	市指定	専応寺 絹本着色阿弥陀如来絵像	四条（野崎）
有形文化財（美術工芸品：絵画）	市指定	専応寺 聖徳太子立像	四条（野崎）
有形文化財（美術工芸品：彫刻）	市指定	慈眼寺 十一面観音立像	四条（野崎）
有形文化財（建造物）	未指定	学校法人四條駅学園本館	北条（学園町）
有形文化財（建造物）	未指定	四條駅ホーム跡	北条（学園町）
有形文化財（建造物）	未指定	北条神社本殿	北条（北条）
有形文化財（建造物）	未指定	南条神社本殿	四条（野崎）
有形文化財（建造物）	未指定	国旗掲揚台	北条（大字北條）
有形文化財（建造物）	未指定	慈眼寺本堂	四条（野崎）
有形文化財（建造物）	未指定	専応寺太子堂	四条（野崎）

表 8-3 北条・野崎文化財保存活用区域内の主な文化財（2/2）

類型	指定等	名称	小学校区（所在）
有形文化財（建造物）	未指定	メノコ橋の欄干	四条（野崎）
有形文化財（建造物）	未指定	久作橋	四条（野崎）
有形文化財（建造物）	未指定	野崎橋	四条（野崎）
有形文化財（美術工芸品：工芸品）	未指定	慈眼寺梵鐘	四条（野崎）
有形文化財（美術工芸品：歴史資料）	未指定	四條村忠魂碑	四条（野崎）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	山神石	北条（北条）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	北條神社秋祭りと地車曳行	北条（北条）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	北條神社の立提灯奉納	北条（北条）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	南條神社秋祭りと地車曳行	四条（野崎）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	のぎきまいり	四条（野崎）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	北條神社奉納資料	北条（北条）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	南條神社奉納資料	四条（野崎）
記念物（遺跡）	未指定	北条石切場跡	北条（大字北條）
記念物（遺跡）	未指定	野崎城跡	四条（野崎）
記念物（遺跡）	未指定	龍間城跡	四条（大字野崎）
記念物（遺跡）	未指定	東高野街道	北条・四条（北条・野崎）
記念物（遺跡）	未指定	古戦田伝承地	北条（北条）
記念物（遺跡）	未指定	ハラキリ伝承地	北条（錦町）
記念物（名勝地）	未指定	観察の森	北条（北条）
民間伝承	未指定	とめやん狸の民話	四条（野崎）



飯盛城跡



山神石



東高野街道



慈眼寺梵鐘



専応寺太子堂



四條囃学園本館



国旗掲揚台



メノコ橋の欄干



北條神社の立提灯奉納

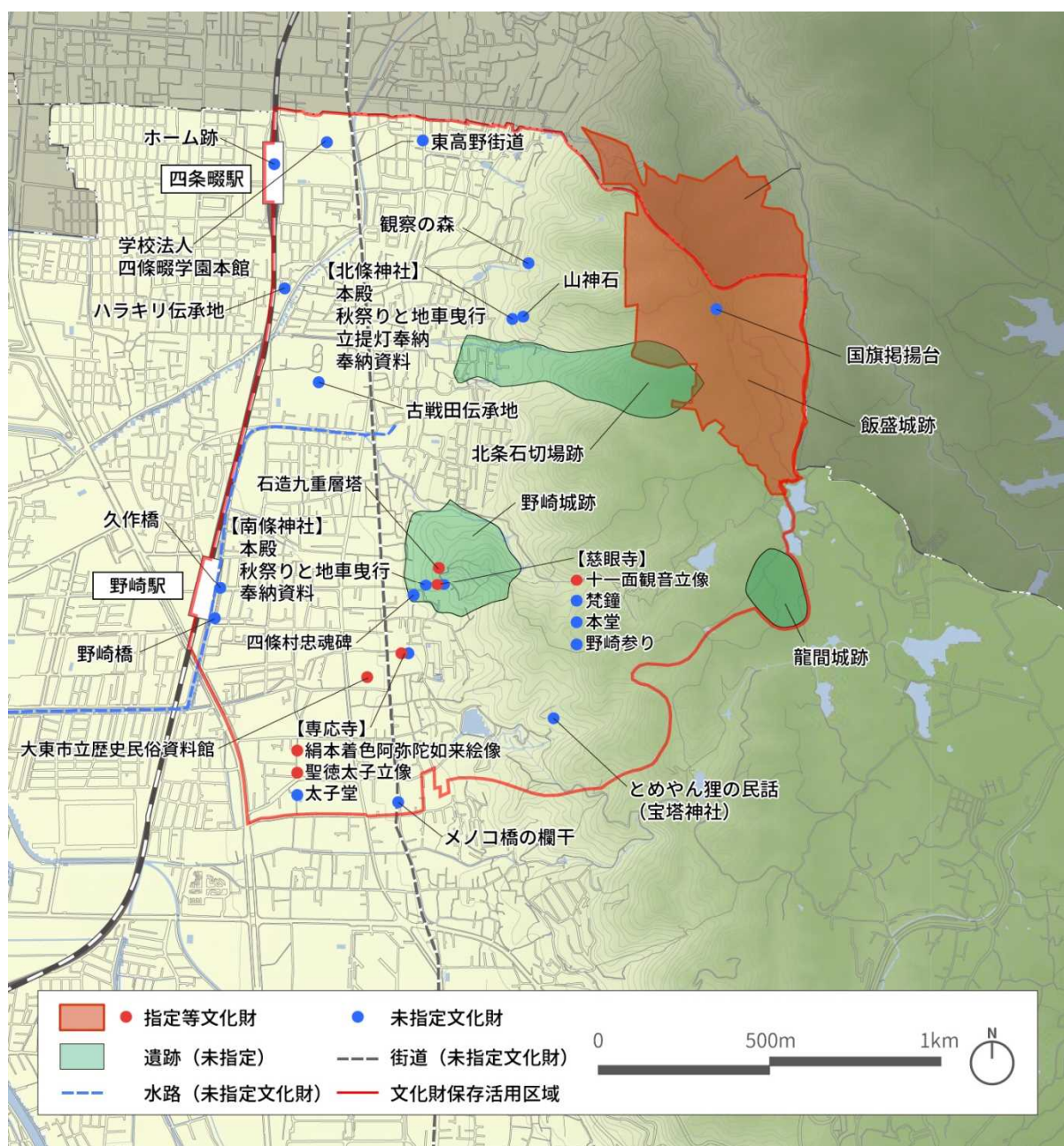


図 8-4 北条・野崎文化財保存活用区域と主な文化財

■北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する現状

- ・本市と四條畷市は共同で、令和5年（2023）度に「史跡飯盛城跡保存活用計画」を、令和6年（2024）度に「史跡飯盛城跡整備基本計画」を策定し、両計画に基づき、飯盛城跡の遺構測量調査、整備手法の調査・研究、普及啓発事業等を進めています。
- ・令和3年（2021）度に飯盛城跡でAR（拡張現実）やVR（仮想現実）を体験することができるCGアプリ「よみがえる飯盛城～「天下人」三好長慶 最後の居城～」を作製しています。
- ・北条・野崎地区の文化財調査は、^{のぎきんのんじげんじもんじょ}野崎観音慈眼寺文書と^{のぎきんのんじげんじもんじょ}野崎専応寺文書の古文書調査を完了していますが、建造物（社寺、古民家、近代建築等）、美術工芸品（絵画、彫刻、歴史資料等）、無形の民俗文化財（祭礼行事等）等の調査が不十分です。
- ・野崎駅、四條畷駅、歴史民俗資料館、野崎まいり公園などに文化財のパフレット等を配架しています。
- ・野崎駅前、歴史民俗資料館、野崎まいり公園に周辺文化財の案内看板を設置しています。
- ・本市は、大東・三好長慶会や観光ボランティアガイドやまびこ等の市民ボランティアと共同で、「三好長慶公武者行列 in 大東」や観光ガイドツアー等のイベントを開催しています。
- ・本市は、野崎観音や地元自治会、企業等と共同で、野崎観音を活かした観光振興の取組として、のぎきまいりのPRや野崎観音の坐禅体験イベント等を実施しています。
- ・地元企業が、飯盛城跡に関連した和菓子や野崎観音の御朱印帳などの商品を開発したり、飯盛山のハイキングイベントを開催したりしています。
- ・飯盛山の景観は、地元住民や大東環境みどり会等の市民ボランティアが主となって、樹木剪定や間伐等を行うことで、保全されています。また、本市は森林環境譲与税を活用した危険木の伐採や、ハイキング道の維持・管理等を行っています。



飯盛城跡整備イメージ図



飯盛城跡の案内看板（野崎駅前）



三好長慶公武者行列 in 大東



野崎観音の坐禅体験



大東環境みどり会の北条里山保全活動

■北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する課題

課 50：飯盛城跡の見学環境を整備する必要があります。

課 51：飯盛城跡の調査・研究を推進する必要があります。

課 52：北条・野崎地区の文化財調査を推進する必要があります。

課 53：北条・野崎地区の文化財情報発信を強化する必要があります。

課 54：北条・野崎地区の文化財の普及啓発を推進する必要があります。

課 55：北条・野崎地区の文化財を活かした観光振興を推進する必要があります。

課 56：飯盛山の景観を保全する必要があります。

■北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する方針

方 50：飯盛城跡の見学環境を整備します。

方 51：飯盛城跡の調査・研究を推進します。

方 52：北条・野崎地区の文化財調査を推進します。

方 53：北条・野崎地区の文化財の情報発信を強化します。

方 54：北条・野崎地区の文化財の普及啓発を推進します。

方 55：北条・野崎地区の文化財を活かした観光振興を推進します。

方 56：飯盛山の景観を保全します。

■北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

表 8-4 北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置（1/2）

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体					事業期間（年度）					
			◎主管課/○関係課	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
61		飯盛城跡の史跡整備（新規） 飯盛城跡の遺構を保護するとともに、解説板や誘導標識等を整備する。	◎生涯学習課	△	△	△	△	△					
62	方 50	先端技術を活用した見学コンテンツの整備（継続） AR や VR 等を活用し、飯盛城跡の見学を楽しむコンテンツを整備・更新する。	◎観光振興課	△	△	△	△	△					
63	方 51	飯盛城跡の調査・研究（継続） 飯盛城跡の遺構測量調査や発掘調査、整備手法の調査・研究を推進する。	◎生涯学習課	△				○					
64	方 52	北条・野崎地区の文化財調査（継続） 北条・野崎地区の建造物（社寺、古民家、近代建築等）、美術工芸品（絵画、彫刻、歴史資料等）、無形の民俗文化財（祭礼行事等）等の調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○					

表 8-4 北条・野崎文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置（2/2）

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体					事業期間（年度）					
			◎主管課/○関係課	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12
65	方 53	北条・野崎地区の文化財の情報発信（継続） 広報「だいとう」やホームページ、SNS のほか、駅や公共施設、morineki 等で北条・野崎地区の文化財に関する情報発信を積極的に行う。	◎生涯学習課 ○秘書広報課 ○観光振興課 ○公民連携推進室		○	◎	○						
66	方 54	北条・野崎地区の文化財の普及啓発事業（継続） 北条・野崎地区の文化財の価値や魅力を紹介する講座や展示、見学会等を歴史民俗資料館、図書館等と共同で実施する。	◎生涯学習課 ○観光振興課		△	△	△	△					
67		北条・野崎地区の文化財啓発冊子の作成（継続） 北条・野崎地区の文化財の価値や魅力を紹介するパンフレット等を作成する。	◎生涯学習課 ○観光振興課		△	△	△	△					
68	方 55	飯盛城跡を活かした観光振興（継続） 武者行列や観光ガイドツアー、ハイキングイベント等の取組を推進する。	◎観光振興課 ○生涯学習課		△	◎	△						
69		野崎観音を活かした観光振興（継続） のぎまいりの PR や、野崎観音の観光ガイドツアーや体験型コンテンツ等の取組を推進する。	◎観光振興課 ○生涯学習課	◎	△	◎	△						
70		飯盛城跡や野崎観音の関連商品の開発（継続） 飯盛城跡や野崎観音の関連商品の開発を促進する。	◎観光振興課 ○産業経済室 ○生涯学習課	○	△	◎	△						
71	方 56	飯盛山の景観保全（継続） 飯盛山の樹木の剪定・間伐等を行う市民ボランティアの活動を支援するとともに、危険木の伐採やハイキング道の維持・管理等を行う。	○産業経済室 ○みどり課 ○道路課 ○生涯学習課	○	○	◎	○						

◎：主体的に取り組む ○：共同で取り組む △：支援・協力する

赤線：新規事業、黒線：継続事業

（４）御領文化財保存活用区域

■御領文化財保存活用区域の概要

御領文化財保存活用区域では、御領せせらぎ水路周辺に風情ある景観が良好に保全され、辻本家住宅主屋をはじめとする歴史的建造物が多く分布しており、^{じぐるまゑいこう}地車曳行や^{ごりようすがわら}御領菅原神社の^{にわかしばい}俄芝居などの伝統行事もさかんに行われています。

■御領文化財保存活用区域の説明

御領地区付近では鎌倉時代に集落が形成されたことが、御領遺跡の発掘調査で明らかになっています。江戸時代に御領村の集落と農地が拡大するなかで、多数の井路（水路）が整備され、「三枚板」といわれる^{たぶね}田舟が主要な交通・輸送手段になりました。

平成12年（2000）度に竣工した御領土地区画整理事業によって、御領地区内の農地や井路は著しく減少しましたが、平成22年（2010）に下水高度処理水を利用した御領せせらぎ水路が整備され、親水性のある水辺空間が復活しました。

御領文化財保存活用区域には、市指定文化財の^{せきぞうじぞうぼさつりゅうぞう}石造地蔵菩薩立像（永禄銘地蔵）や国登録有形文化財の^{つじもとけいじゅうたくしゅおく}辻本家住宅主屋のほか、御領菅原神社、^{おかみ}竈神社、^{さいふくじ}西福寺などの社寺や、御領せせらぎ水路沿いの^{だんぐら}連立式段蔵などがあり、市内有数の伝統的建造物群と文化的景観が残っています。また、区域内に本社がある^{かわむらぎし}川村義肢株式会社の歴史展示室に^{ぎしそうぐ}義肢装具の歴史を伝える歴史資料が所蔵されています。さらに、国の選定保存技術保持者の鈴鹿五郎氏が区域内の工房で美術工芸品保存桐箱を製作しています。

10月に行われる地車曳行と御領菅原神社の俄か芝居は、住民に親しまれてきた伝統行事として継承されています。

御領文化財保存活用区域の主な文化財は表8-5に示すとおりで、その分布は図8-5のとおりです。

表8-5 御領文化財保存活用区域の主な文化財

類型	指定等	名称	小学校区（所在）
有形文化財（建造物）	市指定	永禄銘地蔵	氷野（御領）
有形文化財（建造物）	国登録	辻本家住宅主屋	氷野（御領）
有形文化財（建造物）	未指定	御領菅原神社本殿	氷野（御領）
有形文化財（建造物）	未指定	西福寺本殿	氷野（御領）
有形文化財（建造物）	未指定	御領せせらぎ水路沿いの段蔵	氷野（御領）
有形文化財（美術工芸品・古文書）	未指定	御領村辻本家文書	氷野（御領）
有形文化財（美術工芸品・歴史資料）	未指定	御領菅原神社宮座札	氷野（御領）
有形文化財（美術工芸品・歴史資料）	未指定	義肢装具歴史資料	氷野（御領）
無形文化財	未指定	御領菅原神社の俄か芝居	氷野（御領）
民俗文化財（有形の民俗文化財）	未指定	竈神社のおかげ灯籠	氷野（御領）
民俗文化財（無形の民俗文化財）	未指定	御領菅原神社の秋祭りと地車曳行	氷野（御領）
文化的景観	未指定	御領せせらぎ水路沿いの景観	氷野（御領）
伝統的建造物群	未指定	御領地区の伝統的建造物群	氷野（御領）



辻本家住宅主屋



石造地藏菩薩立像（永祿銘地藏）



御領菅原神社



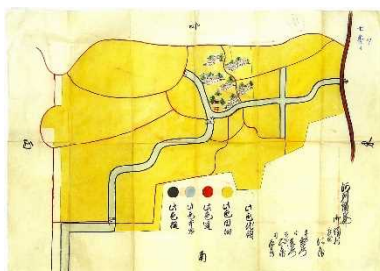
御領せせらぎ水路沿いの段蔵



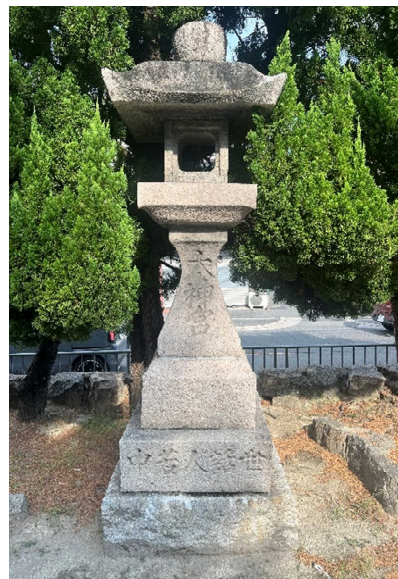
義肢装具歴史資料
(画像提供：川村義肢株式会社)



御領地区の伝統的建造物群



御領村辻本家文書



霨神社のおかげ灯籠



図 8-5 「御領保存活用区域」と主な文化財

■御領文化財保存活用区域の保存・活用に関する現状

- ・御領地区の文化財調査は、御領村辻本家文書の古文書調査が完了していますが、建造物（社寺、古民家等）、美術工芸品（絵画、彫刻、歴史資料等）、無形の民俗文化財（祭礼行事）等の調査が不十分です。
- ・本市は、歴史的な町並みや水郷風景が残る御領地区の魅力を、広報「だいとう」やホームページ等で情報発信しており、新聞やテレビ等でも紹介されています。
- ・観光ボランティアガイドやまびこが、御領せせらぎ水路や辻本家住宅、川村義肢株式会社などを巡るガイドツアーを不定期で開催しています。
- ・御領地区の伝統的建造物群や文化的景観は、所有者や地元住民の努力によって保存・継承されてきましたが、近年は所有者の代替わりや転出等にともない存続が危ぶまれている古民家もあります。
- ・御領地区では、地元住民の有志が「御領せせらぎ水路保存会」を組織し、御領せせらぎ水路の清掃や復元製作した田舟の乗船体験などを行っています。



辻本家住宅の見学会



田舟の乗船体験

■御領文化財保存活用区域の保存・活用に関する課題

- 課 57：御領地区の文化財調査を推進する必要があります。
- 課 58：御領地区の文化財の情報発信を強化する必要があります。
- 課 59：御領地区の文化財の普及啓発を推進する必要があります。
- 課 60：御領地区の伝統的建造物群を保存・活用する必要があります。
- 課 61：御領地区の景観を保全する必要があります。

■「御領文化財保存活用区域」の保存・活用に関する方針

- 方 57：御領地区の文化財調査を推進します。
- 方 58：御領地区の文化財の情報発信を強化します。
- 方 59：御領地区の文化財の普及啓発を推進します。
- 方 60：御領地区の伝統的建造物群の保存・活用を図ります。
- 方 61：御領地区の景観を保全します。

■「御領文化財保存活用区域」の保存・活用に関する措置

表 8-5 御領文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置 (1/2)

番号	方針	措置（事業内容）	関係主体						事業期間（年度）					
			大東市	所有者	市民	団体	学校	専門家	R8	R9	R10	R11	R12	
72	方 57	御領地区の文化財調査（継続） 御領地区の建造物（社寺、古民家等）、美術工芸品（絵画、彫刻、歴史資料等）、無形の民俗文化財（祭礼行事）等の調査を推進する。	◎生涯学習課	△	△	○	○	○						
73	方 58	御領地区の文化財の情報発信（継続） 広報「だいとう」やホームページ、SNS等を活用し、御領地区の文化財の価値や魅力を積極的に発信する。	◎生涯学習課 ○秘書広報課 ○観光振興課	△	○	○	△							
74	方 59	御領地区の文化財の普及啓発事業（継続） 御領地区の文化財の価値や魅力を紹介する講座や展示、見学会等を歴史民俗資料館、図書館等と共同で実施する。	◎生涯学習課	△	○	○	△	△						
75		御領地区の文化財啓発冊子の作成（新規） 御領地区の文化財の価値や魅力を紹介するパンフレット等を作成する。	◎生涯学習課 ○観光振興課	△	△	○	○	△						
76	方 60	御領地区の伝統的建造物群の保存・活用（継続） 所有者の協力を得ながら、建造物の見学会や特別な体験を味わえるユニークメニュー等を推進する。	◎生涯学習課 ○観光振興課	◎	○	○								
77	方 61	御領地区の景観保全（継続） 御領地区の町並みや御領せせらぎ水路を保全する取組を推進する。	○都市政策課 ○水政課	◎	◎	◎	△							

◎：主体的に取り組む ○：共同で取り組む △：支援・協力する

赤線：新規事業、黒線：継続事業

第9章 計画の進め方

1. 計画の進捗管理と評価の方法

本計画では、年度単位で作成した年次計画を、翌年度に年次評価を実施することにより進捗管理を行います。

文化財保護法第183条の9に定める協議会である大東市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という）を、本計画の評価・検証機関として位置づけ、年1～2回程度開催する協議会で、年次計画と毎年度の進捗状況を確認し、意見や助言を得ることとします。

計画最終年度の令和12（2030）年度に、計画全体の総合評価を行い、協議会の意見を聴取したうえで計画の見直しを行い、次期計画に移行します。

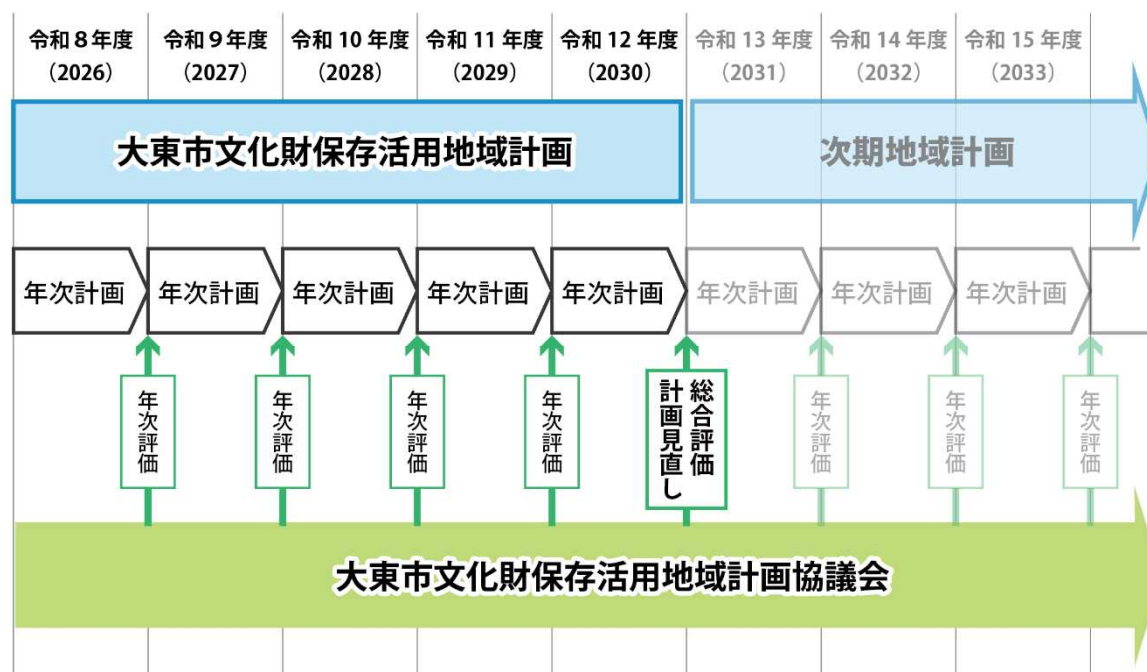


図 9-1 自己評価の流れ

2. 計画の推進体制

本市は、産業・文化部生涯学習課文化財グループを中心に、庁内関係課や関係団体等と連携しながら、本計画に基づく文化財の保存・活用の取組を、地域社会総がかりで推進します。

本計画の推進に関係する主体は次のとおりです（表 9-1）。

表 9-1 計画の推進に関係する主体（1/2）

大東市及び関係機関		役割
産業・文化部	生涯学習課	文化財の保存・活用、史跡（飯盛城跡、堂山古墳群、平野屋新田会所跡）の管理、埋蔵文化財保護、市史編纂、文化財保存・継承活動の支援、市民ボランティアの育成・支援、生涯学習施策（文化財グループ職員5人、うち専門職員3人）
	産業経済室	産業振興施策、森林整備等
	観光振興課	観光施策、文化財を活かした観光振興、市民ボランティアの育成・支援等
危機管理室		防災施策、自主防災組織の育成指導等
政策推進部	戦略企画課	市政施策の企画立案及び総合調整等
	秘書広報課	広報活動、シティプロモーション等
	公民連携推進室	公民連携施策、シェアサイクル等
市民生活部	市民政策課	市民ボランティアの育成・支援、地車集結イベントの運営支援等
都市経営部	都市政策課	都市計画施策、景観施策等
都市整備部	交通政策課	公共交通施策等
	道路課	道路維持・管理、橋りょう管理等
	みどり課	公園管理、緑化計画、保護樹木等
	水政課	河川管理、水路管理等
教育委員会 学校教育政策部	教育研究所	学習指導、教材研究等
大東四條囃消防組合		消火・救助活動、防火・防災訓練
大東市文化財保護審議会		文化財の保存・継承及び活用に関する重要事項（文化財の指定・登録等）の調査・審議
大東市文化財保存活用地域計画協議会		文化財保存活用地域計画の作成・変更・実施に関する協議
歴史民俗資料館（指定管理者）		展示・講座・見学会・体験学習等の実施、文化財の調査、情報発信、市民ボランティアの育成・支援、学校との連携等
公民館（指定管理者）		講座・見学会等の実施、情報発信、市民ボランティアの支援等
図書館（指定管理者）		郷土資料の収集・調査、展示・講座等の実施、市民ボランティアの支援等
生涯学習センターアクロス（指定管理者）		展示・講座・見学会等の実施、情報発信、市民ボランティアの支援等
野外活動センター（指定管理者）		体験学習、情報発信等
所有者等		役割
文化財所有者		文化財の保存・活用への協力
土地所有者		文化財および土地の保存・活用への協力
市民		役割
自治会、在住者、在学者、在勤者等		文化財の保存・活用への協力、支援

表 9-1 計画の推進に関する主体 (2/2)

団体	役割
市民学芸員	歴史民俗資料館と連携した文化財の調査、展示等
大東・三好長慶会	飯盛城跡や三好長慶の PR 活動等
平野屋新田会所市民サポーター会議	深野池新田開発遺産の調査、PR 活動等
大東市観光ボランティアガイドやまびこ	観光ガイド、地域活性化等
大東環境みどり会	河川、水路、里山の保全活動等
だいとう森づくりクラブ	堂山古墳群周辺の自然資源の保全活動等
大東商工会議所	商業振興、地域活性化等
市内立地企業	商業振興、地域活性化等
学校	役割
小学校、中学校、高等学校	文化財や歴史文化の学習
大学	文化財の調査、活用等
専門家	役割
文化財保護審議会委員、市史編纂委員、大学等の教員、博物館の学芸員 等	文化財の保存・活用に関する助言・支援
大阪府の関係機関	役割
大阪府教育庁文化財保護課	文化財の保存・活用に関する助言・支援
大阪府文化財愛護推進委員	文化財保護意識の啓発等



図 9-2 計画の推進体制